

第8回三重県公共事業再評価審査委員会議事録

1 日 時 平成13年12月27日(木) 9時30分～20時

2 場 所 三重県総文センターレセプションルーム

3 出席者

(1) 委 員

渡辺委員長、木本副委員長、青木委員、大森委員、朴委員、速水委員、福島委員

(2) 事務局

県土整備部長、公共事業推進審議監、公共事業推進課長、河川課長 他

農林水産商工部次長、漁業振興課長 他

環境部長、環境部森林保全審議監、森林保全課長 他

4 議事内容

(1) 三重県公共事業再評価委員会開会

(公共事業推進審議監)

ただ今から第8回三重県公共事業再評価審査委員会を開催させていただきます。本日は委員7名の方全員のご出席を賜り、三重県公共事業再評価審査委員会条例第6条に基づき、本委員会が成立することをご報告申し上げます。それでは議事次第に従いまして審議については渡辺委員長よりお願いいたします。

(委員長)

どうもおはようございます。もう年末大変忙しい日にご苦勞様でございます。今日は多分一日中ということになるかと思えます。どうぞ委員の皆様よりお願いいたします。

それではさっそく本日の議事の進行について事務局の方から説明をお願いいたします。

(公共事業推進課)

おはようございます。本日はまず渡辺委員長をはじめ6名の委員の皆様には先月の11月27日には寒い中、林道開設事業国見能見坂線の現地調査にご参加いただきましてありがとうございます。

それでは本日の議事の進行についてご説明いたします。お手元の資料の三重県公共事業再評価審査委員会資料、赤いインデックスを付けたものでございますが、3ページ、資料22の平成13年度三重県公共事業再評価箇所一覧表をご覧ください。このうち本日は二重丸をつけた箇所、河川事業でございますが、二級河川笹笛川統合河川整備事業、二級河川相川広域河川改修事業、一級河川足見川広域一般河川改修事業、一級河川名張川広域一般河川改修事業、二級河川前川広域一般河川改修事業の5箇所、続きまして資料の4ページ、鈴鹿市の準用河川でございますが、北長太川準用河川改修事業につきましてご審議をいただき、意見の集約を図っていただきたいと思いますと考えております。

続きまして第5回、第6回委員会で事業説明を行いました熊野市の海岸環境整備事業につきまして、ご審議をいただき意見の集約を図っていただきたいと思います。

なお、そのあと前回ご質問のございました、公共トイレに関する調査結果についてご説明をさせていただきます。

またその後、資料の3ページの二重丸を付けた箇所でございますが、林道開設事業国見

能見坂線につきましてご審議をいただき、意見の集約を図っていただきたいと考えております。本日は以上8箇所のご審議ということで、長時間にわたるかと思いますが、よろしくをお願いいたします。

(委員長)

それではさっそく再評価対象事業の審議に入ります。まず県の河川事業の審議でありまして、第6回委員会で事業説明を受け、コスト縮減に関する資料の再整理をお願いいたしました事業であります。それにつきまして事務局の方からの資料説明をお願いいたします。

(河川課長)

おはようございます。河川課長の柴原です。よろしくお願いいたします。説明の方は座って説明させていただきます。よろしくお願いいたします。資料18の補足説明資料に基き、コスト縮減の検討結果について資料を再整理し、ご説明させていただきます。まず資料18の1ページをご覧ください。これはコスト縮減を検討した結果の一覧表となっております。それぞれ7億6000万円から1000万円までのコスト縮減となっております。それでは今回、コスト縮減の検討を行った4河川について、事業着手当時の川づくりの考え方の経緯を簡単に申し上げます。資料18の2ページをご覧ください。今回の4河川の事業着手はすべて平成3年度となっております。当時の川づくりの考え方は住民の安全、安心の確保を主眼とする治水を目的とするものでありました。つまり洪水は河川に集め、早く海に流すということで、河川はなるべく直線化し、護岸は壊れないようにすべてコンクリートで固めた川づくりを行ってまいりました。今回の4河川についても同様な考え方の元、当初の計画においては、コンクリート法枠ブロックや張りブロック等の護岸工法を活用してまいりました。そうした時代の中で、自然や環境を保護する考え方が少しずつではありますが、社会的なニーズになってまいりました。これを受けて平成9年に河川法が改正され、自然環境も念頭においた川づくりをすることが義務付けられました。このため平成12年度の再評価においては、事業着手時に計画したコンクリート護岸を全面的に植生の繁茂や魚類に優しい植生ブロックや魚巣ブロック等の多自然型ブロックに替え、事業費の算出を行い、結果として事業費が増額してしまいました。これに基づき委員の先生に説明させていただいたところ、コスト縮減に努力するようご意見を頂戴したところでした。これを受けまして、河川課では多自然型川づくりを念頭においた改修計画の策定から、追跡調査までの一連の業務を行う際の参考資料となる、「自然に配慮した川づくりの手引き(案)」を策定しました。本日はこの冊子に基づき、従来はすべての堤防をコンクリート護岸で固めるという手法だったものを、洪水時の流速や河川特性、自然特性、背後地の土地利用などの観点から見直し、極力護岸を設置しない、あるいはやむを得ず護岸が必要な箇所においてもできるだけ自然環境に配慮した安価な護岸を選定し、コスト縮減を図った結果について再度説明を申し上げます。

ではお手元に配布させていただきました資料の構成について確認させていただきたいと思っております。この資料にはそれぞれインデックスがついていますように相川、名張川、前川、足見川、笹川川の5河川の資料をホッチキスで閉じており、資料の右下には通しでページ番号を記入してあり、全ページ数は38ページとなっております。市の分が後ろについています。38ページまでが私どもの説明の範囲でございます。また各河川の資料構成は相川を例にしますと、相川というインデックスが付いているページをお開きいただきたいと思います。これが今回検討した河川の工法の選定理由書、2枚の構成となっております。3ページと4ページです。よろしいでございますか。

次に5ページを開いていただきたいと思います。これは前回もご覧いただきました河川環境情報図をA3サイズの折込にて付けたものでございます。相川の場合はこの河川環境情報図が5ページから12ページの8枚の構成となっております。間違いございませんでしょうか。この河川環境情報図を左側に、例えば5ページなんですけど左側に事業当初の横断図、それから12年度の見直し、今年度の見直しのそれぞれの横断図を明示し、それが対比できるようにしてございます。これはあと12ページまでも同じような構成にして

おります。また採用した護岸工法の断面図も護岸工法凡例にあるようなタイプ種別を明示しながら図示しております。

続いて13ページを開いていただきたいと思います。ここに事業の内訳表となっております。この表は築堤、掘削、護岸、構造物、用地補償に要する費用、及び測量や事務費などの間接費の数量、金額を12年度と対比できるようにしました。特に護岸工法についてはタイプごとに延長と金額を掲載しました。以上、各河川の構成は選定理由書、河川環境情報図、事業内訳表の順番になっており、それらを一つに綴じて河川ごとにまとめたものが今回お手元にお配りした資料となっております。ご確認よろしいですか。

それでは各河川ごとの説明に入らせていただきます。まず相川でございますが、3ページを開いてください。この上の表にありますとおり、相川の設計流速は2mから3m毎秒で、背後地は右側にありますように住宅、農地、河岸段丘ということになっております。また天神川の設計流速は3mから4m毎秒で背後地は住宅、農地となっております。このため護岸選定の基本方針として、相川中上流部では背後地に農地、住宅地がある部分では護岸を設けますが、河岸段丘区間では土による堤防を考えております。相川下流の感潮区間では背後地が住宅となっていることから護岸を設けるとともに景観修復を図ることとしております。更に天神川でも背後地が農地、住宅地となっていることから護岸を設けるとともに景観修復を図ることとしております。

次に4ページを開いてください。これは前のページの護岸選定基本方針を受けて、「自然に配慮した川づくりの手引き(案)」に基づき設計流速、法勾配から護岸工法を抽出した表となっております。工法と流速の関係の表から一次選定として、相川の場合は植生護岸や木系護岸は流速や腐敗に対して十分な強度がないことから対象外とし、二次選定として地形、地物などの用地幅の制限を受ける箇所や感潮区間で強度が必要な箇所を除き、ブロック系護岸は対象外としました。更に現地では自然石が入手できないこと、多自然性を重視することからかご系護岸を選定しました。

続きまして河川環境情報図を用いて平面的な位置から護岸工法の選定内容について説明させていただきます。まず5ページを開いていただきたいと思います。5ページの左側の横断図をご覧ください。背後地が住宅地であり、感潮区間であることから平均干潮位まではコンクリートの張ブロックとし、それから上段の計画高潮位まではコンクリートの擬石ブロックとし、計画高潮位から計画天端までは築堤区間であることと異常潮位を勘案し、植生に配慮したポーラスコンクリート工としております。

次に6ページの横断図をご覧ください。潮の影響を受ける区間は、先程と同様の考えです。またその上流部は背後地が田面であり、水裏部については水際をかごマットとし、上段には覆土し土堤としており、山付けのところは強度を勘案し土提としております。

次よろしいですか、7ページの方を開いてください。左側の横断図をご覧ください。背後地が田面であり直線部については水際をかごマットとし、上段は既設の護岸を取り壊したときに発生するコンクリートがらを利用した空張工としております。

よろしいですか、次8ページをご覧ください。これも左側の横断図をご覧ください。背後地に住宅地が迫っている箇所については水際をかごマットとし、上段を張りタイプのかごマットとしました。

よろしいですか、9ページをご覧ください。これも左側の横断図をご覧ください。8ページと同様に水際部をかごマットとし、上段を張りタイプのかごマットとしました。

10ページのほうも8ページと同じように水際かごマットとして、上段は張りタイプのかごマットとしました。これは一応相川の部分の図面での説明でございます。

続きまして11ページ天神川の説明に入らせてもらってよろしいですか。11ページをご覧ください。まず11ページにつきましては、この川については改修済み区間で、もう既にコンクリートブロックについて黒で示してありますように施工してあります。

続いて12ページをお願いしたいと思います。天神川の工法につきましては、背後地が住宅密集地で、この平面図にありますように、用地の制約があることから、やむを得ず練石積の護岸を使用することとしました。以上河川環境図による天神川、相川の図面からの

説明でございます。

次13ページを見ていただきたいと思いますが、以上の施工費を取りまとめたものが、13ページに内訳表になっております。護岸のタイプごとにそれぞれ示してありますが、真ん中の覧、12年度の見直しではすべて多自然型コンクリートブロックで施工するように計画したため、護岸の延長は中ほどにございますが、1万6150mで土工事の費用も含めると、真ん中へんでございますが約56億円となっておりましたが、今回の見直しでは護岸工法の見直しと土の堤防により、護岸の総延長としましては1万3816mに減少し、事業費も減少しております。これにより昨年度多自然型工法による全体事業費が、この表の一番下にありますように、約176億9000万に対して、その右との差し引きでございますが、7億6000万のコスト縮減となっております。以上が相川、天神川の説明でございます。

続きまして名張川の説明に入らせてもらってよろしいですか。それでは14ページをお開きください。これも先程と構成は同じでございますが、上の表にありますように名張川の設計流速は6.3から7.4m毎秒で背後地は住宅、農地、工業団地、郵便局、小学校等の公共施設になっております。このため護岸の基本方針として設計流速が大きいことからこれらに対応した護岸形式の選定を行うこととし、水辺の利用の要請のあることから川へのアプローチ施設を設置し、親水性を高めることとしております。また名張川にはオオサンショウウオの生息が想定されることから、生息・生育環境に配慮した護岸形式とし、その改変する区間は最小限としております。

次に15ページを開いていただきたいと思いますが、これも先程と構成は一緒でございますが、前のページの護岸選定基本方針を受けて、川づくりの手引きの案に基づき、設計流速、法勾配から護岸工法を選定した表になっております。工法と流速の関係から一次選定としましては、流速に対して十分な強度が必要なことから、自然石系護岸とブロック系護岸が選定されます。二次選定としまして現地では自然石が容易に入手できる環境にあることから自然石系護岸としました。

続いて河川環境情報図の方からの説明に入りたいと思います。よろしいですか。まず、16ページを開いてください。左岸側はこの平面図からいきますとこの地域の生活道路でもあります国道368号が併走しており、住宅や公共施設が道路に沿って建っております。右岸側は農地であり所々に農地がある状態でございます。上のほうの横断図をご覧ください。左岸側については既設の護岸を活用し、右岸側に堤防を引くこととしております。右岸側も極力既設の護岸を活用することとし、やむを得ず護岸を設ける場合は現地で発生する自然石を利用した緩傾斜の練石張工としております。

次に17ページを見ていただきたいと思いますが、この平面図中央部あたりに起点から1キロの表示があります。1キロ地点が川幅が狭く、平面図にありますように左岸側に大きな工場があり、右岸側が山が迫っております。上の横断図をご覧ください。極力既設の護岸を活用するところは活用しますが、用地幅の制限のある箇所については自然石を利用した5分勾配の連接空石積工としております。

次に18ページをお願いしたいと思います。よろしいですか、このスピードで。まず、18ページの図面中央にある布瀬橋から上流の左岸側は、山がつながっていることから護岸を設けずに山付けとしております。また左側の横断図の右岸側ですね、ちょっと見にくいですが、護岸の法先のところに石を重ねたような状態の図がオオサンショウウオの生息が想定されることから、現地の自然石を段積みにし、巣穴となるように考えております。以上が環境図からの説明でございます。

続きまして19ページの内訳を見ていただきたいと思いますが、これも先程の相川と同じような構成にしておりますが、昨年見直しでは多自然型コンクリートブロックや大型ブロックで施工するように計画したため、護岸の総延長が、これも中ほど真ん中にありますように、3328mで土工事の費用も含めて、真ん中へんでございますが、約13億円となりましたが、今回の見直しでは護岸の工法の見直しにより護岸の総延長が2850mに減少し、土工事も減少しております。これにより昨年度多自然型工法採用による全体事業費が20億5000万に対して、右側の13年度のでいきますと3億1000万のコスト

縮減となっております。以上が名張川の説明でございます。

引き続き前川の説明に入らせてもらってよろしいでしょうか。それでは20ページを開いてください。これも構成は先程の川と同じでございますが、設計流速については1.6mから2.3m毎秒で、背後地は住宅用地、商業用地、公園予定地となっております。また右岸側は河口から県道橋までの約1000mが施工済みとなっており、左岸側は同じように河口から県道橋の下流の880mまでが施工済みとなっております。このため護岸選定の基本方針として県道橋までの120mについては現在の護岸工法で行いたいと考えております。県道橋から上流については右岸側に公園計画があり、これらと一体化した護岸形式としています。

次に同じように21ページを開いていただきたいと思っております。これも前と構成は一緒で、手引き案に基づいて設計流速、法勾配から護岸工法を選定した表となっております。この表からいきまして、一次選定としては、植生護岸の一部を除きすべてが対象となります。しかし二次選定として考えることは、前川は感潮河川であり常に水の出入りがあるため、植生系護岸や木質系護岸については対象外としました。また既設の護岸は石積みであることから、護岸を取り壊したときに発生する自然石を利用できることから自然石系護岸を選定しました。

続いて河川環境図による説明に入りたいと思っております。22ページをお願いしたいと思っております。前川の県道橋の新前川橋から下流は兩岸ともこの平面図にございますように住宅地や商業地となっており感潮河川であります。先程ご説明させていただいたように、右岸側は県道橋の新前川橋まで完成しております。左岸側も新前川橋下流付近まで完成しているため、左岸の新前川橋までの残りの延長については護岸の連続性を確保するために、中央下の横断図のように景観に配慮した自然石張コンクリートブロックを使用しております。新前川橋から国道前川橋の区間についても潮の影響を受けるため護岸を設けることとし、右岸側には町の公園予定もあることから、下右側の横断図のように既設の石積みを取り壊したときに発生する石を利用した自然石空張り護岸とします。以上が環境図の説明でございます。この場合はこれ1枚でございます。

続きまして23ページを見ていただきたいと思っております。これも先程と説明のパターンは一緒でございますが、コンクリートブロックで施工するよう計画したため、護岸の総延長が1960mで、土木工事の費用も含めて約7億2000万となっておりますが、今回の見直しでは護岸工法の見直しにより護岸の総延長こそ変わりませんが、工法を見直したことによって事業費は減額しております。これは昨年のはじいた全体額22億5000万に對して1000万強の減額となっております。これが前川の説明でございます。

続いて足見川の説明に移らせていただいてよろしいでしょうか、24ページを開いてください。説明パターンは一緒ですので、足見川の設計流速は3.7mから4.1m毎秒で、背後地は住宅地、農地、一部山付けとなっております。このため護岸選定の基本方針としては足見川では護岸を設けることとしますが、大きく蛇行している箇所においては水衝部と水裏部を考慮した護岸整備を行います。また改修済みとなっている下流部を除き中上流部では、水際の多様性を持たせることや河川環境の連続性なども配慮することとしました。25ページを開いてください。これも前のページの選定方針を受けて手引き案に基づいて設計流速、法勾配の表からまず1次選定としまして、植生護岸や木質系護岸は流速に対して十分な強度がないことから対象外とし、2次選定として現地では自然石が容易に入手できないことから自然石系護岸は対象外としました。上流にはまた土石流危険区域があるため、かご網破損の可能性からかご系護岸は好ましくないため対象外と考えております。

続きまして河川環境情報図を用いて説明をさせていただきたいと思っております。26ページをご覧いただきたいと思っております。この26ページについてはもう既に化粧張りブロックで施工が完了し改修済みとなっている区間でございます。

続きまして27ページをお願いしたいと思っております。平面図の約中央ぐらいまでが黒で来ております。これは起点から1キロぐらいまでが改修済みとなっております。また1キロ地点から上流は大きく蛇行を繰り返しております。このことから水衝部と水裏部では異なった護岸工法で整備することとしております。具体的には極力既設の護岸を活かすことと

し、水衝部となる箇所は強固な環境保全型ブロックを用いますが、水裏部では接続ブロックに覆土を行い植生に期待しております。

28ページをご覧いただきたいと思います。よろしいでしょうか。左側の横断図をご覧ください。ここにつきましても27と同様の考え方で直線箇所は左右岸とも接続ブロックに覆土をし、植生に期待をしております。これはちょうどH13の真ん中の横断図で説明したつもりでございます。

続きまして29ページをご覧いただきたいと思います。29ページにつきましては若干今までの説明と変わりました。既設護岸を活用、左側の下の横断ですけど、既設の護岸を活用することとしますが、根入れ不足が起こることから根固め工として護岸工を設けることとしております。以上が足見川の河川環境情報図の説明でございます。

引き続きまして30ページを見ていただきますと、今までの川と同じように施工費の取りまとめがございます。この説明でございますが、昨年の見直しではすべて多自然型コンクリートブロックで施工するよう計画したため、護岸の総延長は真ん中、中ほどにありますように6800mで、土工事の費用も含め、約16億円となっていました。今年度の見直しでは護岸工法の見直しと既設護岸の活用により護岸の総延長が6260mに減少し、事業費も減額しております。これにより昨年の29億7000万に対して約3億5000万円のコスト縮減が図られております。以上が4河川の説明でございます。

続いて笹笛川のほうの多自然のほうの説明もよろしいですか。笹笛川の説明は31ページを見ていただきたいと思います。これも同じように上の表にありますように笹笛川の設定流速は2m毎秒で大部分背後地が農地となっております。このため護岸の選定基本方針としては、設計流速が遅く蛇行もしておらず背後地が農地であることから、橋梁などの構造物の一部を除いて護岸を設けないこととします。また井堰による湛水区間には植生の繁茂が期待できないことから、湛水位まで護岸を設けることとしました。

32ページを開いていただきたいと思います。これも前回と同じですが、選定の基本方針案に基づいていきますと、第一次選定としましてすべての護岸工法が選定できます。二次選定として笹笛川は蛇行もしておらず背後地が農地であり、余り強度が必要でないことから植生護岸を選定いたしました。

続いて河川環境図を用いて説明をさせていただきます。33ページをご覧いただきたいと思います。背後地が農地であり、橋梁や井堰などの構造物が所々にございます。左側の横断図をご覧いただきたいと思います。井堰の湛水区間は湛水位までブロックマット等の護岸を設けています。それ以外の箇所については土による堤防としております。あと笹笛の場合は34から37まで同じ説明になってますので、省略させていただきます。

それで、以上の施工費を取りまとめたものが38ページの内訳表でございます。これは昨年の比較はございませんのでこういうまとめ方にしましたけれども、中身を説明しますと護岸延長が3160mとなっており、土木工事を含めた施工費は11億8000万となっております。全体の事業費は前々回の第6回の委員会でお渡ししたチェックリストのとおりでございます。以上川づくりを行っていく上でのコスト縮減のための護岸工法選定についてご説明させていただきました。前回ご説明申し上げましたように、多自然型川づくりはまだ発達段階にあり、技術的な知見も今後積み重ねていく必要があると考えております。今回対象となりました河川についてもより良い川づくり、コスト縮減に今後とも努めていきたいと考えておりますので、よろしくご審議の程お願いします。どうもありがとうございました。

(委員長)

どうも、大変丁寧な資料をたくさんきちっと整理をしていただきまして、ご説明も非常に筋が通った説明をいただいたと思います。それではお聞きをいただきました相川以下、昨年からの再審査であります。ご感想なりご意見なりあれば承りたいと思います。

どうぞ。

(大森委員)

とても丁寧な資料をいただきましたので、思わずm単価を計算してしまったんですけれども、だいたいmあたり35万円ぐらい、35、36万円かかっていたものが32、33万円に落ちてたり、場所によって多少差があるみたいですが、一番安かったのが足見川が、当初m23万円かかっていたものが20万円近くに落ちていると。いただいた資料で私が計算した工事費ですが、いろいろな状況によっても工事のやり方によっても、もちろんばらつきがあるのはとてもよく分かりますし、こういうことをしたことでこのぐらい落ちているということが、結構すごいことだなと思って見せていただいたんですけれども。ただ一つよく分からないのが、河川改修するときの工事費としてm30万円ぐらい、およそそのぐらいにまとまっているみたいなんですけど、それが適正な価格なのか、これは結構お金をかけている河川工事なのか、比較的安く上げたものなのかという判断が私にはつかないし、そこらへんがどうなのかなというものが最後にちょっと疑問が残ったんですけれども、その辺は如何なんでしょう。

(河川課長)

私ども今まで旧の改修の考えで言いますと、全面的に何かに施設を作ってきましたので、少なくともそう意味からいって、過去の河川改修のm単位の感覚からいくと安くはなっています。ただ河川の場合、例えば一つの河川でも法長が規模によって随分違いますので一概には言いにくいんですけど、今回の場合必要最小限というんですか、必要なところは施設は入れましたけど、水裏とか、水裏の場合でも土みのままの場合もあれば最低限に抑える、これは河川の流速とか河川区分によって違ってきますけど。ただ今の状態でいきますと、過去のものよりは安くなっていると思います。それと今後も、先程説明したように多自然でやった経験も浅い、これからどんどん技術も変わってくるし、もちろんよくて安いもの、悪くて高いものという方向にはいかないと思いますので、これからは我々も努力していきますし、今の現段階では最大の努力はしたつもりで、実施する事務所の方とも打ち合わせを重ねてこれだけにまとめてまいりました。

(委員長)

それでは他に。

(木本委員)

丁寧な説明と非常に立派な資料をありがとうございました。今の大森委員の質問に関連してですが、確認ですが、河川工事は多自然型工法を採用すると従来の工法よりも安くなるのか高くなるのか。これ以前の資料ですと旧来の工法にかぶって多自然型工法の工費が示されたんですけれども、あれも考え方によると思うのですが。繰り返しますが、お聞きしたいのは例えば1キロ、従来の全面ブロックでも現場打ちコンクリートでも結構ですが、それを今日のような丁寧な形で多自然を採用された場合、その10キロ区間の工事はどちらが高いのか。

(河川課長)

いわゆるブロックを従前の積みブロック、四角いブロックがございますが、あれを積んでいたものを単に環境に配慮したブロックに変えれば、現時点では流通のコストとかそういう、たくさん作れば安くなるとか、そういった関係もございまして、まだ出だしたばかりですので単純に置き換えれば若干高くなると、三重県内の単価ではそうなっております。ただ多自然型川づくりは従前ですと本当ががちがちに固めておりましたので、例えば今回は土みで置いてしまうとかそういったことを、要は施工延長を短くすることによって、そこはそれを倍加してコスト縮減を図るというふうになってきたと考えています。

(委員長)

はいどうぞ。

(朴委員)

今の説明で理解ができたんですが、私も木本委員と同じ疑問を持っていまして、この前までの説明ですと、多自然型に切り替える場合には環境神話的ないいものができるけれども、非常にコストがかかるというような形で説明されてきたと。今回そういうのではなく、かなり経費縮減につながったということだから、多自然型工法というものはお金がかからないものなのかなというふうに聞いてみたら、ここでの説明の備考欄にかかれていたのは、そういった新しい工法が開発されやすくなったということではなく、どうも延長距離が短くなったとか、いろんな地域での地理的な特性を多自然型に生かすことによって、結果的に延長距離が短くなって、その結果経費縮減につながったんだというようなことが書かれていて、そうだったら多自然型工法にお金を用いたことによって環境に配慮し、しかもコストが安くなったという三重型の何か新しい護岸のやり方が見えているのかなと思って期待したんですが、今のところそうではないということで理解してよろしいんですか。もうちょっとその辺の部分の説明をお願いできますか。要するに多自然型工法というものは、お金がかかるものなのか、考え方によっては安くなるものなのか、そういう可能性はどこまであるのか、ここを出されているものは、そういった可能性はあるんだけど、今現在のあり方としては延長距離が短くなったということが大きく効いたというふうに理解していいのか、その辺の部分何かちょっとあいまいな気がするので、何がどういうふうは形で縮減できて、その可能性がどこまでいえるのか、今後どういうふうにつながっていくのか、それを明確にいついていただきたいと思います。

(河川課)

多自然型川づくりが始まりましたときに、我々技術者は何をやったかと言いますと、従前のツルツル・ピカピカ・ガチガチのコンクリートを生態系に優しい穴が空いた、そういったものに変えようということで、工法だけに目がいってしまいました。今日、今ご説明させていただいたことも多分に工法的なことでありまして、今ご質問いただいたことも多自然型工法に関するご質問だと思うんですが、我々今向かっておりますのは、多自然型、確かに最後は工法に行き着くことはあるんですが、川づくりという長い延長でもって見ていきたいというふうに考えています。ですので一つ、例えば1mあたりの工費で、この従前の工法から多自然型にということで、同じ強度を求めようとすれば高いものになると思います。従いまして水衝部、水あたりのきついところを多自然にしようと思いますと高いものになります。ただ水当たりの弱いところについては土みで放っておくとか、例えば間伐材を用いて安いもので、根のところだけ、常に水のあたる場所だけ固めて、上のほうは土みでおいておくとか、そういう工法の変換も当然ありますので、そういった部分については当然同じ従前のブロック積みか、そういう間伐材の杭みたいなものになりますので、その部分では安くなると。トータルとして全延長で見れば安くなるというような形で今我々考えておりますし、そのように理解していただければと思います。

(朴委員)

最後に一つこれはコメントです。答えを求めません。要するに非常に柔軟な対応型、多様性のある対応型、あるいはベストミックスと言っていいのかな。その地域、地域の自然環境とどこまでの治水としての機能を問うのか、そういうところへの一番適切な工法の採用という形で、今後生かすんだというふうな形で理解してよろしいですか。

(委員長)

はいどうぞ。

(福島委員)

私自身としては、全部この三重県の中にある川を全部改修して災害のために手直しをしていかなくちゃいけないというふうなことは多分ないと思うし、関係者の方も考えてみえ

ないと思うんです。今回のことに関わらず、全体の河川を見まして本当に最小限必要な河川改修にお金をかけていこう、ここは本当は将来的には、今はまあ人家もあって危険はひょっとしたらあるかもしれないけれども、将来的には少し人口が減って行って、そして今の豊かな自然をそのまま手付かずなまま残していける、そういう河川も必要じゃないかというふうな、全体バランスの見直し、安易に今までいろいろお金を投下してきたから、他の河川もどんどんやっけていきましょうというふうなことではなくて、少しブレーキをかけながら本当に自然の治癒能力というのか、そういうものを尊重した形で新たに設計を組み直してもらったらありがたいなというふうに考えております。今日はいろいろ細かくやっていただいて自然とか植生とか、それから魚に優しいという感じでいろいろ考えていただいたんですけど、先程も皆さん言ってらっしゃるように、本当に日々新しい技術というのが改良されていくと思うので、機動力の効いた本当に柔軟性がある、そういう設計というのを考えていただいたらいいなというふうに、感想ですけど思いました。

(委員長)

お答えよろしいですか、はい。

(河川課)

河川改修もすべてやらずにというふうにと取れたんですけど、私ども管理する河川は非常に多ございます。500本余りあって、実際改修をやっているのはその1割に満たないです。しかも特に改修が目立つのは三重県の場合、西から東に川が流れて、交通網が北から南に通ってますね。だから河口部がよく目立つ。特に河川改修の場合下からやっていますので、比率に対してやっていると見えるのは、まだ河口部ということで、河川管理者全体から見ればまだかなり手をつけてない川もありますし、それからいくと決して多いことと多自然型に切り替えてもおりますので、福島委員の言われるようなところからこれからは落ち着いていくと思っておりますけれども。

(福島委員)

はい、ちょっと聞かせてほしいというか、三重県の場合は全国の中で、日本の中で河川事業がより平均よりも必要な県なのか、その点はどうなのでしょう、どちらかというところと少ないというところか。(事業費的なこととございますか、) ええ、事業費。

(河川課)

事業費は申し訳ないんですけども、全国的には高いほうではございません。

いわゆる河川整備率というような数字がありまして、非常にアバウトな数字で申し訳ないんですが、全国で県が管理している河川の整備率はだいたい平均すると44%ぐらいというふうに聞いております。三重県の数字が36%でして、そういった意味で大きく整備率としましては遅れている状況でございます。予算的にも後ろから数えた方が早いというような状況ですので、そういった意味では皆さんの安全、安心という意味においては、これからはレベルアップはしていかなければならない状況にあると思います。ただこういった予算状況の厳しい時代ですので、単なる川だけの対策だけではなくて、これはもちろん地元の方、地域の方と意見交換して同意の上での話になりますが、総合的な対策、地域を含めた流域での対策でありますとか、とりあえずソフト的に逃げていただく対策と、そういったものも合わせてやっていく必要があると思っております。

(木本委員)

今ちょっと整備率の話が出たんですが、整備率の出し方というのは例えば河川改修が必要な場所というのが、まずある意味で距離なり箇所数なりで出されていて、それでされていない部分というので率が出るんですか、それとも管理河川全体から何%改修したよというふうに出すんですか。

(河川課)

今申し上げた数字は、課長が申しましたように三重県の管理しております河川、支川も本川もあわせまして川の名前のついているものが500河川ほどございます。その延長をトータルしますと2300キロほどあります。そのうち半分ぐらいは、実は山の谷あいを通して流れておまして、そこは洪水になっても水かさが上がってまた引いていくだけで、そこは改修はいらないでしょう、中流から河口にかけては堤防の形をしておりますので、そこは何かの形で洪水対策をしてやらないと、溢れて田んぼでありますとか人家に被害が及ぶと、1100キロか1200キロが整備が必要であろうということで、そのうちある一定の整備、それなりの整備ができているのが30数%という状況でございます。

(速水委員)

今回自然に配慮した川づくりという形で随分、特に天然河畔をそのまま残すとか、随分改善されたなという感じで私としては捉えているんですけど。たぶん今回やられたのは、そういう護岸をやるところとやらないところ、一つの工事区間の中でやるところとやらないところというふうな形で地形上、あるいは背後地の状況で判断されている部分と、もう一つはたくさんある護岸工事方法の工法の選択だったんだろと思うんですね、より細かく選択をされた。その結果としてコストが下がったとか、距離が短くなったとかという形だと思うんですけど、多分両端というんでしょうか、一つは本当に三重県の河川改修の必要な箇所をもう一度しっかりあぶり出して、その中でトータルとして将来に向かってどのぐらい河川改修が必要なのかというふうな計画を将来考えていかなければならないんだろというふうに僕は思ってますし、もう一つは工法の選択だけではなくて、三重県はいろんな研究所もありますから、あるいはいろんな組織を使って、三重県は三重県としての多自然工法、新しい工法の研究とかリーズナブルな、コストの安いやりかただとか、三重県にあったようなやり方、特に三重県が独自に作らなければいけないということではないと思うんですけど、いいものがあればどンドンどこからのものでも使えばいいと思うんですけど。もし三重県がこういう先行的、先進的なこういうものを作ったのであれば、より一層進んだ形でどンドン全国に表明していけるようなものを作って、それを逆に三重県の一つの産業として訴えていくぐらいのつもりで検討していければありがたいなと。両端ですよ、計画の必要性の部分をもう一度根本的にチェックし直す部分と、工法の選択だけではなくて新工法みたいなものをいろんな形で検討していくという技術者集団として考えていくみたいなのがあるのとより一層いいのではないかと思います。最後、もう一つ。この例えば相川の4ページに出していただいた工法と設計、流速の関係、それから下の工法と法勾配の関係というのは、すごく僕なんかには分かりやすい図面なので、できればこの工法の後ろに、だいたいm単価みたいなものを出てきたりすると、我々としては「ああそうか、このぐらいかかるのか」と、細かい数字は非常に出しにくい、条件によっては違ってくるんですけど、その辺が分かればありがたいなと、資料だけなんですけどそんなふうに思いました。以上です。

(委員長)

はい。どうぞ青木委員。

(青木委員)

今回の多自然型の工法をご検討されて、非常にコストを安くされたということでございますけれども、従来型工法というのは絶対だめなのかと、環境とかそういったものに優しい河川づくりというような意味でいろいろお考えになって見えるんだと思いますけれども、やはりコストの面からいくと非常に安いということですから、そういった点でやはり従来型工法を多少改良するとか、そういう方法というのはだめなものかというようなことが一点お聞きしたいということです。

それから周辺の河川の問題につきまして地域の住民の皆さんのご要望があると思いますが、大きな川の期成同盟会ができておりますが、こういった対象の二級河川ぐらいのクラ

スでもそういうものがあるのかというのをお聞きしたいと思います。

(河川課)

従来の工法はだめかということなんですけれども、当然余りにも流速が早くて、どうしても固めなければならないところは川の中にはございまして、そういったものについては従来のコンクリートでカチガチに固める必要は当然出てくるかとは思いますが。ただそういったところでも、洪水の時には水かさが上がりますが、普段は水位が低いのでそういったところに石とか、木の枠等で少しの工夫をしてやって自然に配慮するとか、そういうちょっとした工夫をすることによって、いろんな対応ができるのかなというふうに考えます。

それから改修を求める地域のそういった同盟会のご質問ですが、やはり二級河川につきましてもたくさんの川でそういった改修期成同盟会と言いますか、そういったものが組織されております。

(青木委員)

ほとんどの川にそういう組織はあるわけですか。

(河川課)

河川改修の場合、その改修が始まる発端となったものが、やはりあるときの台風でありますとか、集中豪雨による洪水で、道路計画ですとこととあそこをネットワークで結ぼうということで、計画的に実施される場合がありますが、川の場合はどちらかという後追いといいますか、災害が起こって、これは何とかしなくてはならないということで起こってきますので、そういった被害を経験された方はやはり早くしてほしいという強い思いをお持ちですので、先程申しました500の川すべてではありませんけれども、今事業をやらせていただいております川ですと、10とか20ぐらいの。

(青木委員)

ある程度大きな川ということですね。(はい。そうです。)

(木本委員)

5点ぐらいあるんですけれども、教えていただきたいというほうですので。まず最初、確認なんです、何のために多自然工法を採用されるのかということ、これまず前提ですので、ちょっとその確認だけしていただきたいんですが。何のために、なぜ多自然工法を採用するのか。

(河川課)

非常に難しい質問だと思うんですけれども、一つは社会的要請というふうにとらまえております。やはり従前、例えば戦後、たくさんの台風とか洪水が起こりましたし、皆さんとにかく食べるため、生きるためということで、そういった意味で、要は効率重視みたいなところで日本として全体で努力したところで、一息ついたところでやはり振り返られたところが多いのかなと思います。それと、例えば昔ですとどこにでもあったメダカがもう危ない状態にもなっている、そういう河川状態の変化というのをやはりとらまえて、こういったものに取り組むようになったというように考えています。

(木本委員)

はい。ご説明にもありましたように確かに工法に目がいくというのですが、今のご説明ですと皆さんが社会要請で求められた。するとこれは河川の景観とかそういうことに対しても皆さん求められるんじゃないか、これはあまり景観のことは配慮されてない。

それからもう一つ、自然生態系の場合ですと、これ低水、渇水時のほうが問題になってくるんじゃないか。もちろん高水のとどこに魚が隠れるとか、虫がいるとかというこ

とは大事なんですが、端的には低水、濁水時でのご説明が非常に不足しているんじゃないか。その時にメダカがどこにいるとか、それと川魚にとって、いわゆる正常流量とはどういうものなのか、その辺をまたこれから蓄積されていければ、非常に三重県型でいいものができるのではないかと考えております。

それから2番目ですけれども、例えば今日見せていただいた河川環境図なんですけれども、環境先進国のドイツの図面とほとんど同じになってきて立派なものだと思うんです。ただあれは河川課が作られるのかコンサルが作られるのか、どっちなのでしょう。

(河川課)

実際のところはコンサルに委託をしてこの図は作っていただいております。

(木本委員)

それをお聞きしたのは、実は非常に丁寧にされている。ということは設計も時間がかかる、施工も手間隙がかかる、これは最初の、主にご説明のあった質問に跳ね返ってくるんですけれども、ということはトータルすれば、案外と設計施工費に結構お金がかかるんじゃないかという気がふとしたもので、その時に細切れでかなり施工されるもので、発注するときどういうスタイルを取るのか、難しいんじゃないかなという。今までの我々のやってきました施工ですと、例えば1キロごとにぶちきっても似たような施工ですから、設計ですからたいしたことはないですけども、言ってみれば庭やさんに発注するような一式という可能性になるので、そのあたりが難しいんじゃないかなという気がするのと、それから速水委員がチラッと言われたんですが、流速によって工法を採用するというのですが、コンサルにもし出しますと、あのやり方が基準になってしまって、新しいアイデアというのがなかなか入りにくくなるんじゃないか、手引きが出ると、という恐れがある。つまりおっしゃったようにあれは万全ではないということで、コンサルに出すと恐らくコンサルさんはあれで完全にカチカチであるとおりにやってくると思う。そのあたり、これから作っていくんだという意識を強く持たないと、返ってこれが多自然のマニュアル、三重県中同じものができてくるという形になるんじゃないかと心配なんです。それから細かいことになりますけど、さっきの図面で設計流速に数値が一つのもの幅があるものがあるんですね、あれはどうしてかなという、(工法選定の)。例えば資料の3ページですと、2番目と3番目が一つの数値で、一番上と下二つが幅があるという、これは全体的にそういう感じを持ったんですが。

(河川課)

これ一つは、水理的な情報がこの環境図には抜けているんですが、途中で例えば3ページを開いていただいて、河口部ですと資料の5ページにございますが、平面図の方の右上のほうから天神川が合流してまいりますのでそこでいわゆる洪水の流量が変わります。そういった関係でありますとか、あと河床の勾配の関係、変化点があった場合の違いと、その辺がありましてこういった波線というのは不適當かもしれません。例えば河口から黒木橋ですと二つ数字があるというふうな書き方をした方がよろしかったのかもしれませんが、そういったことです。

(木本委員)

はい、水理計算上で合流、分流、勾配の変化ということで、当然こうなってくるんだ、水理計算でこうなるんだという、他のところは一樣水路だと、河川、はい、分かりました。それから青木委員がおっしゃったんですが、これは地元の方に何かご説明、了解ってあるんでしょうか。我々委員会ではこうしていい説明いただいて立派だと思っているんですが、地元の例えば相川の沿岸の方とか、名張川の沿岸の方、流域住民の方には説明会はあるんでしょうか。

(河川課)

具体的な説明はまだ、地域の方にまではおいておりません。(いずれはされる) はい、9年に河川法が変わりまして河川整備計画を作りなさいということで、その際には地域の住民の意見を踏まえて策定ということになっておりますので、ちょっと順序は逆になっておりますけれども、こういったものをお示ししながら当然意見もいただきますし、ご了解もいただく格好になっております。

(木本委員)

そうですね、最終決定は地元の方に対して、見せていただいて、地元の意見を反映させる。(そうです。) はい、ありがとうございます。はい、すいませんでした。ともかく申し上げたかったことは、一番は低水、渇水時に対する配慮を今後手引き、その他もろもろに入れていただきたいということと、発注施工の仕様、ここもまた問題になるんじゃないかと思えます。以上です。意見じゃなくてちょっと教えていただいたかったこと、以上です。

(河川課)

景観についてご意見がございました。これにつきましては今回のご説明がコストと護岸工法みたいな形になってしまったものですからその辺が抜けておりますが、いわゆる川近くの林を残すとか竹やぶを残すとかということもこの中では考えております。渇水時の対応なんです、当然川幅を昔のように平坦な形で広げてしまいますと、水深が薄く広く広がってしましまして、非常に魚にとって不自由なものになりますので、値段にはあまり反映しないんですが、みお筋というものを残して、そういったもので水深は確保していきたいと考えております。ただちょっと、渇水流量とか、そういった普段の本当に水が少ないときのところまでは、なかなか三重県全体としても把握しきれていないところがありますので、今後そこらへんは課題として検討していきたいというふうに考えております。

(木本委員)

追加なんですけれども、私も困っているんですが、利水が上のほう中流であって、みお筋がかなり小さくなったと、細くなったとする。そうすると大事なのは魚がどこで卵を産んでどういう行動をするかということなんです、それがどうでしょうかね、もうほとんど渇水低水流量というのが常態になるとその岸边とか砂に産卵してしまう。ところがある程度水が来るとそれが流されてしまうという、だからそのあたり魚の方から見た場合、同じみお筋でもどういうみお筋がいいのかということになってくるんじゃないかなと、これ私も困っているところなんです。

(河川課)

最近、川のハードの本より魚の先生のとかがいう本を読む機会が増えてまいっているのが実際なんですけれど、何か、その本によりますと洪水が来て濁ってくる。そうすると親魚は卵を生もうかなというふうに考えるそうなんですけれど、なぜかと言いますとそうすると上から軟らかい土砂が運ばれてきていいベットができると、そんなことで産卵行動に移るとそういうことも書かれておりましたし、それに必要なそういう砂がいいのか泥がいいのかというようにいろんなことがあるように聞いておりますが、これも今後の検討課題というふうに考えております。

(木本委員)

よろしく申し上げます。

(委員長)

はいどうもありがとうございました。はい。

(福島委員)

私も先程多自然型のことでいろいろと聞いておりました、お仕事の関係で鮎の番組を作ったことがあります、鈴鹿川の鮎の生態系についてちょっと調べたことがあります。魚道とか魚の動きとか見ておりますと、やっぱり堰とか頭首工の問題がかなり大きな問題になっていると思うんです。今回は治水ということで災害とかということに主眼がおかれているんですが、そういう堰とか頭首工については、川づくりとしてはどういうお考えがあっていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

(河川課)

堰とか頭首工は確かに川の中にあるんですが、こういった言い方はちょっと申し訳ないんですが、水田等をやられる、農業をやられる方が許可工作物という形で設置されていますので、直接河川管理者がよそ様のものに魚道は付けに行きづらいところがあります。従いましてこちらからそういった井堰等の補修をされますとか、作り変えをされる時に何とか魚道をつけていただけませんかというお願いをしているレベルでございます。ただ我々が川幅を広げますときに井堰が真ん中に、途中にあって、それを作り変えるときについては当然魚道をつけるようなことでやらせてはいただいております。

(福島委員)

私もいろいろ調べたときに農業用水との関係がとても大きなネックになっているという話がありました。できるだけそういう区割りの枠を越えた川を見つめる視線というのを行政の側でもなるだけ作ってもらいたいなというふうに思いました。

(委員長)

はい、委員の皆さん、いろいろとご質問いただきまして、去年の件の再審査であったわけでした、去年は非常に多自然型工法というような非常に大きな社会の要請に答えるということで頑張られていたと、それに対してコストも配慮してくださいと、もうちょっと選択的にやってくださいというような意見が多数出て、そして今年再審査ということになったわけで、この一年の間に河川課の皆さん、大変ご苦労されたということに、本当に敬意を表したいと思います。そのご苦労いただいたその一つがこの手引き案、自然に配慮した川づくりの手引き案というものでございます。ですからこれを是非コスト的な配慮でこの相川以下のものについて費用に選択的にいろんなメニューを導入されたというのを一つケーススタディという形で、こういう場合にはこういう考え方から流速に配慮し、コストも配慮しながらこういう選択をしたんだというような代表的なケーススタディをこれに付けていただく、この手引きのところではすべて三重県のものというものでもないわけで、いろんなところから引っぱってこられてとりあえず作られたわけですね。ですからこれをもうちょっと、大変ご苦労なことだと思うんですけれども、今回の再審査のためにそういった勉強をされた成果を組み込まれて、そして速水さんが言われたように単価なんかもきちんと配慮して、それで選択をしたというような跡が伺えるような、そういうものに集大成をされると。そうするとそのうちにコンサル頼りにならずに、そういった県の河川課、あるいはその出先、そういうようなところにもこういう選択的な考え方が浸透していくというきっかけになるというふうに要望したいと思いますので、大変ご努力いただいたことに敬意を表しながら、これを是非生かしていただきたいというのが私の感想です。

(河川課長)

どうもありがとうございました。私どももその手引きについてはこれからもそういうふうにしていかないといけないし、実際やったやつを追跡調査とか結果も集大成してまだまだこれ、発展したものにしていかないといけないと思いますので、一生懸命努力しますので、今後ともよろしく願います。

(委員長)

大変ご苦勞さんだっただと思います、ありがとうございます。(どうもありがとうございますました。) どうもありがとうございますました。それではこの件、再審査ということでございまして異論はない、ただしいろんなこれからの課題などがいろいろ委員の皆さんから出されたということで、これを意見書の方に反映をさせていただきたいというふうに思います。

それでは続きまして、今度は再評価対象事業のほうの笹笛川、これについて審議答申が必要なんですが、これについて委員の皆さん、ちょっと関心を集中していただいて、何かご意見があれば伺いたいというふうに思います。

そうですね、それでは先程説明していただきました中に含まれてますので、笹笛については。それではあともう一つございます。鈴鹿の準用河川の河川改修についてです。これはそうすると鈴鹿市さんですね、どうも失礼しました。

(鈴鹿市)

それでは私、鈴鹿市役所の河川課長の西田と申します。(どうぞお座りください。) 失礼します。それでは引き続きまして、第6回三重県公共事業再評価審査委員会でご審議をいただきました、鈴鹿市の河川事業であります準用河川北長太川につきまして、前回委員さまへの資料不足等から大変ご迷惑をおかけしました。前回ご指摘をいただいております準用河川北長太川河川改修事業におきます費用便益の算定手法についてご説明をさせていただきます。

今回の再評価の実施にあたりまして、平成12年5月に建設省で取りまとめをされました治水経済調査マニュアル案に基づきまして実施をいたしております。河川の整備に要します期間と施設完成後の50年間をあわせて評価対象期間とし、その期間を通じて被害額が軽減される効果を現在価値化しまして、それを総便益Bとし、河川整備に要します建設費、維持管理費から残存価格を引き、現在価値化したものを総費用Cといたしまして、総便益を総費用で除しましたものを費用対効果 B/C としております。それではお手元に配らせていただいております資料のほうに基きまして、算定手順をご説明申し上げます。

まず1ページにあります算定フローのように、まず一番最初に氾濫源と資産調査を行います。計画流量を対象の外力といたしまして想定されます最大浸水区域を特定をいたしまして対象氾濫源といたします。次に統計メッシュデータ等によりまして対象氾濫源内の人口、家屋資産、事業所資産、農作物資産の分布状況の調査を行います。2番目に氾濫シュミレーションを行います。河道と対象氾濫源を含む河道と堤内地の一体となりましたモデル断面を作成いたします。次に確率規模別の流量をモデル断面に与えまして、各断面での水面幅と水位を算定いたしまして、その水位によりまして氾濫源での浸水深を求めてまいります。3番目に年平均被害軽減額の算定を行います。氾濫シュミレーションで算定されました各地点での浸水深と、各資産ごとの被害率から被害額を算定いたします。次に確率規模ごとの被害額とその洪水の生起確率、起こる確率で、年間の軽減されると予想できる被害額を算定をいたします。4番目、最後に経済性の検討を行います。便益の算定は整備期間中は施設の完成度に応じた治水効果が発生をいたします。完成後はその後50年間、100%の治水効果が発生するというようにして計上いたします。なお、将来の便益は金銭価値を現在に割戻しを行い計上いたします。次に費用の方の算定を行います。建設費と維持管理費の合計から、施設の残存価格を除いたものを計上をいたします。便益と同様に将来の費用につきましても、金銭価値を現在に割戻しを行いまして計上いたします。これによりまして費用対効果を求めてまいります。

お手元の資料、2ページをお開きください。資料の2ページは模式図になっておりますけれども、統計メッシュデータ等により氾濫源の資産データをもとに資産調査を行います。項目別評価単価によりまして資産額を算定をしております。この絵でございます。メッシュに切ってありまして、色がオレンジ、黄色、薄いグリーンとなっております。これは資産数が多いか少ないかというようなことで色分けがしてある模式図になっておりますけれども、このようにメッシュに切りましたところでの資産数をそれぞれのメッシュごとに調査を行います。それで資産額の計算をしております。それから確率規模別に氾濫シュミレーションを実施をしております。この絵でいきますと地図上は2分

の1で青い線がございませう。その外に5分の1で赤い線がございませう。これは2年確率の洪水の場合、ここまで氾濫域がございませうとか、5年確率ですとこの赤い線のところまで浸水区域、氾濫域がございませう、そのような計算をしてまいりませう。下の図にございませう断面図にございませうけれども、河道からあふれ出ました浸水、この青い、水の線にございませう。ここまで水位が上がる、浸水するということで、一般家屋が建っていた場合に床高から上の部分に溢れる浸水深が、こういう形で計算をするというような模式図にございませう。求められましたこの浸水深から被害率を求めまして、当該資産額に被害率を乗じまして直接被害額を求め、また浸水により間接的に発生し得る被害額との合計額を総被害額というふうにいたしてございませう。これにより求められました各流量規模ごとの被害額とその正規確率より年平均被害軽減期待額というのを算定をいたしませう。

資料の3ページをございませう。このグラフは便益の算定のグラフにございませうけれども、整備期間と完成後50年を評価対象期間といたしませう、年平均被害軽減期待額を現在価値化をしましませう総便益を求めるとございませう、一番左側の評価時点にございませう。それから白いグラフが本来年平均被害軽減期待額にございませう。現在価値化することによってこの青いグラフが今回求めてございませう総費用便益のグラフになってございませう。この下に赤で書いてございませうけれども、将来における金銭の価値を、年率4%で現時点から年数経過分だけ割り戻して価値をはじいてございませう。これが3ページ目の総便益の求め方を示したグラフにございませう。

続きまして4ページをございませう。4ページのグラフは整備期間中の建設費と施設完成後50年の維持管理費を合わせたものから施設の残存価格を減じまして、現在価値化して総費用を求めるとございませう。これも一番端が評価時点にございませう、整備期間中の完成までが、建設費がずっと延びていってというのが白いグラフにございませう。それから完成することによってそれから発生しますのは、毎年維持管理費が発生するということでございませう。赤いのは現在価値化に戻して計算する場合の価値を表してございませう。これで総費用を求めるとございませう。

次の資料5ページが先程からご説明申し上げてございませう費用対効果B/Cを求めるとございませう。これは準用河川の北長太川の河川事業におきましても同様にこの算定作業を行ってございませう。資料の6ページにございませうけれども、これが北長太川の区域にございませう。ちょっと分かりにくいんですけども、真ん中に北長太川は流れてございませう。これから5年確率の流量が発生した場合の浸水区域の図面をございませう。青く塗ってございませう区域が浸水区域にあたりませう。氾濫面積は55haとなつてございませう、同様に2年確率の場合をやってございませう、それはちょっと資料はついてございませう39ha、当然小さくなつてございませうので2年確率の場合ですと39haとなつてございませう。

続きまして7ページにございませう、これは表の1番にございませうけれども、これは申し上げました2年及び5年確率での想定氾濫区域内の資産総数をまとめたものでございませう。統計メッシュデータによりまして50mメッシュで、先程の図面もそうだったんですけども、50mメッシュで調査を行い、算定をいたしませう。この表の1にまとめたございませう。表の2番の方は表の1で求めてまいりませう資産数量に評価単価をかけまして、想定氾濫区域内の資産総額を出してございませう。治水経済調査マニュアル案、また平成13年度の三重県の統計年鑑等によりまして、鈴鹿市での評価単価を求めまして計算をしております。ちょっと評価単価の資料を付けてはございませう、小さいですけども各一番上、家屋なんですけれども、家屋ですと1㎡あたりの三重県での評価単価というのが、この建設省がまとめた治水経済調査マニュアル案の中に載つてございませう。その金額を乗じているということで、これが例えば家屋ですと1㎡あたりの評価額は三重県の場合ですと、14万9100円、㎡あたり14万9100円ということで評価額が決められてございませう。そういうのをかけて総資産額を求めるとございませう。それからその下にございませう表の3にございませうけれども、表の3は想定氾濫区域内の被害額の集計表にございませう。これは先程の6ページにございませう氾濫シミュレーションで算定されました区域の各地点での浸水深、それから各地点での資産ごとの被害率から被害額を求めるとございませう。

治水経済調査マニュアル案によりまして浸水深により決まります被害率により、直接被害を求めました。また浸水により間接的に発生し得る間接被害につきましても営業停止損失、事業所における応急対策費用、家庭におけます応急対策費用を算定をいたしております。応急対策費用というのは清掃ですとか、代替活動の出費等の計上をするということになっております。また公共土木施設等の被害額とその他の間接被害といたしまして、道路等の浸水被害によりまして交通遮断波及被害を算定をいたしまして計上をしております。2年確率のときに一番下になりますけれども、3億5500万円、5年確率のときには12億2500万円というのが、想定氾濫区域内の被害額の総計というふうになっております。

資料の8ページをお開きいただきたいと思っております。この表の4でございますけれども、これは年平均被害軽減期待額の算定でございます。先程の表の3で求めました各確率規模ごとの被害額とその洪水の生起確率、この表でいきますと区間確率になるんですけれども、それから年間で軽減をされると予想できます被害額、治水効果、それを算定をいたします。北長太川の場合ですと年平均の被害軽減期待額はこの表4にございますように一番右端の下になりますけれども、3億2600万円が年平均被害軽減期待額として計算をされております。下の表の5でございますけれども、これが最終的にまとめました費用対効果の結果でございますけれども、先程から申し上げておりますように3ページ、4ページの計算を行いまして、それがこの資料の一番最後に、前回もここへはOHPに出させていたいただいた表なんですけれども、この9ページの表のように便益の方は整備期間中は施設完成年度に応じて治水効果が発生をするということで計上いたしてございまして、完成後50年間に関しては先程求めてまいりました年平均軽減期待額の3億2600万円を計上いたしてしております。その便益を現在価値化したものがこの便益の部分の右の欄になってございますけれども、年4%で現在価値化で割戻しをいたしますと、便益の総計が一番下の欄にございます61億1900万円というふうになります。費用の方も同じように建設費を計上いたします。それから維持管理を計上いたしまして、その現在価値化で割戻した総計が12億7100万円となってまいります。その結果先程8ページにございましたB/Cの4.82というのを求めております。ちょっと雑ぱくにご説明を申し上げて、またご指摘をいただくのかも分かりませんが、前回ご指摘をいただきました北長太川の費用便益につきましては、このような手法に基づきまして計算をさせていただいております。よろしくご審議の程お願い申し上げます。以上です。

(委員長)

はい、どうもご説明ありがとうございました。今の説明につきまして質問があれば。

(木本委員)

追加説明ありがとうございます。どうですか、フォーマットどおりの計算で、いわゆる公式計算で、結構でございます。数字、ごめんなさい、ちょっと私、前に質問したことに戻ってしまって恐縮なんですけれども、完工が20年ちょっと経つんですか、これは普通河川でしたっけ、2級でしたっけ。(これは準用河川、市の準用河川) そうすると5分の1というのは、準用だから2級に相当するんですね、2級にかぶってくる、2級は。

(鈴鹿市)

河川法で、市の河川の場合、本来ですと河川法の網はかぶらないんですけれども、準用の指定を受けて河川法の網がかぶるといふ、それで補助対象にさせていただくということで、5分の1から10分の1の整備をその間で市の考え方に基づいて。

(木本委員)

当面でしたっけ、もうちょっと大きかったような気がする。当面、いわゆる正規の値が5分の1、2分の1でしたっけ、2級河川はもうちょっと、(2級ではないんです。) 2級の形で整理していただくんでしょ、準用ですから、河川法を準用するということですから、(河川法を準用する、はい) ごめんなさい。これは小さいことです。もうちょっと大きか

ったかなという気がしたもので、はい。それで例えば20年後完工の場合、前回質問したんですけれども、そのときの土地利用がかなり変わってるんじゃないかと思うんです。恐らく鈴鹿市としての土地利用計画、都市計画。そうしますと完成するころ、完工するころには流出率やその他がえらく変わってきているんじゃないかなという。つまり長い施工ですから、それは現況ではそういう考えが用いられないんだということだと思っただけなんですけども、そうした場合20年後に完工して、流域の土地利用が変わっていたとする。その想定の中で氾濫した場合です。ちょっと妙な言い方をしますが、完成はしたんですけども、氾濫した場合はどうなるんだろうということをお考えかなという。これはあくまで参考意見として聞きたいんですけど、つまり次善の策です。恐らく私だと鈴鹿のあそこは土地利用が大きく変わるだろう、当然流出も変わってくるだろう。ですから現況でもって整備したのがひょっとしたら溢れるかもしれない。その場合溢れる場所はどこでどういう形態で溢れるのか。もし溢れた場合どういう対応をするのかという次善の策。つまり、今どうもそういう傾向になりつつあるんですね、河川管理というのは。例えば10分の1、100分の1でやりました、ですからそれ以上の場合ですから責任はありませんよという時代じゃなくなりつつある。法的責任はないかもそれないけれども、100分の1、200分の1を超えた場合、ここですと2分の1、5分の1ですか。じゃあどうしようかというマニュアルというんでしょうか、そういうことが通常お考えなのかどうか。それはもう考えなくていいよということなのか、という計算とはえらく異なっただけなんですけれども、お考えだけで結構なんです。

(鈴鹿市)

はい、非常に難しいご質問なんですけども、河川事業と鈴鹿市では、ここもそうなんですけども、公共下水道の事業、雨水計画、汚水じゃなくて雨水のほうも当然平行してやっております。そしてエリア分けをしております。下水道の網がかぶったところは公共下水道の事業で雨水の整備もしてまいります。下水道の網がかぶるところは基本的にはほとんどが市街地もしくは市街地に発展するようなところを選んでます。今回鈴鹿市の場合でこの北長太川につきましては、北長太川の流域的には将来的にもさほど市街化が進んでいかない、公共下水道の流域外のところがございます。ここだけがそういうことで上手くいっているというわけでもないんですけども、基本的には下水道と河川事業との区分けをして、雨水の対策を立てているのと。今回のこの部分につきましては、市街化の進展はさほど鈴鹿市としても考えていない。将来のマスタープランがございますので、ここはちょっと5分の1確率の区域図、資料の6ページですね、この図面を見ていただきますと市街化は現在のこの部分がほとんどでして、これから流域は図面でいきますと左上の方へずっと延びていくわけなんですけども、前回流域図も付けさせていただいていると思うんですが、ほ場整備がされました、水田のあるエリアが大変上流に広く広がっています。この部分が将来的にはまだしばらくは、農家の方にお叱りを受けるかもしれないんですけども、調整池と言いますか、溢れたときにはそちらで時間的なものをかせいでいただけるような部分で、この北長太川はもっているというように考えています。

(木本委員)

はい、ありがとうございます。土地利用の変化はないということが大前提で、もし例えば私はちょっと意地悪な質問でしたけども10分の1が来た場合、ある程度農地が遊水地機能を果たすだろうという、そういう対応だと理解して。

(鈴鹿市)

そうですね、現在考えてます5分の1以上の雨というのはないとはいえないので、その場合はそういうことを考えております。

(木本委員)

ありがとうございます。どうもすいません、細かい質問で。

(委員長)

他にご質問あればおっしゃってください。それでは特にないようですね、はいどうもありがとうございました。丁寧なご説明をちょうだいしました。ありがとうございました。

それでは事務局からの説明をいただきまして、それを基本的に継続して推進するという対応方針でありまして、これ委員の方、皆OKというご意志かと思えます。従いましてただ今までの意見、前回も含めまして委員会の意見としてまとめさせていただいて、後ほど意見の答申を行いたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

次、海岸事業ですか、続いてやりましょうか、熊野市来ていらっしゃいます、休憩なしでよろしいですか。今、11時20分ぐらいですから、これやって、お昼休憩と。

どうぞ、それでは熊野市海岸環境整備事業新鹿海岸につきまして、第6回の委員会の資料についていろいろ問題、不備が出てまいりまして、その委員からの質問に対しまして、事務局の方からの再度のご説明を頂戴したいということでございます。ではご苦労様でございます。

(熊野市)

熊野市でございます。よろしく申し上げます。前回私どもの資料の不備やら、あるいは説明不足等によりまして、大変ご迷惑をおかけしましたことをここでお詫び申し上げます。その後、県とも相談いたしまして資料の整理を行いまして、本日再度説明申し上げますのでよろしくお願いたします。

それでは最初に本日提出の説明資料の確認をさせていただきたく思います。最初に資料の4ページの費用対効果総括算定表を差し替えさせていただいております。事業費のこのページにつきましては、事業費の工種間で一部分類の誤りがございまして、付帯施設の計上にて、東屋の中に別の工費を合わせて一括計上していたものを、付帯施設の中の工種ごとに整理いたしております。説明につきましては別途説明の補足資料1にて説明させていただきたく思います。また前回費用対効果について説明不足で、具体例を用いて説明するようにご指導いただきましたので、別途補足資料2をお配りいたしましたので、これに沿って後ほど説明させていただきたく思います。本日の資料は以上の3点でございます。

まず資料4ページの事業費の内訳の修正につきまして、補足資料1の1ページ、2ページにより説明させていただきます。まず1ページについてですが、事業費を過去、あるいは今後の予定を含めまして、再度再精査をいたしております。その結果、緩傾斜護岸、いわゆる護岸は直立護岸なんです、この護岸に一部計上工費の入れ違いがございました。2ページの施設配置図の右側の部分でございますが、この部分でございます。前回はこの河川護岸を緩傾斜護岸の工費として計上しておりました。計画上工種としてはあくまで護岸とすべきでありましたので修正させていただきました。また植栽工にも本来付帯施設として取り扱うべきものであります照明灯、あるいは排水施設、水道管の付設等の計上がありましたので、付帯施設へ計上替えをいたしております。その結果付帯施設でございますが、総額で3億4200万円となりまして、その内訳を工種別に細分化して掲示いたしております。その配置について補足資料2ページの図面をご覧いただきたいと思えます。トイレ、シャワー棟がこの部分でございます、それから今後新たに計画しておりますトイレはこの部分でございます。東屋は現在も既設の部分と、あるいはこれから計画の部分を含めまして6棟でございます。パーゴラが3棟、ベンチ類はこの背後の用地に適宜配置いたしております。前回審議において遊歩道と散策路の違いについて説明不足でご迷惑をおかけしましたが、遊歩道は海辺に沿った護岸の上部といいますか、すぐ背後に配置するもので、図面のオレンジ色の部分でございます。付帯施設の散策路は植栽しておりますこの用地の中に配置する遊歩道、散歩道ですね、広場で図面の黄色の部分でございます。その他の工種には歩道橋、直立護岸部の転落防止柵、あるいは照明灯、あるいは背後道路からの進入路に設置する防潮扉、それプラス案内板、水道管の付設等となっております。

続きましてトイレ、シャワー棟の内容について説明させていただきます。まず費用の内訳としましては補足資料の3ページをご覧いただきたいと思えます。まず建築工事が41

25万8000円、電気工事が693万4000円、給排水工事が495万円、浄化槽の工事が1634万5000円、合計6948万7000円となっております。これ以外に外構施設が443万9000円、工事請負費以外の設計委託費やあるいは事業主体で使っております事務費などが618万2100円となりまして、あわせて8010万円となっております。

また建築物の設備内容といたしましては4ページの平面図のとおり、シャワー室、男女とも各4基ございます。トイレが男性用といたしまして大が2基、小が2基、それと女性用が2基、身障者用が1基、それプラスして機械器具の保管倉庫となっております。そして構造といたしましては5ページ、6ページの立面図や写真のとおりでございまして、木造の平屋建てでございまして、外壁は杉のハンガリ丸太張り、内装はタイル張り、及び檜の板張りを採用いたしております。

続きまして前回審議の中でトイレの必要性についてご指摘がございました。これはあとで計画しているトイレの必要性についてでございますが、市といたしましては、この付近の住民から外来者等のマナーについての苦情も多ございます。海水浴客だけではなく、駐車場の利用者、あるいは釣り客、それと遊覧船の利用者と多様な利用が、現在もありませんけれども、今後は増えていくかと思っておりますので、本計画にてトイレも設置いたしたく考えております。

次に事後評価をどうするのかというご指摘がございました。これにつきましては水産庁においても、あるいは三重県においても導入を検討中と伺っております。今後県の動向に従って当市も見習っていきたいと思っております。当面は来客者の数、あるいは地域の住民、来訪者の意見、動向を随時調査いたしまして本事業で整備した各施設の有効な利用、あるいは適正な管理ができるよう努力してまいりたいと考えております。

続きまして費用対効果の算定の内容につきまして、県の漁業振興課の方からご説明いただきたいと思っております。

(漁業振興課)

それでは補足説明資料2に沿って費用対効果の説明をさせていただきます。まずレク機能等の提供便益はトラベルコスト法により算出しました。この方法はある環境材に対してそこまでの旅行費用、つまり交通費プラス時間費用を支払ってまでも利用訪問する価値があるか否かという観点から、その価値を評価する方法でありまして、旅行費用を支払い意志額と捕らえたものです。この方法は公園などの無料のレクリエーション施設がもたらす便益の計測に用いられる方法です。

さて、本地区の場合ですが、資料に付けてあります別添1により、平成16年度の完成後の来訪者数を平成2年度から平成12年度までの実績を基に、平成2年度の計画当初より1万人増加し、合計6万人としました。効果の算定の対象は増加分の1万人としますが、その内訳は後の別添2にあります平成10年7月1日から平成10年8月31日までの間に行ったトイレ、シャワーの施設利用に関するアンケート調査の結果を参考としました。このアンケート調査の結果を踏まえて、来訪者数1万人増加する内訳を表1のようにしました。次に来訪者の現地での滞在時間を4時間としました。

前回の委員会でご指摘のありました熊野市からと大阪方面からとの具体的な例でございますが、まず熊野市からの例でご説明します。表2にありますように新鹿から熊野市中心までの距離は12キロでございます。この移動に要する時間は20分で、時間にしますと0.33時間、往復0.66時間でございます。よって移動と滞在に要する時間は4時間プラス0.66時間で4.66時間、約4.7時間となります。これらの時間を費用に換算しますと、基本時間価値は旧労働省の平成12年度の資料によりますと、労働者の平均時間給は2307円ですので、それを用いまして4.7時間×2307円＝1万843円となります。移動に要する経費は移動距離が往復24キロ、ガソリンの燃料リッター8キロとし、単価をリッター100円と考え、1台あたり二人で来訪されると一人あたり150円となります。以上より一人1回あたりの移動滞在時間費＋移動経費は1万843円＋150円＝1万993円となります。ゆえに年間の費用は増加する来訪者数1660人に

1万993円をかけると1820万円となります。

大阪方面からも同様に考えて表3のように新鹿から大阪市中心までの所要時間は高速道を利用すると往復6時間の移動となります。これに滞在時間4時間を加えた10時間の費用に換算すると2万3070円となります。移動経費は先程と同様に燃費計算を行い、これに高速料金往復5000円を加えて家族3人での移動と考えると3000円となります。以上より一人1回あたりの移動滞在時間費プラス移動経費は2万6070円となります。よって年間の費用は4350万円となります。同様に他地域からの来訪者の場合もの表4のように計算しまして、各地域における年間の費用の総計2億380万円が供用開始時の年便益となります。供用開始後50年間は毎年2億380万円の便益が発生します。それらの便益を社会的割引率4%で割り戻した値の総計の54億920万円が総便益となります。

次に高潮波浪侵食等の災害防止の便益は、堤防が壊れた場合、又はなかった場合に高波により海水が住宅に流れ込み、家屋、家財等が被害を受ける額を便益として算定しました。今回堤防が防護している面積は4.1haで、最大浸水高さは50年確率で1.3mです。被害が想定される世帯数57戸及び事業所数19戸は表5のとおりです。浸水する区域を似通った地形ごとにエリアわけし、そのエリア別に資産額を算出します。例えばエリア2、ここなんですけども、ここの家屋資産は表6のように県平均の延床面積113㎡と平成12年度の旧建設省河川局治水経済調査マニュアルにあります三重県における1㎡あたりの評価額を用いまして、5264万6700円となります。同様に旧建設省河川局治水経済調査マニュアルにあります原単位を用いまして家庭用品償却資産、在庫資産を算出しました。次に10年に1回起こるとされる波、20年に1回起こるとされる波など確率年数により波の大きさが異なり、浸水の深さが異なります。浸水の深さ、例えば床上、床下により資産の被害は異なりますので、確率年数別に各ブロック地域別の資産被害率を設定します。この被害率は国の方で浸水する深さによりおのおの設定されておりますので、その値を使用しました。そして確率年数別の浸水による家屋等への資産被害額を求めますが、これは先程求めた家屋等の資産額に被害率をかけたものとなります。例えば先程のエリアにおいてですが50年に1回起こると想定される波が来襲した場合、浸水する深さは60cmとなり、このときの資産被害額は表7のように6146万3340円となります。同様に各エリアの資産被害額を別添5のように求め合計したものの、5億2529万9000円が50年に1回起こると想定される波が来襲した場合の資産被害額となります。同様に各確率年別の資産被害額を求めますと、別添5のようになります。それをもとに別添6におきまして、資産被害軽減便益の年便益額を求めます。先に求めました確率年数別の想定被害額をLN欄に入れまして、1の欄に年平均生起確率を、2の欄に平均被害額を求め、それらをかけました。これらの累計2億4800万円が資産被害軽減便益の年便益となります。次に営業停止損失便益ですが、営業停止損失被害額は、事業所従業員数かける一人あたり生産額、かける損失日数で求めます。これも旧建設省河川局治水経済調査マニュアルにあります原単位を用いて算出します。例えばエリアに50年に1回の確率で起こると想定される波が襲った場合、表8のように営業停止日数は12.6日となりますので、営業停止損失被害額は170万5000円となります。同様に各エリアを算出すると別添5のように、50年確率の営業停止損失被害額は930万5000円となります。同じように各確率年別の営業停止損失被害額を求めます。それを別添6のように資産被害軽減便益の年便益額を算出します。この値は420万円となります。そして別添7により、先に出しました資産被害軽減便益と営業停止損失軽減便益の年便益を社会的割引率4%で割り戻すと67億9490万円となります。

続きまして前回ありましたご質問の2点についてですが、その場で適格な答えができずに誠に申し訳ありませんでした。まず一点目としまして、レク機能等の提供便益と災害防止便益をダブル計上しているのではないかとということですが、一つの事業を行うことで、いろいろな便益が発生しております。その中で現在数値化する方法が確立されているものを便益として計上して費用対効果を求めております。本事業の場合は、堤防を改良することにより背後の財産を守る効果と堤防を階段にしたことや、トイレ、シャワー

等や駐車場等を整備することによる集客増の効果が発生すると考えられて算定しておりますので、二重計上にはあたらないと考えております。

2点目としまして、トイレと堤防では施設の耐用年数が違うのに、便益算定が50年間でよいのかというご質問ですが、レク機能等の提供便益算定の増加人数は、緩傾斜護岸、これは階段式の護岸ですが、それに駐車場、トイレ等の整備があいまって効果を発揮するものと考え、当然トイレの耐用年数は短いですが、一番長い緩傾斜護岸の50年間で便益は算定することとしました。しかし前回説明不足で誠に申し訳ございませんが、費用の方で維持費として約7000万円を計上して、トイレだけではございませんが、全体の耐用年数を延ばしていくという考えで整理をしております。以上のことから費用としまして、総事業費12億6640万円を社会的割引率で現在価値化した14億6030万円と管理費として今までの実績から年間80万円の50年間分として4000万円、維持費として全体整備事業費の5%、7301万5000円の合計15億7331万5000円を総費用としました。これにより費用対効果は7.8となります。以上で費用対効果についての説明を終わらせて頂きます。

(委員長)

はいどうも再度資料を整理をしていただきまして説明を頂きました。有り難うございます。何点かいろいろ論点があったと思いますが、どこからでも結構ですが。

(木本委員)

ひとついいですか。今日は的はずれな質問ばかりして申し訳ないんですが、特に観光について、その入り込み客の見込みが外れた場合、計画者に対するペナルティがあるんですか。つまり12億、半分として6億円を観光につき込んだと仮定して、50年間で50億位ですか、という計画が立った。それで事業が発足する。12億が半分の6億だった。けれども入り込みは全然ダメだった。例えば紀伊長島の孫太郎、2回も失敗している。それに対しての計画立案者に対するペナルティというのがあるのか、ないのか。つまり、今のような立派な計算は誰でも、と言ったら悪い言い方ですが、マニュアルにのったらああいふ計算は誰でも出来る。数字もぼんぼん出てくる。数字が当たらなかった場合は一体どうなるんだという事が1点。

2点目が50年間維持管理でまだ対応しているトイレがあるかどうかということ。これが2点目。

(漁業振興課)

三重県漁港課の松田でございます。非常に難しい問題なんですが、ひとつはペナルティと言う事でございますが、ペナルティは一応そういう決めはございません。ただ、今の時代でございますので、事後評価の時代も来ております。そういう中で入り込み客数等の調査を行いながら、それが目標に達していない場合はいろんなキャンペーンとか、イベント企画等を行いまして、何とかその計画の人数に近づけるような努力をしていかなければならないのではないかと考えております。

それから50年保っている建物があるか、トイレがあるかと言う事ですが、ちょっと今それにお答えする資料がありませんので申し訳ないんですが。私共としましては、先程申しましたように、費用対効果をはじくことにつきまして、前回の委員会の席でもご指摘ありましたように、いろんな耐用年数のものが入り交じって事業を行っております。と言う事の中で50年保たせ、1つずつトイレだけの入り込み、トイレを作ったことだけによる入り込み客数とか、パーゴラを作っただけによる入り込み客数の増というのは、ちょっとはじく方法がなかなか無いと思いますので、一番メインであります階段式護岸を作って、国民の皆さんが利用していただき易い環境を作って、それによって入り込み客数が増えるという効果を算定しておりますので、その耐用年数の50年を使って費用対効果をはじいております。それにトイレの方の耐用年数を合わすには概算でございますが、7千万程度をコストとしておいて費用をはじいたという事でございます。

(朴委員)

あの実は前回に海水浴のお客さんの事を聞いた者として、出された資料を見てみました。別の添付書類1と書いてあるのかな、そこに平成2年から去年の12年まで、約5万人ぐらい、ちょっと一時期減ったものの再び戻って増えたという見込みと言うか、結果と言うかが出てますよね。ここで問題になるのはどういうことかと言うと、平成16年にこれが完成される事によって1万人以上見込むと、だから6万人だと。で、その1万人増える見込みから出てくる現地に落とされるお金というのは、約2億ぐらいを見込んでいると言う事で考えていますね。それじゃあ50年間でやって行くんだという事で考えているんですが、私あの木本委員のようなペナルティ云々という事じゃなく、ペナルティどうしようもないんですよ、これは。ペナルティかせられたって増えなければ結局何にもならないんです。そうじゃなく、イニシアティブをどういう形で与えてやっていくのかという、戦略的な面での部分を考えるべきじゃないかと。例えば1万人が増えなく、今までの5万人というようなものを逃がさない、それは絶対減らさないような形でやっていくんだというか、そういったようなところでの部分でもっていった場合、それから上手くいって6万人、7万人、8万人という風になった場合、いろんな選択肢があると思うんですよ。だから例えば1つの戦略として、今これがいろんな設備が整って、いろんな形のピーアール効果があって、それで5万人から6万人という、1万人を見込むということの妥当性がどこまであったのかという部分を、もし今こっちに出されて県内で約2千人ぐらい、奈良県から約3800人ですか、それから大阪から何人とか、そういう風にここに出されている根拠、そういったようなものは例えばいろんなトラベルコスト法だとかいろんな事言っているんですが、これは78人のアンケート結果に基づいて、1万人増加分に関しては県内は約2千人で、県外で約8千人ぐらいがこういう風に来てやっているんだという事へのむしろ、その根拠がどうなっているのかという部分と、それがもし見込みはずれという風になった場合には、どういう形で次の手を考えているのか、そういったような戦略的な部分、それでしかもペナルティじゃなくイニシアティブ的なところ、戦略というところがあれば教えて頂きたいし、無ければどういう形で考えて行こうとしているのか、そういう方針をちょっと頂きたいなと思っています。

1万人増えるということが2億円という費用対効果のところの元になる訳ですから、大変重要な部分なんですよね。しかも5万人というような部分はコンスタントにキープしていくような前提の上でまた話をする事ですから、その辺の部分がしっかり戦略的に立っていないければ、なかなか厳しいんじゃないかというような事で、なるべくペナルティではないような形で考えたいんで、そういう戦略的な面を言って頂きたいと思います。

(漁業振興課)

こういう整備をすることで1万人増えると言う事になっておるんですが、事業計画時点の人数が5万人で、こういう整備をすることによって1万人増加させたいという格好で事業を始めております。その先程別添1のグラフにありますように、海水浴場、海の利用ですので毎年の天候等により増減はあろうかと考えておりますが、その中で今12年度は5万8千余人の利用がされております。13年度はちょっと天候の都合等もありまして、ちょっと下がったと聞いておりますが、そういう中で今回1万人の増加の費用対効果をはじめのための1万人というのは、今のところ妥当な線になってきたかなと言う考えをしております。ただ先程もいいましたように、それが1回は来てみたけども2回来る価値があるのかという、リレーション施設にありがちなそういう事があるかと思っております。その為には先程も先生がご指摘のように、何らかの対策を打っていかなければいけないんじゃないかと思っております。それは先年から世界遺産にも申請しております熊野古道とか、それから前回の説明でもご説明しました、盾が崎の遊覧とかを含めて、そこら辺を併せた観光キャンペーンなんかをJRへの吊り広告なりを熊野市さんの方からいろいろやっていただいております。県としても熊野古道ですか、そういうものについても紀州地域の活性化の為に頑張っておるところでございまして、今後は国道311号、ここへのアクセス道路の整備

もされると聞いておりますし、そういう面も含めましていろんなイベントとか、考えておられるのはちょっとまだ具体的には今は無いんですが、先程申しましたように入場者数とか、利用者のアンケートを元にいろんなイベント等を打ちながら、この6万人と推定した入れ込み客数を確保できるような手は打っていきたいと考えております。

(朴委員)

ひとつコメントだけさせて下さい。安心しました。というのはどういうことかという、トイレとかシャワーとか、ある意味では基本的な設備が整ったから1万人増えたと言う事は、とてもじゃないけども考えにくいんじゃないかなという風に思っていて。ここで社会的な背景とかそういったようなところの連携の部分でどう考えるかというのは、ここに書かれているんです。確かに書かれているんですが、説明の中でそういったような部分での全面的、積極的にピーアールして、いろんな熊野市が持っている、熊野じゃなければ味わうことが出来ない、そういったような部分とこの海水浴と言うかレジャーで来るといっているものをドッキングして、リンクした形で積極的なウルトラCはあるんだよと、と言ったようなことを全面的に出してもらわないと、どうもトイレとかシャワーとかができてそれで1万人が増えて、そういうのとはどう考えてみても厳しいかな、苦しいかなというような気がしているので、今の説明で安心しました。そこで応援したいものから見ると、いろんな状況はみんな現風景を求めてやっていくような形での部分でかなり行くだろうと。そして、三重県の南の方は今まで良いか悪いか別問題として、交通の便が不便だとか魅力的な部分があまりピーアール出来なかったとか、そういう心の安らぎ、癒しというような部分を求めるという余裕がなかったと。しかしこれからはそういったような部分が貴重な財産で、熊野古道始めものすごくこれから世界遺産に登録されれば人が、来る人が多すぎちゃって、むしろ自然が破壊されるんじゃないか心配になるほど嬉しい悲鳴、そういうものがあって、そういう時には新しい形でのリゾートというところの部分でも見込めるんで、少なくともその部分で1万人位というものは大丈夫なんだとか、もし駄目な場合にはそれは全面的に打って行くんだという非常に積極的な、三重県の方々は私みたいに外から見てる者からすると、いいモノを沢山持っているにも関わらず謙虚すぎとか謙遜しすぎとか、自分が持っている良いモノと言う事のピーアールの仕方がちょっと上手くないかなという部分があって、そういったような部分の答えが今回出なければちょっと強いアレで、これはダメだと言おうとしたんですが、きちんとした対応を考えていらっしやるようなので安心しました。もしなにか必要であれば協力するつもりは持っているので、声を掛けて下さい。よろしく申し上げます。

(大森委員)

私は拝見して感想としまして、数値化したりグラフ化することによって、ひょっとしたら現実とはかなりかけ離れてしまっているのではないかなというような素朴な感想を持ちました。例えば1万人の増加分を見込んでいらっしやる。その内訳のアンケートとして、78人のアンケートの結果から引いているというのがですね、78人と1万人というのが随分落差がはげしくて、本当にこれでこのアンケートだけを元にして結果をはじき出して良いものなのではないかというような、疑問を持ったりいたしました。

それと例えば名古屋からいらっしやる場合とかすると、この場合ですと車利用が多くて、例えば乗り継いで列車、鉄道を乗り継いでいらっしやる場合とかいうのははじき出し方とか、多分なされていると思うんですが、その辺はどういう風になっているのでしょうか。

(漁業振興課)

すみません。まず第1点目の入り込み客数1万人の、どこから来たかという内訳の算定が78人からではと言う事にお答えいたします。これにつきましてはこの新鹿地区ではこの資料しかございませんでしたので、これを採用させて頂いたんですが、その裏付けと言うか確認と言いますか、そういう面で三重県の平成12年度の観光リクリエーションの入り込み客数の推計書というのがありますので、その中で尾鷲市の三木里海水浴場、それからレ

ク都市の城が浜の入り込み客数、これもあまり多いとは言えないんですが、三木里が149人、城が浜レク都市が300人の調査なんですけども、その中で県内は大体20%、16から22%ですか、そういう値になっております。この新鹿の場合が県内が35%程度と言う事になっております。だからこれで良いんだということではございませんけども、一応その効果が大きく出ることは無いだろうという事で、この少ないアンケートを採用させていただいたという経緯でございます。

それから第2点目の名古屋からとか大阪からの交通、車でばかりはじいているんじゃないですかという事につきましては、当然JRと乗り継いだ場合も算定しておりまして、例えばですが、名古屋からは36,410円になります。交通費南紀特急を利用して算出しますと、同じ滞在時間にしまして算出しますと、別表ので見ますと名古屋は28,877円になってますので、これについても効果が少なくなる方向の方の安全側と言いますか、費用対効果としては安全側の安い方の費用で算定させて頂いております。だから実際には電車で見える方もありますし、車で見える方もあるという事ですが、一応資料の作成上この費用対効果を算定上は一応安い方の車ではじかせさせて頂いております。

(速水委員)

トラベルコスト法ので出された事は良く分かるんで、ちょっとそういう評価なかなかしにくいんですが、地元でこの新鹿海岸で地域として仕事としてこの何か成り立っているところとして何かあるんですか。僕はあまり詳しくはないんですが。その季節でも、夏の海水浴だけでも結構なんです。

(熊野市)

民宿が7戸と魚の加工場が1業者あります。民宿の人らは本当の生活の糧にしているのは夏場の民宿の経営でございます。

(速水委員)

例えばこのトラベルコスト法ですと、滞在時間4時間という風な形で出されていると思うんですが、かなり泊まる方がいらっしゃるという風な形になる訳ですね。じゃあ日帰りの方なんか地域に落としていく部分というのはやっぱりある訳ですか。お金を落としていく部分というのは。

(熊野市)

あの地元で浜の家というか浜の店というかこれを夏場だけ海岸でやっておりまして、ここに殆どお金が落ちます。

(速水委員)

この今回の評価の書類の一番最初の頁の表紙に写っている、海水客の裏にあるテントみたいなものがそうですか。(ええ) そうすると今回こういう整備が行われると、行われてもそういう浜の家というのが建て続けられるんですか。スペース的には。

(熊野市)

この施設についてはうちの方でやるのは、あくまで駐車場とそしてシャワー、だけでございますから、後いわゆるお弁当だとかジュースだとかこういったものの販売はすべて浜の店の家で、観光協会が主体となってやっておりますので、これとは競合しないと思いません。

(速水委員)

この1万人増える議論がされているんですが、多分護岸の階段護岸が出来たら、堤防が出来た段階でかなり効果が出てくるんだと思うんですが、その数字はすでに12年までにカウントされてて、(そうですね) トイレとこういう堤防の上の施設ですよ、今回付帯と

書いてあるんですが、駐車場を含めた、そういう施設が出来れば後1万人増えるというふうな、それとも全体計画の中が完成した段階で1万人ふえると。

(漁業振興課)

すみません、今1万人と言いますのは事業計画した時点の5万人から1万人増えるという事でございます。現在いろんな整備をしてきた階段護岸とか、トイレ・シャワー棟とかを整備してきた段階で、それが全部増えた要素かどうかは当然分かりませんが、58,000人程度になってきたと、それが16年までにもう後少し延ばして6万人まで延ばしたいなと言う。駐車場まで整備して車を止めやすくするというか、そういうことも含めて全体として1万人増やしたいなという事で考えております。

それからちょっと補足でございますが、先程の始めからの質問で、どういう浜の家というか浜茶屋ですね、浜茶屋につきましてはここに写っている部分の一部もそうですが、ちょっと写っていない部分の、もともと営業しているところ堤防のところにある部分もございます。そこら辺につきましてもこの事業ではさわっておりませんので、以前の通り営業を続けるものと考えております。で、お金の収入の部分でございますが、ビーチパラソルの貸し出しとか土産物の販売、駐車場代というようなものでして、この地域にお金が落ちてある程度活性化にも寄与するのではないかなと考えております。

(大森委員)

追加資料頂いた中で2点ちょっと質問したいんです。1つはコスト削減で3頁のところに、用地整備に必要な埋立土砂を国道の改良工事からの残土を使ったんで、コストの削減を図りたいというので、2百万円マイナスで書いてあるんですが、これは本来これが無ければ用土を買うはずだった、購入するはずだったのがタダになって、運送費だけで済んだのでマイナス2百万円なのか、県道のほうの改良工事で残土処分でお金がかかるはずだった分がかからなくなっているはずなんです、その分のプラスマイナスというのかその両方を考えてマイナス2百万円なのか、何が2百万円なのかちょっと教えて頂きたい。それから今残土処分にとってもお金がかかるので、2百万円という数字が随分その私は公園の規模が割と大きいもんですから、随分少ないような気がする、印象ですこれは、するんですが何 m^3 ぐらい考えて見えるのかなというのが1つです。

それから資料2の方の5頁だと思いますが、こないだトイレは維持管理がとても大事だという話をさせていただいたせいか、維持管理費の事がちょっと書いてあるんですが、そこに維持管理費として1億1千万円、4千万円と7千3百万円で1億1千万円位が書いてあって、以上より費用としてこれこれだけ、15億7300億円を計上しますという風に書いてあるんですが、これは維持管理費1億1千万円上乗せして、事業費をアップしますという説明になっている訳でしょうか。

(漁業振興課)

まず1点目の残土の件でございますけれども、この残土利用はこの2頁の図面で右端の部分の今後整備する駐車場の盛土といいたしでしょうかそれに使う量、約2000 m^3 程度の部分をこの国道からの残土利用を考えてコストに上げさせていただいております。これは国道の改修事業で出る残土とうちの工事が時期的に合うと言う事で利用させて頂いている部分でございますので、この黄色の部分の施工してきた部分にも多少土は入れておりますけれども、その時にはそういう残土が無かったという事でございます。それから残土の処理費用の減額分とこちらで買わなくていい部分、両方を計上してますかという事だと思っておりますが、ちょっとその残土の方は見ておりません。あくまでここに山からなり土を買ってきて盛るという額と、残土をここへ運んでもらってあと均す費用との差額でございます。

2点目の維持管理費用の話でございますが、これは管理費用としては当然トイレの管理として浄化槽の管理とか、そういういろんな面も含めまして必要経費が当然ありますので、これからずっと50年間かかっていくと、費用対効果の算出期間としては、そういう面がかかっております。それをコストとして計上しております。ただそれから維持費といたし

ましてこれは50年間先程も言いましたように、維持を建物とか勿論堤防も含めてでございますが、維持をしていくと、機能を維持していくということでこれぐらいかかるだろうということで計上させて頂いておるもので、事業費を増やして行くというものではございません。事業費はあくまで12億6640万を4%の社会的割引率で割り戻した金額のみでございます。費用対効果を計算する面で、そこへ費用として計上したということで、当然モノが出来てそれを維持していくのには便益も出るけども費用もいると、いうことで費用対効果としての事業費といいますかそういうコストとして上げております。だから熊野市さんが今この海岸環境整備事業でですね、このお金を使用するという事にはならないと思っております。

(青木委員)

熊野市さんが海岸の整備事業ということですか、海水浴場をすでにもう12年で約6万近い目標の入り込み客があるという、まあ6万になるという当然こういう整備をされておると言う事で、当然だろうと思えますけども、ずっとやはりこれを維持して将来にもやっていかれるという為にはやはり熊野古道を含めまして、熊野自体過疎化が進んでいる中でございますので、鬼ヶ城の方も含めまして、総合的にやはりピーアールをして、その観光資源に出来るだけ集客をするということが是非必要じゃないかと、いうことを感じております。最後にそれだけ一言申し上げたいと思えます。

(委員長)

あの前にトイレの話がありましたが、この説明資料についてはこれは別途説明されるんですか。これとは切り離して。後で、終わってからで、それからということですね。

(大森委員)

すみませんトイレではないんですけど、さっきと質問ちょっと似たような話なんですけど、入り込み客の別添1の数字を見ていますと、平成2年から7年まで表です、グラフです。ずっと5万人で動いてきている、この事業自体が平成3年から始まって、暫時すでに70%終わっている。そうしますと例えば平成7年から11年までは、概ね1万人、1万数千人ぐらい入り込み客が下がってますよね。いろんな天候等の問題もあるのかもしれないですが、この事業が整備されながらも入り込み客が下がってきていると、突然11年から、12年はポコンと高くなっているんですけど、天候でこのぐらいは変化するんではないのか、あるいはどっかで整備がある意味で利用者に非常に便利な状態の整備がここでひとつきっかけがあったのか、あるいは整備しても実際にはあまり変化がない、変わらないんじゃないかというふうな数字として見ようと思ったら見れなくもないという風なところがちょっとあるんですけど。確かに12年に関しては5万8千という凄く効果が出てきていますよという風な瞬間風速的には見れるんですけど。この表のグラフの何と言うんですか説明というかが、天候だけでいってしまうのはちょっと平成3年からやっている以上、なんか納得できないみたいなのところがもうちょっとあるんですけど。

(漁業振興課)

すみません、ちょっと説明不足だったと思えます。平成2年から7年までのこの5万人という数字はこの新鹿海岸で入り込み客数、海水浴客数を個別に掴んで、熊野市さんとして掴んでいなかった事がございまして、一応熊野市全体の観光客の中から新鹿に来る人は毎年の状況、地元の観光協会等のお話から事業を始める時に5万人という事で事業を進め始めました。それでその後の海水浴客数も全体の中で大体5万人程度じゃなかったかという、ないかということで整理はされてきておりました。8年度からそれではいけないと言う事で、新鹿海水浴場の単独で観光協会、地元の観光協会に数がある程度きちっと数え始めたと言いますか、集計し始めたと言う事でございます。その中でこういう4万数千人から一番下がった11年はちょっと天候が特に悪かったのだと思っておりますが、3万数千人になっております。先程も申しましたように費用対効果をはじく根拠として5万人から

6万人に増えると、1万人程度増えるという事で、元の5万人の妥当性は費用対効果をはじく上では良いのではないかと言う事で、この5万人を採用させていただいております。だからこのグラフが平成7年までと8年までの数え方と言いますか、客の数え方にちょっと差があるのでこういうグラフになってしまったかなと思っております。

(大森委員)

この再評価の場合は、現時点で評価するというような形で見れば良いんだと思うんですが、やっぱりかなりの金額を投入する段階で1つの入り込み客の変化みたいなものはこの事業の中で半分以上は当然安全の部分、住民の安全確保というところで非常に重要だと思うんですが、そこにいろんな施設を作っていく部分というのは、来られる方々の便利性だとか入り込み客の増加だとか、地域の先程の浜の家じゃないですけど、潜在的には地域の所得の安定みたいなものをねらっていくと思うんですけど、やっぱりなんて言うんですか最初の段階でわずかながらでも調査が行われていなかった、でその数字がそのまま市も認めてやっていないのもおかしいですし、そういう計画書がそのまま県の中で通っていくと言う事自体もやっぱりかなりこの段階では問題があったんでしょね。そういう風に県の方も捉えられているんでしょうか。

(農林水産商工部次長)

少し説明まずかったと思います。実際は、例えば熊野においたら何地点と言う形で取られておまして、それに対して定数をかけて例えば熊野市には年間これだけ来ますというのが一般的な観光入り込み客数の捉え方だと思っています。今の説明非常に私自身も聞いててまずかったなと思っているのは、資料の連続性がないという中で1万人増えますよという言い方は少しおかしい話であって、やっぱり観光入り込み客数でいくんなら観光入り込み客数の中でこれだけ増えますと言うのが素直な姿だと思っています。因みに県全体の方でございませうけども、御遷宮の時に4950万人というような観光入り込み客数が全体であった訳ですが、現在は1千万人以上も減っている。特に伊勢志摩につきましては1900万人少しあったのが、今1100万人を少し切るというような事で、非常に入り込み客数に対しての厳しい状況はあると思っています。ただ先程も説明があったように、熊野市につきましては今の癒しブームとかあるいは神の国とか光の国とか、様々な文化遺産とか目新しいのがございませうものですから、ちょっと今のこの数字の本道は問題ございませうけども、今後の努力といたしまして、例えばシンセサイザー奏者の何々志保さん、ちょっと名前忘れましたが、或いは御浜窯とか様々な芸術の方も熊野の方へお見えになっておまして、多角的な面から振興を図れるという風に思っておりますものですから、海水浴或いは文化芸術とか或いは宗教観と申しますか、そこら辺を総合的に組み合わせまして地域の入り込み客数を増やして行きたいという風に考えてございませう。ただ繰り返すようですが、資料の連続性というのは私もないと思っておりますので、ここら辺につきましてはもう少し精査していく必要があると思っています。

(公共事業推進監)

ちょっと補足させてもらいます。一番最初木本先生はするどいところつかれて、ちょっと説明させていただこうかなと思っておりました。実は海岸法は1つの法律でありながら、旧の組織でいきますと水産庁、農林省、運輸省、建設省という形で海岸は4つの形でやっております。基本的な法律が1本でありますので、事業としましては今年も去年もやっておりますが、高潮対策とか侵食対策とか、海岸環境整備事業という形で色分けされておりますが、基本的には国土の防護という形で、防護をまず考えていく中で付帯的に環境という形になっております。それで一番の違いは各省庁によりまして採択基準が若干違うということでもあります。今日、委員が最初に仰いました入り込み客が割った場合はどうなんだというそういう鋭い質問の中で、実は旧運輸省の場合は事業採択の場合いわゆるトラベルコストというのを無視しまして防護コストがB/Cが1以上、建設省もそれに準じて1以上ないと採択しないという方針をとっております、都市計画の公園事業につきましては

トラベルコストを採用していくことはあります。それで今回では水産庁さんの場合は、トラベルコストをプラスして多分1以上という形になっていると考えておりますが、この辺がちょっとB/Cが大きくなっている、去年も海岸環境整備事業をやったと思うんですが、去年一昨年ですか、その辺がB/Cが大きいものと小さいもののがかなり差が出てきている状況だと思っております。考え方としては基本的にB/Cと言うものが事業の目的になる防護という事についてやっぱり1以上あるべきかなと考えております。で今回は7か8ぐらいある中で防護コストについておそらく3か4位ですか、ちょっと50何億引いたものになるんですが、そういうことであれば事業としては成り立っていくものではないかと。それで確かにコストとして、トラベルコストで仰った入り込み客と言う本来の海岸防護の目的から若干ちょっと外れたものについての論議よりも、本来はやっぱり防護効果があるのかと言う事が主になってくるのかなと考えておまして、それにやったことによって付加価値的にまたでてるコストというのは、どちらかというこの本来の目的外のものかなと考えております。ちょっと補足の説明があちこちして申し訳ないんですが、基本的に海岸防護の目的があればいいのかなと考えております。

(委員長)

なるほど、省庁によってだいぶ採択基準が違うというようなところの中で、とられますと高い数字が出たという実態が良く分かりました。それから、先程この別添1のこの入り込み客の数値について連続性がないというような事については、やはりこれは資料としては若干問題があると言うようなことをお認め頂きましたので、今後やはりこのトラベルコスト法と言う事でB/Cをはじくというような場合には、こう言うことのないように、充分注意をしていただきたいと言うような事でしょうか。他に。

(大森委員)

先程の盛り土のコスト削減に関してなんですが、1つちょっとこれは他の工事も絡めて申し上げておきたいなと思ったんですが。先程言いましたように残土処分が、これは民間公共問わずだと思んですが、とっても高いです。工事が出た時に残土処分費で頭を悩ますというような状況になっておりますので、こういう形で例えばどこかに逆に盛り土をしたい工事の情報というのは、みんなが知りたがっている。でここで例えばたまたま近くに県道の工事があったという事でこちらからこちらへ持っていったんだと思いますが、こういう事がたまたま近くにあるかどうかの情報を得られる場というの、要するに自分ところの会社がやっている工事の中でとか、知り合いがやっている工事の中でぐらいの、非常にせせこましい範囲内でしか今は情報が得られない状態だと思います。もっとう具体的はどうしたらいいかちょっと思い浮かびませんが、例えばどこの場所でどのぐらい土が欲しいか、欲しがっている、それからどこの場所でどのぐらい土を処分したかという情報が、せめて県内とかもう少し狭いエリアの、運送費がかかりますので、狭いエリアの中でだれでも分かるような何か上手いシステムがあると、とても上手く右から左へ土がいくかなと言う事をちょっと、こないだ残土処分で頭を悩ませたばかりですから、この土もうちょっと考えれば売れるのになというような事も出ますので、ちょっと何か上手いシステムがあるといいなと言う事を考えて頂きたいなと。

(公共事業推進監)

あの仰る通りです。残土の処分が一番問題になっておまして、残土の処分につきましては、一般廃棄物の処分場に与える影響が大きいと言う事で、平成10年から公共工事における残土の利用システムというのを確立しまして、国県市町村レベルまでその年発生する残土とそれから量と時期ですね、それから利用する量と時期をお互いにデータ処理する形で有効処理するよう形をとっております。一部北勢地方ではストックヤードを設けまして、というのは出る時期と使う時期が違いますと、どうしても使いたいけど使えないというのがありますので、一部ストックヤードを作ってそこに借り置きしながら使うという事を考えながら、今県下で動いております。ただストックヤードの確保というのが一番難

しい状況になっております。

(大森委員)

あの有り難いことだと思います。公共工事の中だけじゃなくて、もし良かったら民間にも教えて下さい。それから、やっぱり言わなきゃいけないのか、私が言わなきゃいけないのかなど。建築費の話をし始めると、先程防護がメインだというお話がございましたんで、付帯の方の工事で重箱の隅をつつくような話になってしまうんで恐縮なんですけど、この建築工事、公共工事の場合の建築コスト、これはちょっとこの場でいろいろお話をするような話ではないんだろうと承知してはいますけども、民間から見るとやっぱりいかにも高値安定していると思えない。もし私がこの図面を書いて、この見積もり金額が出たら、おやめなさいと申します。そのぐらいもったいない仕事です。だからちょっとその辺突っ込んでくると、いろんなシステムの話が出てくるとは思いますけれど、東屋1棟9百万円、パーゴラ1棟6百万円、そしてトイレの小さい方が坪単価3百万を超えています。大きい方でも結構な金額になっています。やっぱりもうちょっとここらへんを考えなきゃいけない時期なんじゃないかなと思います。それからトイレの小さい方のトイレに関しては、前回の時に必要性は速水委員がしきりに仰ってましたけども、地理的に言うと漁協の建物の中に今現在トイレがあって、そこに近い方だというようなご説明を頂いたものですから、新規にここにそれも1穴ずつの公衆便所を作るよりも、漁協の方の今あるトイレを例えば改築するなり、もう少しオープン化するなり何か別の手だてを考える方法もあるんじゃないですかと言うようなことを申し上げた記憶があるんですけども、その辺に関してはもう検討はされてはいない訳ですか。

(熊野市)

トイレについては、夜間も利用する可能性もありますもんで、一応そういう、漁協はもう少し離れた所にあるんですけど、図面にはない範囲になってしまうんですけど、あくまで別個として考えております。

(委員長)

あのコストが高いという話で説明資料も公共トイレに関する調査結果の資料もありますんで、もう午前中にこの件全て終えたいと思っておりますので、これも含めてちょっと話の中に入れていただきたいと思うんですけど、これの説明はどちらで。

(公共事業推進課)

事務局の方から、漁港に引き続きまして、依頼のありました県で行ったトイレの調査という資料のご説明に進んで宜しいのでしょうか。

お配りした資料で、平成13年度第8回三重県公共事業再評価審査委員会の説明資料の20番に過去3年間でございますが、平成10年から12年度まで県が設置した公共トイレの実態について一覧表にまとめさせて頂きました。全部で14箇所のトイレを県で設置しております。その内訳につきましては県土整備部の所管が12箇所、農林水産商工部で2箇所という設置の状況で、表の2枚目の15番の新鹿地区というのは今説明がされたトイレの内容でございます。この表のご説明を若干させて頂きませんが、この表ではどの事業で、それからどの場所でやったかと言う事と、それから建物の構造、トイレの仕様とそれから便器の数、それから浄化槽の設置の有無、それから延べ面積、それからそれにかかりました工事費用がいくらであったか、それを㎡当たりではいくらであったか、それから工事費用の内訳としまして、建築工事、電気設備、給排水設備工事と言う事で3つに分けて表に作成させて頂いております。これの中からもいろいろ検討した訳でございますが、調査結果の概要について若干説明をさせて頂きます。

建物のこの表を見ていただきますと、建築物の大きさでございますが、一番小さいので11.5㎡、それから14番目が先程の漁港と同じようにシャワー室を設けておりますので141㎡になっておりますが、これを除きますと一番大きいので38㎡という事で、単

純平均でございますが、25㎡位の大きさとなっております。それから次に工事費でございますが、㎡あたりで見ますと一番安いので50万円、一番高いので160万円と言う事で、坪当たりになりますと130万円から410万円程度、というのが工事費となっております。それからこの中から給排水設備工事に建築費と同じ位の額をかけている箇所もございますので、単純に建築工事費だけではどれくらいかというのを見てみますと、㎡当たり23万円から125万円程度となっております。平均で上屋と基礎だけでは57万円程度、坪当たりで188万円程度というのが費用の実態でございます。

それと公共トイレと言う事でございますので、トイレの特性という面から、トイレという建築物がどういうものかと言う事でご説明をさせて頂きたいと思っております。画面に出ておりますように、公園に設置するトイレと言う事で、まず周囲の景観との調和という面で1つ考えなきゃいけない施設と言う事があります。それからトイレの利用特性という事で、不特定多数の方が24時間、時間に制限無く、それも一時的に多人数が使うような利用形態もございましてという事です。それから清掃管理につきましても、外部にあります施設ですから、その回数やら内容にも制限があると。それから施設につきましても器物の破損、盗難等が多いという特性が見られております。次にトイレの求められる機能という事で考えて見ますと、トイレに求められる機能としましては、使いやすく清潔な施設であるということ。それから機能的、衛生的で管理がし易い施設であるという事が求められております。つまり利用形態から言いますと、酷使され、またイタズラが多いこと等から仕上げ材料には耐久性と清掃面では水を多く使うということから、耐水性、また清潔で掃除がし易く汚れが落としやすく、維持管理が容易だということも求められております。

それからトイレの工事の中身でございますが、先程ご説明しましたように、建築工事、電気設備工事、給排水設備工事という3つに大別できるかと思っております。県ではトイレの計画とか設計に当たりますと、建設省の監修でございます日本公園緑地協会編集の公園技術標準解説等を参考にして、計画設定をしておりますが、この中で建築工事といいますが建物の基礎や本体の工事でございます。それから電気設備というのはトイレの内の照明、換気扇、浄化槽等の污水ポンプの電気器具でございます。それから給排水設備と言いますのは給水と言いまして、水道関係でございますが、これは水道をトイレまで引いてくるという施設工事もはいつております。それから排水につきましても浄化槽からの排水、それから手洗い等の水の排水を、最寄りの排水路まで排水管を引っ張っていくということもございます。それから衛生工事というのが便器とか手洗い器とか言う器機の整備費でございます。それから浄化設備というのが主に合併浄化槽でございますが、合併浄化槽を設置する費用ということで、この3つが工事の主な内容となっております。

次にコストについて、トイレがやはり割高であると言う事から、この事例から見てどうい事が考えられるのかという事について若干ご説明をさせていただきます。

まず建築工事ですが、先程ご説明しましたように耐久性の確保や維持管理の容易さが必要であるという事ですから、外装、内装にも強度が必要であるということから、内装にはタイル貼りのような清掃のし易い清潔さも求められておるとい事が言えるかと思っております。それから建物の景観につきましても、周囲との調和という点からその建物のデザイン性とか、使用材料の選定という制約なども出てくるかと思っております。また、トイレは通常30㎡程度の小規模な建築物でございますが、一般の建築物に比べまして壁面とかドアなどの付帯設備が多く必要な施設となっております。それから電気工事でございますが、照明等に使います電気につきましても、この事例の9番でございますが、レク都市の熊野灘の公園の例で見ていただきますと、ここのトイレにつきましても電気設備工事が㎡当たり40万円かかっていると言う事で、電気工事費にかなりの費用がかかっている。これは多分現地と電柱の間の引き込みの関係の費用がカウントされているのかと思っております。それから給排水設備工事でございますが地形条件と電気設備と同じように水道の引き込みにつきましても本管から離れておると、その引き込み費用が多額になる場合がございますし、トイレと言う事でピークの入り込み客数の人員から規模の大きい、例えばここでございます百人槽程度の合併浄化槽等を設置しますと、建築費に匹敵します費用を浄化槽に費やしているという事例も出てきております。こういう結果から、調査した結果でございますが、

事業の場所によりまして工事費におきましても3倍程度の差があると言う事で、これからの整備に当たりましては出来るだけ最小限の予算で所用の機能を果たせるような施設とするよう、事業の担当者の意識の変革も必要なのではないかなという風に考えております。以上でございます。

後、これが写真が3つ程あるんですが、これが9番の熊野灘臨海公園のレク都市での公園でございます。海山町の大白地区に作られております9番の木造のトイレでございます。これが、次は道路ですから、この表の3番の地方特定道路整備事業で三雲町に設置されております、工場製作のものでございますが、これが1つのトイレでございます。これが3番目の国庫補助事業の公園事業で、亀山市のサンシャインパークでございますが、ここに設置されております約30㎡の、これ工場製作でユニットといいますか、工場で作って現地で組み立てるような形のトイレになっております。以上代表的な写真も付けさせていただきました。

(委員長)

はいどうも有り難うございました。これは参考の為にちょっと調査をしていただいたのをお聞かせ頂いたと。これを参考にして新鹿について若干のご意見を頂いて、一般的な事についてもまた付帶的に何かあれば言っていただくということにしたいと思います。

(福島委員)

私は素朴な質問をしたいと思うんですが、こういう工事、こういう建築物に対しては入札の折りに、競争入札というのがないのか。或いは個別にうちの企業はこういう提案をしてもう少し安いもので出来ますよという風な、そういう工事の入札の仕方をしないのか。それとも一括してやっているのか、或いは業者の側からあらかじめ金額を選定するときに、かなり見直しをしないでずーっと高い水準のまま維持をしてきなのか。その辺の事をちょっとお聞きしたいなと思って、あまり良く知らないの。

(公共事業推進監)

あの入札については、指名競争入札方式でやっておりますけども、その前には当然建築事務所、設計コンサルタントに発注して設計をやって、物価版等の単価に置き換えまして発注しております。ただ、今後考えます中で、例えば入札制度、委員長がまた同じようにやっております入札制度の検討会議の中でも出ております、例えばこういうものと、設計施工一括方式というですね、例えば建築事務所と会社との組み合わせで、そういう形で仕様を明記した上で1つは価格面でも競争性を発揮するような事もこれから考えていかなくはあかんのかなというのが、こういう特殊なものかなと考えております。まあ仰った事につきましては、全て指名競争という形でこちら県側で積算して、予定価格を設定した上で入札して一番安い所と契約しているという形になっております。

(福島委員)

これからそのB/Cを克服していくというのではやっぱり競争入札というか、民間と同じぐらいの自分の会社のアピールを出来る立場であるので、そういうような面をもっと前面に出していかないと、いつまで経っても公共事業は高いままでへばりついているという感じになると思うので、是非その辺をお願いしたいなというふうに私は思いますが。

(速水委員)

トイレ騒いだ私、張本人として一言だけ。先程ご説明頂いた公共トイレのポイントと言うんでしょうか、注意すべきところというのはあの通りでございます。全く僕はあれでいいんだと思うんですけど、やっぱりここへ出てくると少しやっぱり高いんじゃないかなというのが、単純な印象でございます。単純な。元々そういう雰囲気はずっと持ってまして、この中に私共が関係して作る、実は私も森林組合という組織で、いけば関係して作っている所もあったかなと思って、拝見しながら今見せて頂いたんですが、やはり県のトイレだ

けじゃないんでしょうけど、ともかくこのトイレに対する考え方というのが、少し折角これだけ資料出ましたんで、なんかみんなで検討して、同じ目的で、先程言われたような事が達成する中で、どこまでコストを下げようかというのは、やっぱりあって然るべきだろうし、お下の話しなんでついつい高価でいいやみたいな話しにならないようにしていただければという極めて単純なご要望を出させて頂いたと、そんなつもりでお願いした次第です。

(木本委員)

あのすみません、この席借りてちょっと教えていただきたいんですが、県が発注した場合の合併浄化槽は形式が決まっているんでしょうか。例えばA社、B社これだけだという。

(公共事業推進課)

決まってないと思いますね。その市町村の法律とかで(市町村、市町村が入ってくる訳ですか)そうですね、高度処理したりというのであると思います。

(木本委員)

はい分かりました。有り難うございます。

(委員長)

それじゃ無いようですので、この新鹿海岸についての事業について特にトイレについてもその他についてもございませんですか。それじゃ随分詳しく精査をしていただきまして、分かりやすくなりました。有り難うございました。じゃあ先程いろいろいただいたような意見を整理をいたしまして、答申の方に書き込みたいというふうに考えております。それじゃまあ一応基本的には継続を承認をするという結論かと思えます。それではこれ、時間も1時ちょっと前になってきまして、午後の再開後の午後の最初にこの答申書を出させて頂くと、そしてそれからこの林道の方に入ると言うスケジュールでいきたいと思えます。そうしますと再開の時間はどうしましょうね、昼食をとってそれからこの午前の部についての答申案を作成する時間が必要なんですけど、1時間というとなら2時再開になっちゃうんですけど、どうしましょう。そうですね、頑張って1時半と言う事にできますか。そうですね後もありますから、じゃあ委員の皆さんは1時半再開という事でいきたいと。まあこれできるかどうか分かりませんが、(努力させて頂きます)1時半再開に向かって努力をするという事にしたいと思えます。それじゃあここで休憩にしたいと思えます。どうもご苦労様でした。

(委員長)

午前中の意見集約に時間を費やしまして、かなり遅れましたことをまずお詫びをしたいと思います。それでは午前中の再評価審議に関わります意見書がまとめられましたので今から読ませて頂きます。

意 見 書 (第8回)

1 経 過

平成13年10月19日に開催した平成13年度第5回三重県公共事業再評価審査委員会において、熊野市より海岸環境整備事業1箇所、平成13年10月30日に開催した第6回委員会において、県より河川事業1箇所、鈴鹿市より河川事業1箇所の審議依頼を受けた。

また、平成12年度に審議を行った、多自然型川づくり4箇所については、予想外に費用が増加したため、コスト縮減の努力を行い、その結果を当委員会に報告の上、再審査の要請を行った。

各審議対象事業に関して、県および各市の担当職員から事業説明を受けるとともに、審議資料に基づき審議を行った。

2 対応方針案に関する意見

審議対象事業に関して慎重な審議を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事および各市長に対して答申するものである。

(1) 河川事業（県事業）

- ① 二級河川笹川統合河川整備事業
- ② 二級河川相川広域基幹河川改修事業
- ③ 一級河川足見川広域一般河川改修事業
- ④ 一級河川名張川広域一般河川改修事業
- ⑤ 二級河川前川広域一般河川改修事業

①については、平成4年度に事業着手後、10年を経過して継続中の事業である。

再評価の結果、現状流下能力の不足及び流域内の開発による流出量の増大に対応し、河川改修を行い治水安全度の向上を図り、浸水等の被害を防止するといった事業の必要性、費用対効果分析の結果から事業の投資効果が認められることから、事業を継続するといった対応方針案について了承する。

②～⑤は、平成12年度に再評価を行った結果、「今後検討される三重県型の河川管理方法の検討を踏まえ、多自然型工法採用によるコストアップ分については、縮減の努力を行い、その結果を1年後に当委員会に報告し、再審査に付すこと。」といった意見を付し、継続を了承した事業である。

今回は、平成13年度に県が策定した、「自然に配慮した川づくりの手引き（案）」に基づき、護岸工法等の計画の見直しをされ、当委員会が求めたコスト縮減が図られた。

今後、さらに地域の自然環境との調和を図るため、柔軟、多様な対応を図られるとともに、新しい技術的な知見や工法の採用により、さらなるコスト縮減に努められるよう要望する。

また、今回制定された「自然に配慮した川づくりの手引き（案）」については、今回実施された検討手法や検討結果などの計画のケーススタディ、その後の施工事例、モニタリング結果などの蓄積を行い、よりよい手引きとされるよう要望する。

さらに、「河川改修」から自然環境を含めた「川づくり」へと発想の転換を図り、

- ・流域全体を総合的にみて、必要な整備範囲を明確にする
- ・流域の自然環境や復元力を踏まえ、河川の水理水文条件に応じた最適な工法
- ・魚類等の生態系保全の観点から、河川維持流量（正常流量）や河川環境・景観についての考え方の整理を行い、低水、濁水時についても配慮すること

以上の実現のためには、研究機関と連携した三重県独自の新工法の開発と環境産業の育成に資するよう努め、三重の川づくりについて全国に向けた情報発信が行われるよう期待する。

(2) 河川事業（鈴鹿市）

- ① 準用河川北長太川準用河川改修事業

①については、平成4年度に事業着手後、10年を経過して継続中の事業である。

再評価の結果、現状流下能力の不足から浸水被害がたびたび発生しており、河川改修を行い治水安全度の向上を図り、浸水等の被害を防止するといった事業の必要性、費用対効果分析の結果から事業の投資効果が認められることから、事業を継続するといった対応方針案について了承する。

(3) 海岸環境整備事業

- ① 新鹿海岸

①については、平成4年度に事業着手後、10年を経過して継続中の事業である。再評価の結果、背後の人家等を高潮の被害から保全するとともに海浜利用の向上を図るといった事業の必要性、費用対効果分析の結果から事業の投資効果が認められることから、事業を継続するといった対応方針案について了承する。

なお、整備した施設の十分な活用を図る観点から、熊野市あるいは東紀州全体における観光戦略等、ソフト施策とも十分な連携を図られるよう要望する。

また、事業効果の説明に関して費用便益分析が用いられているが、費用便益比が大きいと担当者にコスト削減の努力が図られない恐れが生じ、過大、過剰な設備となる懸念もある。事業の効果と、妥当な投資に関しては区分して、できる限りのコスト削減に努めること。

(4) 公共トイレ

過去3年間に県が設置した公共トイレの調査結果について報告を受けた。小規模な建築物であり、設備等に費用を要することは理解できるが、その単価は一般に比較すると高いと考えられる。公共トイレの場合は、立派なものをつくるのではなく、メンテナンスを大事にして、きちんと清潔に長い間維持管理ができるようなシステムの方に力を入れられ、維持管理も含めて、より少ないコストで利用者の満足度の高いサービスの提供に努められたい。

特に、新鹿海岸事業における公共トイレの整備については、今後の規範となるよう積極的な検討を求める。

なお、今回の委員会での事務局の説明及び提出資料については、十分に精査されたわかりやすい情報提供がなされたことを評価したい。

ただし、計画にあたって使用する基礎数値については、できる限り精度の高い数値を用い、計画の信頼性が高まるよう努められたい。

以上でございます。今の意見書について何かご指摘あれば、よろしいですか。それじゃあ午前中に済ませました事業に関する意見書をこのような形で三重県知事、あるいは各市長宛に答申をさせて頂きたいというふうに思います。

それではお待たせをいたしました。続きまして林道開設事業につきまして、審議を行います。第6回委員会で事業説明を受け、前回現地調査を行いました。それが第7回でございます。各委員から多くの質問意見が出されましたので、まずそれに関する事務局からの資料説明をお願いをいたします。

資料はインデックス、青い19、これに基づいての説明という事ですね。それじゃよろしく申し上げます。

(環境部森林政策審議監)

環境部森林政策審議監の佐藤でございます。ご審議を願っております林道国見能見坂線開設事業につきましてご説明申し上げます。委員の先生方には先月27日には現地にお運び頂きまして御調査願いまして、誠に有り難うございました。説明に入らせて頂きます前にまずお手元の資料の確認をさせて頂きたいと思っております。資料は3種類でございます。1つは補足説明資料という、この資料が1つお配りさせて頂いております。それから2つ目が南島町の森林整備計画図案でございます。それクリップと一緒に綴じてあるかも分かりません。それから3つ目が1枚紙のこのルート図でございます。この3種類が1箇所留めてあるかもしれませんがよろしく申し上げます。皆さんでございますでしょうか。

それでは本日の説明でございますが、(どうぞお座り下さい)よろしいでしょうか。

前前回の第6回及び現地調査の第7回にかなりの御質疑等頂きまして、私どもその部分につきまして補足説明の中に、一番始めの1頁の方から順次上げさせて頂いておりますが、私この中のもの、部分も盛り込みながらちょっとご説明をさせて頂きたいと存じます。それで一番始めに少々お時間を頂きまして、三重県の森林林業施策についてご説明を申しあ

げたいと、このように考えております。

まず三重県は古くからいわゆる林業が盛んでございました。例えば尾鷲林業だとか或いは飯高林業だとか、全国的にも有名な林業の生産地がございます。そういった中で、日本の林業界をリードしてきた、と言っても過言ではないかと思えます。そういった中でも現在でも檜の生産量は全国、都道府県レベルでは1、2を争っておりますし、杉についても10数位というような高いレベルを誇っております。しかし皆様ご案内の通り、いわゆる昭和36年、いわゆる農林水産作物の中でもいち早く木材も輸入自由化がスタートいたしました。そういった中で、始めのうちは優秀な国産材がそれを凌駕していた訳でございますが、徐々に徐々に木材が外国産材に取って代わられてきたというような状況でございます。現時点では年間日本では約1億m³の木材が使用される訳でございますが、その内、実に約8割が外国産材によって占められている。このような状況でございます。当然なぜこのような外国産材が日本の市場に占めるようになってきたかと言いますと、当然価格が安い訳です。それから安定的にいつも一定のロットと言いますか、一定の数量が確保できた材が揃えられる。こう言うような条件で徐々に徐々にそういったものが増えてまいりました。当然外国産材は安い訳でございますと、日本の杉だとか檜だとか、そういう木もその価格に引っ張られまして徐々に徐々にその値を下げてきた、下落してきた。一番木材価格のピークは昭和50年代の前半でございますが、現在は木材価格にしますと大体1/2から、当時の良いときの1/2から40%位まで落ちていると、そんな状況でございます。そういった中で、一方木材価格がぐっと下がってきたのに人件費はと申しますと、日本の中でも日本というか世界でも有数の人件費の高い国です。人件費は変わらない。それから木材価格は下落してきた。こういった中でやはり今まで林業が生産活動が潤滑に行ってきた訳ですが、やはり山を持ってみえる所有者の方が徐々に、そういった事で経営の意欲も徐々に下がって来た。勢いそうなりますと放置される森林というのも段々と増えてくる訳でございます。そういった中で放置された森林が荒廃を招いているというような部分が徐々にその危険が増えてきています。そういった中で今までは林業生産活動による適正な森林計画、管理によりまして山の持ちますいろんなそういった機能、公益的機能が維持発揮されましたんですが、近年ではそう言ったことが段々と陰りを生じてきたと。こう言うような状況でございます。このままでは森林の持ちます多面的な機能の維持と言うものが困難でございますと、従来の県としましては森林施策というものを見直す時期、事が迫られてきた訳でございます。それで実は平成10年、今から3年前でございますが、県庁の組織を一部改正しまして、それまでは森林林業の施策というのは当時の農林水産部でやっていた訳でございますが、その内森林保全に関する部分は今の環境部に移行させまして、木材生産、従来当然木材生産というのを大事にと言う事でございますので、木材生産に加えてそう言った公益的機能のそう言う施策を併せ展開する事、こういった事でございます。具体的には平成9年に私共森林GISを取り入れまして、このシステムを活用しまして国に先駆けまして、昨年から今年にかけてでございますが、三重県の森林につきまして木材の生産機能を重視する生産林、それからその他各種公益機能を重視する環境林、こういう風に森林を大きく二つに区分いたしましてこういう作業を現在進めております。三重県の民有林、三重県の森林は約37万haあるわけでございますが、このうちの大部分が民有林、国有林が約2万ha、民有林が約35万ha、その内人工林は35万haの内65%に当たる約22万haは人工林でございます。基本的にはこういった風に環境林の生産林というものをGISを活用しまして区分しております。当然しかしそれはあくまでも機械のデータと機能的に区分しただけであって、それがそのまま施策に全部移行するかというところではありません。当然民間の方の所有でございますから地域の方々、あるいは森林組合等、関係者の方々と話をしながら現在その区分作業の精査に入っている所でございます。今後三重県におきましてはそう言った今年からスタートした訳でございますが、生産林につきましては当然従来の木材生産の為の施策、例えば造林、間伐施策でありますとか或いは林道だとか作業道のそう言った基盤整備、そう言ったものを集中的に実施していこうと。今まで県下総花的にそう言った投資をしてきた分については、生産林に対しては生産対策を集中的にやっっていこうと、それから環境林に対しましては環境林というのは県民の皆様

の共有の公共材という位置づけをしまして、本年度から新しく森林環境創造事業というものをスタートさせます。これは県単独事業でございます。それでそれはどうかと言いますと、いわゆる森林のそういった機能の低下した森林を環境林として整備すると言う事で、この事業は、公共材として森林を整備していきますので、県及び市町村が全面的にお金を支援をいたしまして、この環境林整備をしていく。本年度は宮川村と御浜町の一部で約250 ha 位スタートした訳でございますが、14年度からはこれを県内一円に環境林の為の、環境林整備の為の森林環境創造事業を展開したい、このように考えております。こういった生産林、それから環境林へのそういう施策が相まって、県土の保全或いは中山間地域の活性化、更にそういった山村地域の定住化というものが始めて効率的に達成されるものと私共県は考えているのでございます。こういったように現在は森林政策の1つの転換期でございまして、関係する各位の皆様方にもいろんな意味でご理解ご協力を得ながら、お願いしながら三重県の森林林業の活性化に繋げていきたいと、このように考えております。

それでは補足説明に移らさせていただきます。林道国見能見坂線の開設当初の考え方、それからその後の情勢の変化に伴います今後の考え方についてご説明させていただきます。

まず計画当時の平成5年の頃でございますが、この林道は南島町のいわゆる東宮河内地区の一帯の人工林約500 ha、それから度会町の永会地区の人工林約150 ha、或いはこういった所に点在しますこの水色でぬった部分がちょっと見にくいんでございますが、水色で塗った部分が人工林の部分でございますが、こういったその人工林の木材搬出を主目的として考えたというような事でございます。ここの南島町のこの人工林部分につきましては約500 ha 程ありますが、これには地元の森林所有者さん或いは財産区等の皆さんが当時の森林開発公団、現在はみどり資源公団と言っておりますが、当時の森林開発公団の資金を活用しまして植林を始めた訳でございます。当時はちょうど昭和50年代の前半と言いますと、先程もお話させていただきましたように、林業が非常に景気が良かった。というような事で比較的年齢も若くてそういった林業に従事される方も数多く見えましたので、こういった東宮の集落であるとか或いはこちらの河内の方の方々も歩いてこの山の上まで植林に向かわれたと、こういうような状況でございます。さてこの昭和50年位から平成5年位になりますと、植えられた木が10数年若しくは20年近くというように成長して参りました。木材は当然成長してまいりますと間伐とい作業をしなければなりません。三重県の森林は約1 ha 当たり4千本から6千本位の木を植える訳です、苗木を、それをその数回に渡って間伐いわゆる間引き作業をしながら段々と1 ha 当たりの成立本数を減らして、採る時の4、50年経った時には7、8百本から千本までという位の数字に減らしていく訳でございますが、そういう20年、10数年経ちますと間伐作業をしなければならない。間伐というとやはり材を搬出する訳ですから、そうしましたところ、ここにはいわゆる木は植わっているんですが道がないと、いわゆる林道がないと、というような格好でここに林道が必要だなというような地元の方々のお考えが出てきた訳でございます。当地域には県といたしましても基幹的な林道というのがこの広大な南島町の森林地帯があるわけでございますが、基幹的な林道もないというような格好で林道の必要性を認識いたしまして、平成6年には地域森林計画、私共県等は林道計画というものを持っておりまして、林道を整備する、例えば国庫補助等によって林道を整備するためには地域森林計画に登載して、それが認められなければならないと言う事でございます。とりあえずは基幹林道が必要ではないかと言う事で、これを平成6年に地域森林計画に登載いたしました。それから平成8年には要するに国の広域基幹林道の採択、当該この林道の利用区域と申しますが、利用区域というのはこの伊勢南島線能見坂付近から大紀南島に至るこういったルート計画がございまして、この林道のルートによって利用される森林の面積の事を言います。そしてこの利用区域面積はここは約1700 ha を超える利用区域面積がありまして、こう言うことから国の広域基幹林道の採択基準は利用区域面積が千 ha 以上と言う事になっておりますので、この林道、県道伊勢南島線能見坂から大紀南島に至るこの点線部分の林道のルートでございますが、平成8年に国から有効幅員4mの広域基幹林道という事で承認を得た訳でございます。それでこれに基づきまして平成8年には全体計画の調査を行

いました。そして平成9年には過疎代行の認定を受けまして、大宮町地内から工事を開始した訳でございます。南島町地内につきましては、平成12年からの工事を開始を予定した訳でございますが、一部町民の方々から森林環境の破壊、或いは海洋の汚染、それからゴミがその道が出来たら山へ不法に投棄されるのではないかとといったようなご心配等の事から、林道開設への反対だという様なご意見も出てきた訳でございます。私ども県としましてはそういった町内でのそういう意志の統一の未確認という部分から判断しまして、12年からの着手予定につきましては、南島町地内につきましては現在見送っておるといふ事でございます。

社会情勢の変化についてでございますが、当地域の森林は木材を生産という事に、勿論こういった人工林の部分の木材の生産に加えまして、下流にはここに示してございますが、点々と水道の取水口もございます。それからこういったことから木材の生産の他にも水源の涵養、或いは土砂の流出防止と言ったような機能が発揮がされる、この南島町一帯の森林はそういう位置づけにあるのではないかと考えております。この為これ下層植生と申しますが、木々の下にいわゆるこの下草が生い茂って、豊かなこういった状態、これはまあ理想的な森林でございますが、人工林部分等についてもこういったような森林へ誘導したり、或いはそういった中で開設当初は、計画当初は人工林は通常の三重県レベルの森林施業の4、50年で木を伐採して材とするというような計画でございましたが、一度にそういった大面積を伐るのではなくて、やっぱり伐る期間をもっと長くして70年とか80年とかそういった長伐期と申しますが、長く伐る期間で長伐期、そういったことで長くすると共に当初は大面積の一斉に伐るという考えでおったんですが、そういったものも徐々に伐り出す、いわゆる抜き伐りをしながら伐り出すという方法の方が、森林、人工林の為にはいいのではないかとというような考え方に変わってきたものでございます。こういった風な森林の作業に対応した林道を考えてみますと、木材の搬出というものが行われますんですが、従来考えていたような一度に大量の材が、木材が出てくるというような事が、機会的には少し少なくなるかと思えます。こう言ったことから有効幅員についてあらためて考えてみた訳でございます。そうした中で搬出コストの面から2t車でも勿論これは搬出が出来ますが、コストの面からやはり4t車というものが最低限必要ではないだろうか。そして4t車が通行出来る幅員というのは最低3mを確保したらいいのではないかと。こういった事になりました。有効幅員を従来の4mから3mに縮減いたしまして、それと共にルートはこの伊勢南島線の能見坂トンネル付近から大紀南島と言うような線に接続するルートが当初からあった訳でございますが、これにつきましては後ほど申しますが人工林部分の木材搬出が伊勢側或いは大宮側、どちらへでも行ける、それから後の要素として出てきました、天然林の整備の為にもこれは一体的にこういった所はすべて整備出来ていくと、効率性を考えてルートは当初のそのままの線でいった訳でございます。それと後、勿論そういったことでコスト的には当初の計画で考えておりました費用から約40%削減がなっております。なお、それからまた事業実施する場合には勿論安全性というものを考慮する訳でございますが、環境に配慮した工法の取り入れ、例えばこれ間伐材と言いますか間伐材を利用した丸太伏せ工と言いますが、こう言ったような法抑えの工法も取り入れて環境に優しい道を作っていくというのが、これは近年では当然でございますが、こういったものをどしどし採用して、ルートも実質に測量して図っていく時は、言葉で言いますといわゆる地形に合わせた、道を作るときは土を斜面を切ったり盛ったりせなあかん訳ですが、そういう部分が比較的少なくなるような工法等も取り入れるというような格好で林道作りを進めて行くと、こういった所でございます。

次に森林整備の必要性和林道の関係でございます。1つには地元南島町の森林整備に対する考え方の変化でございますが、南島町の森林は現地調査でもご覧になっていただいた通り、人工林についてはこれから整備が段々と必要になってまいりますし、あるいは天然林についても徐々にそういった、外から見たら鬱蒼とした非常に素晴らしい森林相、森林の状況であるんですが、一歩中に入ると表土と言いますか下の土が少なくなっていたり、下草がなかったりと言う事で非常に今荒れた、荒廃が徐々に進んでおります。こういった中でご承知のように、その整備された豊かな森林は人々の生活を守る、或いはまた地域の

産業を守りながら更に南島町多くの方々の生活の糧である海をも守ると、言う事にも私は繋がるのではないかとこのように考えている訳でございます。森林は水を確保すると共に土砂災害からその幾多の人の生命を守ると共に、お金だけでは計りきれない、計り知れない部分があるんだと、言う事も考えております。人工林、天然林等多様な森林でございますが、こちらで生活される下流の方々にとりましてどちらも重要な森林ではなかろうかと、この様に考えている訳でございます。ところが、この林道を計画した当時の南島町の森林整備計画は、専ら人工林を対象とした、木材生産を主眼としたものでございました。ところが水道水源をすべて荒廃地の森林に頼っている事、或いは近年こういった流れ出しております河川も堆砂が激しく、やはり徐々に土砂が流れ出している事等、こういった現状を考えてみますと従来木材生産以外にも森林の水涵養だとか或いは土砂の流出防止という重要な機能について、町当局は認識を新たにされたと言う事でございます。この為、森林の機能維持或いはその防止する為には人工林におきましては先程申しましたが、木材生産を一斉に伐採する事から期間を長くしまして徐々に伐り出す方法に変えるとか、ある意味で今まで天然林の施業という作業というものには重視をしておりませんでした。やはり天然林も守って行かなければならないんだというような事でそういった天然林の作業もして、共に人工林、天然林共に公益的機能の高い豊かな森作りを目指すことと南島町当局はした訳でございます。

本年6月には国におきまして従来、昭和39年に林業基本法というものが制定されました。いわゆる国の林業のいわゆる施策の骨格でございます。当時昭和39年でございますからその林業基本法と申しますのは、木材生産というものに主眼を置いた基本法であった訳でございます。そう言った事から最近のいろんな森林林業を取り巻く情勢から本年6月には新しく森林林業基本法が制定し直されました。これは従来のもちろん木材生産機能に加えて、森林の持ついろんな公益的な機能にも配慮した森林施策を取らなければならない、こういうような中身になっております。そういった中で県も全国森林計画、それに付随します全国森林計画の変更に基づきまして、県は現在地域森林計画の変更作業を進めております。そして各市町村におかれては市町村森林整備計画というものを立てられまして、それに基づいて各市町村の森林を整備していくという事に現在なっております。そう言うことで、各市町村におかれても現在、南島町さんであれば南島町森林整備計画を現在変更作業を進めている訳でございますが、この中で現在の作業の中で南島町1万余haの森林がある訳でございますが、この中では9200haの部分の森林に対しまして新たに現在先程もご説明申し上げました、森林環境創造事業の導入であるとか、或いは町単独による天然林の整備を始めとして森林整備を現在計画を進められております。具体的には町当局の今後7カ年間の予算化を考えながらの森林整備だとか、あるいは森林組合さんを中心とした地域の方々に説明しながら、その森林整備を着実に進める為の鋭意ご努力をされております。もちろん森林整備というのは県や市町村が勝手にやると言ったから出来るものではありません。当然民有林が殆どですから所有者の方がそれに納得されて、そしたらそういう整備が必要なんだと言う事の同意を得ながら、それは当然進めていくという作業でございます。またそれとは別に地域の資源でございます天然林を、これから伐出していくという作業が始まります。昔はこれは炭だとか薪、いわゆる薪炭と言う事で活用されていた訳でございますが、現在そういったそういう伐り出してくる広葉樹をなにも捨てなくてもいいんじゃないかと、何かに使えないかなとそういうような取り組みも、聞きましたところでは、町でも具体的に準備を進めて見えるというようなことでございます。こういった地域の資源をフルに活用して、天然林を活かされる材の活用だとか、あるいは勿論人工林の有効活用だとかそういった中で林業振興を通じた町内の活性化に取り組んで森林整備をしていくんだというような、私は南島町の強い意気込みを感じております。県としまして、こういった南島町の森林整備の取り組み、またこれからのこれらの効果が充分発揮出来るよう、積極的にご協力、支援を申し上げたい、この様に考えております。

続きまして林道整備でございますが、こういった為にも林道国見能見坂線を開設し、人工林の木材搬出を活かすと共に、一刻も早く荒廃が進みつつある天然林の整備を行う事が必要だと私は考えております。

それから現在南島町地内で工事が未着手になっている事に関してでございます。確かに林道開設と言いますのは山を切ったり削ったりする訳ですから、当然そう言った中で大なり小なり影響が出ることがこれは何も否定出来ません。そう言った中でこういった山を環境に悪い影響を与える事、最小限に抑えながら最大限の効果が発揮出来るような、そういうように当然林道整備の中では努めて参りたいとこういうように考えております。今まで県も南島町も含めて、こういった意味で十分に地元の住民の方々と意志の疎通がなかったところは私ども反省いたしております。今後やはり今まで説明申し上げましたが、この南島町の山を守る、そういうような良好な森林環境を創造するための林道整備でございますが、そういった意味でも林道整備に伴うメリットだとか或いはデメリットだとか、そう言った分については全部説明を明らかにしたいと、この林道を進めて行くに当たっては、いろんな関係者の方々と意見交換を行う場等を設ける等して、全てに情報公開をしながら決定していきたいとこういうように考えております。また、林道の整備、或いは森林整備に関しまして、例えば住民の方々、当然県或いは事業実施の県だとか地元の南島町、或いは地域住民の方々全てを1つの含まれた検討会を作って、モニタリングの作業或いは現地の林道での工事の監視と言うんですか、仕方のそういったものをはっきりとして、やりたいと私審議監としましてお約束申し上げますが、そう言った方法で仕事はしていきたいと考えております。こういった作業により住民の方々と私たち行政が協力しながら地域の活性化に繋がる1つのモデルケースにしたいと考えております。

今後の林道開設の方向に向けてでございますが、森林の管理と申しますのはすぐ1年先2年先を見るのではなくて10年先、20年先、50年先、そう言った100年先も見越して行うと言う事でございます。例え1年や2年整備したところですぐ効果が出てくるとい様なものでもございません。近年例えば地球温暖化の関係での小雨、夏の渇水騒ぎ、或いは温暖化に伴う一時の集中豪雨による土砂災害が出てきていると、幸い三重県には時々起こりますが、渇水とかそういうものは起こりませんが、将来的には絶対こういう危険性が、このまま山を放置しておけば必ずや生じてくると私は考えている訳でございますが、こういった事からも1年でも2年でも早く山の手入れ、人工林或いは天然林に関する山の整備をしていきたいということ。こういった整備は10年或いは20年、50年先には数倍、数十倍になってかえってくるのではないかなと、このように考えておる訳でございます。山の管理というものはやはり人が入らなくてはこれは出来ない訳です。人が入るが為の1つの有効な手段として林道があるわけです。林道から接続する作業道を巡らして、そう言った山の管理を進めていくというのが普通の感覚でございます。県といたしましては住民の方々と協働しながら、林道開設を行いながら人工林、天然林それぞれに適切な森林整備を進め、それが最良の選択肢ではないかと考えております。

南島町の山を守って、それからそこで暮らされる人々の暮らしを守って、ひいては海を守って、そういうことが地元活性化の1つのこれからの林道整備の新しいモデルとしてこの林道整備を進めたいと、かように考えております。そう言ったことで林道国見能見坂線の継続実施につきましては是非継続いたしたいと考えております。よろしくご審議の程お願いいたします。

(委員長)

資料説明はまだ、今日配られた資料の説明の前段の話でしょ、今の審議監の話は。

(森林保全課)

森林保全課の林道担当しています西村と申します。それではただ今から第6回の質疑等につきまして逐次ご説明申し上げたいと思います。この補足説明資料1頁から、ご説明申し上げます。(どうぞ座って下さい) 申し訳ありません。

それではまず1つ目の質問でございますが、費用便益分析で土砂流出等の災害防止便益が計上されているが、下草がなくなった事で土砂の流出があったのかというご質問でございますが、過去の河川の状況の分かる写真はございませんでしたが、地元の聞き取り調査を行いました所、薪炭林として利用しなくなってから土砂の流出はひどい状況との事です。

現在でも先程写真で見て頂き、現地でもご確認頂きましたが、林内の下流部には大量の土砂が堆積してひどい状況となっております。

続きましてみどり資源公団の作業道開設で水道水の濁りがあったのかというご質問でございます。平成4年から平成12年までに約12kmの開設をしておりますが、作業道の開設に伴う濁り等の苦情はなかったと、南島町で確認いたしております。

続きまして自然防御維持便益について、計算式から判断すると現状は0となっていると思うが森林の効果を0から算出しているように理解出来る。現状の持つ効果を差し引かないと過大とならないかというご質問でございますが、自然防御維持便益は森林を整備しなかった場合に想定される状況と、整備を実施した場合の差を便益としております。この為現状を0として考えるのではなく、未整備の場合は流出係数を0.70、整備を実施した場合の流出係数を0.55この差0.15分を便益として計算してございます。

続きまして平均降雨量とは具体的に何を言っており、降雨強度はどういう様に降雨量に変換したのかというご質問でございます。平均降雨量は県内測候所の観測値、過去30年の平均値を使用しております。当地域では1714mmといった1年間の雨量を採用しております。また雨量強度はこの式では50年確率日雨量を適用しております。1日に755mmを採用して計算しております。

続きまして廃棄物防止等のパトロールについて何か具体的な事を実施しているのかというご質問でございますが、南島町では平成10年に「南島町まちを美しくする条例」を定めまして、環境美化推進員2名を任命しており、平成14年度には18日の監視活動を行っております。また年1回、町内総出の町内クリーン作戦、これ年1回行う訳ですが、本年の2月に去年度の分が行われた訳ですが、参加者2100名、ゴミを98tも回収いたしております。なお13年度も、またこれも予定しております。

続きまして林道の長期計画にはいつの時点で位置づけられているのか、地域森林計画に登載された年月日と言う事でご質問でございますが、平成6年4月1日から平成16年3月31日の地域森林計画でございますが、ここに南島町分、先程ご説明ありました、ずっとじゃなくて南島町の中だけの藤坂能見坂線と言う事で登載し、それから広域基幹林道と言うようなところも踏まえ大宮町の利用も踏まえて、平成9年には名前は平成8年に国見能見坂線と変更しておる訳でございますが、大宮町も登載したところでございます。

続きまして土砂の処理について何 m^3 ぐらい出て、どのような処理を考えているのかというご質問でございますが、前回もご説明申し上げましたが、新しい計画では約22万 m^3 の土砂を想定しておりますが、大きな土捨て場を作らずこまめに現場内における処理を計画してございます。

続きまして3頁をめくって頂きたいと思っております。環境への配慮について在来植生を緑化で使用しているのか。使用している種子の種類はというご質問でございますが、現在施工しております大宮町地内の林道開設工事での使用状況でございますが、まず種子吹き付け工といたしましては草の種4種類を使って吹き付ける訳でございますが、その内1種類だけでございますが、ヨモギを在来種として使っております。それから専門的な用語で申し訳ないんですが、ちょっと種子吹き付けというよりも、グレードの高い吹き付けになる訳でございますが、木本類、木になる種類、これを2種類を混合します。これにつきましてはすべて在来種、山萩、コマツナギを入れております。それからこれにつきましては、草本、草の種を3種入れる訳ですが、ヨモギ1種類を入れております。前回もご説明申し上げましたが、補強土壁工と言いまして盛り土を入れる工法でございますが、その全面に植生のマットをして出来上がった時には草でそういう鉄の面というかそういうのをカバーしてしまう、まあ環境に優しい工法の1つ、それから土もきちんと処理できる工法の1つでございますが、それにつきましては7種類のうち2種類ヨモギ、メドハギを使用しております。

続きまして環境に配慮した工法についてどのように考えているのかという事でございますが、先程審議監の方からもスライドでご説明させていただきましたが、地域の間伐材等を積極的に利用しました丸太伏せ工とか、それからもう1つ、これは土砂流出を止める、道路の水が盛り土法面の方に流れていくのを止めるアスカーブ、普通アスカーブというの

はアスファルトでやるわけですが、こういう類の木を使った物を積極的に採用しておったり、木柵工と言いまして緑化しても全てが緑化出来る訳でなく、こういう石が残ったりする訳です。それで雨が降る毎にこれがぼろぼろ落ちて来ていわゆる側溝を蓋をしてしまうと、こういうのを防ぐための木柵工ですか、これも使用しております。それからコンクリートを使わない工法といたしまして、補強土壁工と、これは今草で覆われておりますけど本当はその裏には鉄の網と言いますか、そういうようなものが隠れております。そういうようなのも使っております。

続きまして受益者で林業をしていてこの林道により直接利益を受けるのは何人かというご質問でございますが、南島町地内の利用区域内の森林の所有者は、町財産区、地元区有林、共有林、個人等102者となっておりますが、下流には先程もご説明しましたが水道水源がありまして、受益者は水道利用者約6500名、この方々も直接の利益者、受益者というような事で考えてございます。

それから負担金を取るのかというご質問でございますが、前回説明申し上げましたが、県代行事業では負担金は取っておりません。

それから南島町の林業労働者人数と、その年齢構成と、最新の暫定センサス調査での林業労働者数はというご質問でございますが、2000年世界農林業センサス林業従事日数別世帯員数というのがございまして、総数49名、ただし150日以上勤められている方は、4名となっております。

それから平均年齢でございますが、センサスではちょっと分かりませんが、先程の人工林を手入れしております伊勢志摩森林組合の南島町在住作業員7名の方の平均年齢は62才となっております。

続きまして、伊勢志摩森林組合の作業員の人数、常勤、非常勤の内訳と延べ作業員人数でございますが、平成12年の実績の内訳でございますが、常勤作業員の方26名、総作業日数5783日、非常勤作業員の方26名、総作業日数2230日となっております。

続きまして保安林、これは南島町地内の保安林でございますが、対応すべき森林はどれほどあるのかというご質問でございますが、南島町の利用区域面積1175haのうち保安林は722ha、約6割となっております。それから緑資源公団以外の利用計画はどうなっているのか、公団以外の施業計画は人工林1haのみでございます。

続きまして緑資源公団の計画面積割合はというご質問でございますが、公団契約面積は、1175haのうち633ha、利用区域の54%となっております。

続きまして公団の人工林面積はという質問でございますが、公団の人工林面積は414ha、これは人工林全体の約9割を占めてございます。

続きまして、公団と契約している人数、及び受益者との関係は、同一か、別かというご質問でございますが、公団との契約者は南島町有林、それから吉津財産区有林、東宮区有林、共有2、造林組合7社で、受益者と同一となっております。

続きまして、公団の森林管理責任は、公団にあるが、公団と森林計画との関係はどうなっているのか、というご質問ですが、13ページをご覧ください。

緑資源公団についてのところでございますが、その契約の方法は、右側に契約は分収林特別措置法に基づく、森林所有者と緑資源公団と二者の間の契約となっております。森林所有者の方が土地の提供と森林の造成育林を行い、緑資源公団は造林に要する費用の負担と、技術的な指導を行うということで、森林管理の責務は、森林所有者に委ねられておりました。緑資源公団には直接的な責任はございませんという事になってございます。

それから同じく次のこのページを開いたままでお願いします。緑資源公団は自分のところで道を作る予算がある、県が費用を投じる理由は根本的な問題であるという、ご質問でございますが、この2番のところ(2)林道関係業務で示しましたが、いわゆるスーパー林道、問題となっているスーパー林道でございますが、これは政令で指定されました全国7地域に限定されており、三重県ではこれは行っておりませんし、地域指定もされておられませんし行っておりません。それから林道でございますが林道ウに林道を掲げましたが、民有林林道事業と今回ご審議頂いております林道国見能見坂線、この林道も民

有林林道事業に該当します。これにおいて対応するということになっております。

それから戻って頂きまして、また5ページに戻っていただきたいと思っております。

問21からですが、一部作業道を利用する計画に変更しているが、他の部分も利用していないのか、これも前回少しご説明申し上げましたが、尾根を越える林道でございまして、下りの部分には利用できない、利用できる所は充分利用させていただきます。

それからm当たり28万円の単価は倍ほど高いという、ご指摘でございしますが確かに当初計画の1m当たりの単価は28万3千円と高こうございます。

今回の見直しによりまして、mあたり17万円となります。今までのコスト縮減これからのコスト縮減を考えますと、15パーセントと書いてございしますが、県はもっとコスト縮減を長きに渡ってやっていくもので、これ以上にかなり安く林道を作りたいとこのように考えております。

それから林道が50年、100年先のことを考えて計画すべきだというご指摘でございしますが、確かにそのように我々も考えておりまして、先程も森林政策審議監の方から説明がありましたが、今の公団の契約は、概ね50年ぐらいの契約になっており、従来は50年までの間に大面積を伐ることになっておりましたが、これからは例えば70年、80年とか、そういう契約変更をいたしまして、間伐というんですか、抜き伐りというんですか、そういうことをしながら、水源涵養機能とか、土砂流出防止機能を保っていきたい。今の山だけを考えますとそういうような事で、材を伐り出すとなると、概ね60年ぐらいの資産でございしますが、かかります。またその後も森林というのは、ずっと管理していかなければならないものですから、この管理にもずっと林道は使われるということでございます。

続きまして近くの山の木が使えないのは疑問、利用しようとするコスト高になり、品質も悪いというご指摘でございしますが、まず先程もいろいろ森林政策審議監から、お話ありましたが、まず搬出コストを縮減しないと地元材は伐り出されません。

そのためにも林道を開設にしないと、搬出距離が遠く、そのために林道を作るというようなことでございます。

搬出距離が短ければ搬出コストの縮減も図られるようになってございますので、そのように考えてございます。

それから続きまして県代行でなく、別の林道事業で開設ができるのではないかとというご質問でございしますが、我々も例えば、この前現地に行っていたいただきましたが、この道をこう登って行って、この辺とこの辺までを現地調査していただいたわけです。

ここをこう走っていった時には、河川の護岸道路って言うんですか、河川沿いの道をずっと行って、ここから作業道をずっと上がられたわけです。これを改修すると恐らくものすごいお金がかかると言うんですけれど、仮に林道に利用して、道も狭かったのを覚えておられると思いますが、4tトラックが通るような最低3m、有効幅員3mの道に変えるとか、あと森林環境創造事業をいれるような所は、そんなに広い道幅はいらないと、いわゆる有効幅員2mの道、早々そういうような事を、各小流域毎って言うんですか、そういうような事で試算をいたしてみました。それもしてみましたが、これどれぐらいはじいたらいいのかちょっと我々も分かりませんが、それなりのよく似たようなお金をこう引っ張ってきて、はじきましたところ、48億円あまりと、63億円に比べますと安いんですけど、今回今日もご提案申し上げております、48億円に比べては、随分高いと、しかもぶつ切りになってしましまして、その山の効率的な施業も、なかなか一回入ったら、ここの施業へ行こうと思ったらまた、降りてきてぐるぐるっと回らなければならないとか、色々な不都合も生じます。

そういうような事で、なかなかこれにつきましては、難しいと我々考えております。

次につきましては、非常に多くの質問が前回ありまして、その中でよく似た質問項目をまとめまして、代表的な意見をここに入れさせていただきました。環境か経済か、持続可能な森林管理のためには、最小限のインフラ整備が必要ならば、どのような林道がいいのか。これ7ページからいろいろつけさせていただいておりますけれど、先程森林政策審議監がご説明申し上げました当初計画のところとこれからの林道整備、社会情勢

の変化からの林道整備というようなところを、これにはまとめてつけさせておりますので、ちょっと説明もかなりダブリますので、御省略させて頂いてよろしいでしょうか。

説明はよろしいでしょうか。それでは省略させていただきます。

それから林道の位置付けと地域住民への説明、合意はということでございますが、15ページは回数とかそういうようなものが載せさせておりますが、先程森林政策審議監からも説明がありました、充分我々も反省すべきところはあるというような事でございます。

それから森林林業基本法、新しい森林法に基づく森林計画案を提示して欲しいということで、別冊で付けさせて頂いておりますが、先程森林政策審議監の方から、南島町はこれからどういうふうな森林を整備していくのかというようなことを、説明させていただきましたので、これにつきましても若干省略させて頂きたいとこのように思います。

以上が、今までのかなり出ました質問等に対する回答でございます。

(委員長)

資料が更に続いておりますので、それから南島町自身の森林整備計画案についても説明が必要ですので、更に続いて7ページ以下のところをやってもらわないといけません。

(森林保全課)

はい、分かりました。

(委員長)

だからいちいちの質問に対する答え、それについての再質問っていうのは、また全体の中で出てくるものです。

(森林保全課)

はい、分かりました。それでは7ページから説明させていただきます。

林道国見能見坂線の位置付けについてでございます。やはり計画当初木材価格の高い時代の昭和50年前後から造林が開始されました。

ただそうこうして、この右の表を見ていただければ明らかなんですが、昭和50年、55年、5年間隔で木材の丸太の概ねの単価を載せさせて頂いておりますが、昭和55年には杉が4万円、1㎡当たりでございます。杉が4万円、ヒノキが8万円、米ツガというのは、アメリカの材でございますが、35,100円でございますが、それがずっと値下がりいたしまして、平成11年の数字でございますが、杉が半分以下18,800円、ヒノキも31,600円で、米ツガは、やはり昭和55年若干高うございましたが、23,600円とこのように高くなっておりまして、この昭和55年のかなり高い時代から、造林が開始されました。

最終的な利用区域内に669haの人工林、あの右側で671となっておるんですが、これは針葉樹林面積を計算したところですね、671という針葉樹が出てまいりましたが、人工林という位置付けで、2haほど松の天然林というのがございまして、それを実際差し引いて、左の方に載せてしまいまして、申し訳ないんでございますが、669haの人工林があって、その材をいかに出すかというようなことで、この林道は始まったということです。

先程の説明とちょっとダブリますが、木材価格がだんだん下落し、また林業労働力が減少し、それに反しまして人件費の上昇と、収益性の悪化から保育作業の遅れがどんどん出てきた。そういう中で作業道を緑資源公団が、平成4年から付けたわけでございます。右に平成4年から12年までの、開設の延長を載せさせて頂いておりますが、この間に概ね11キロと950mの作業道を現在開設いたしております。

その作業道は先程も申し上げましたが、木材搬出には使えないと、そういうようなことから、木材搬出を見越して森林所有者、地元の関係者7者の方からまず林道開設の要望があがりました。

それから地域森林計画、そうこうする中で地域の森林、そこだけでなく南島町のその部分だけではなく、大宮町、南島町、度会町を含みました全体的な整備計画、これを総

合的に判断いたしました線形を検討いたしましたところでございます。

林道を計画する時には、ここにア、イと書いてございますが、まず高齢化により減少してきました林業労働力の確保のためのアクセスの改善というまずひとつの目的がございます。

林業労働力ということで、先程のセンサスの数字を 20 年程前から載せさせていただきましたが、センサスでは 1980 年には南島町 199 名、大宮町 440 名、これが最終の概数値でございますが、南島町が 49 名、大宮町が 92 名と激減いたしております。

そうこうはいうものの、地域には森林組合もございまして、林業を行っておりまして、この方々のアクセスを改善させたい、それから木材を搬出するにはやはり機械化、大型化によって、木材生産のコストを縮減し、また搬出コストを縮減する必要がございます。それでこういうふうな機械を持っているほうが、右に載せさせて頂いておりますけれど、地域には伊勢志摩森林組合、これがあの南島町の人工林を管理しておるわけでございますが、ここはどちらかというと造林保育主体の森林組合でございます。もうひとつ大宮町側の森林管理しております森林組合、大紀森林組合というのがございますが、ここは造林保育は勿論やっておりますけれど、ここにはその右を見ていただいて、伐採搬出の班を作っております。平均年齢、林業労働力がかなり高い中で 7 名の方で班を作っております、平均年齢 29 歳、随分若い班を作っております。この方々が、いわゆる高性能の林業機械、タワーヤーダーやプロセッサを使いまして、木材搬出をいたしております、この方々との連携、伊勢志摩森林組合と大紀森林組合が連携しながら、木材搬出を将来的にはやっていきたいというようなことで考えてございます。

それから 4 トントラックという話があります。林道規定では、有効幅員によって車の大きさを区分しております、有効幅員 2 m は、2 トンのトラックまでで 4 トン未満でございます、4 トンを越える車は有効幅員 3 m 以上という事になってございます。広域基幹林道ということで、当初 4 m で計画いたしております。

それから先程もご説明しましたが、当地域には骨格となる林道がございませんでした。そういう中で、既設作業道、いろんな一帯に既設作業道がございますが、それらの接続、それとまたあの尾根の所から度会町の人工林へ接続していくなど、こういう一帯の骨格となる林道として、計画したところでございます。

勿論広域基幹林道でございます。連絡しておりますので付帯的な効果として、地元の方では、災害時の迂回路とか、森林レクリエーションへの活用といろんなことを期待してこの林道を計画されております。

我々先程も申し上げましたが、林道を進めていくにあたりまして、骨格的な林道と位置付けまして、地域森林計画に登載し、先程ご説明させていただいた通りの経過でございます。

それから先程もご説明させていただきましたが、広域基幹林道として、国に採択されまして、いよいよ林道の開設ということになりましたが、平成 8 年の当初には、伐出計画、これ間伐材の伐出計画でございますが、10 年間前期後期とございます。あわせて 258 h a、造林計画、これは拡大造林といまして、雑木林を伐って、杉、ヒノキを植える計画でございますが、175 h a、保育計画 1458 h a の合計 1891 h a の当初計画がございましたが、8 年から 12 年の前期には、保育のみでございますが、859 h a が計画され、後のところにつきましては、先程の森林環境創造事業等を入れまして 929 h a の森林整備が今のところ計画されているということになってございます。

それから先程も社会情勢のところでも触れましたが、南島町の意識が若干変わりました、森林は町民の生活を担っているということで、利用区域内には、吉津、河内、東宮、奈屋、贄、それから中島、この 4 つ水源がございまして、約 6500 名に水道の水源となつてございます。

それから南島町の森林でございますが、約 6 割は先程の昔の薪炭林で、今はかなり荒れております天然林が約 6 割を占めてございまして、見ていただいた通り、現地でもご確認していただきましたが、下層植生が衰退し、腐食土層が流出し、また降雨によって土砂の流出をしておるような森林となつてございます。

それから、荒廃したこのような森林でございますけれども、それによって水源涵養機能だとか、土砂流出防止機能だとかも低下しております、取水地の水位の変化、これ最近の5年間の変化でございますが、井戸の深さに比べまして、最高水位、最低水位とも、吉津、河内、東宮、奈屋、贄、中島地区が当地区の範囲にございますが、このような状況と、現地を確認していただきましたのが、吉津というところでございます。

吉津は、現地でもご説明ございましたが、26 mの井戸の深さがございますが、最高水位 4.8m、最低水位は 30 c mと、このような状況となっております、節水って言うんですか、かなり水が減ってきた時には、町内に節水を呼びかけている所でございます。

それから、それと他に森林への期待等が、木材生産は当然ございますが、水源涵養とか、最近では地球温暖化防止等の期待が出てきた。森林の期待が膨らんだということでございます。森林法が改正されまして、国におきましても3つのゾーニング、三重県では先程ご説明しました2つのゾーニングがなされて、それぞれに応じた施策が展開されるというふうなことになったところでございます。

これからの森林整備のあり方でございますが、詳しくは南島町の森林整備計画のところでご説明しますが、人工林、天然林それぞれ豊かな水源涵養とか、土砂流出防止を目的としました豊かな森林に育てることを考えております。

それに伴いまして、伐採の仕方も先程説明させていただいたとおり、大面積を一辺に伐る皆伐という施業から、伐期、木を伐る期間を延ばしまして、除除に伐り出す。それから複層林施業への転換等を考えておりまして、これに付随しましていろいろ試算してみますと、南島町のあの森林からは、今の山でも 125000m³あまり、大宮町からは 60000 m³あまりと、単純でございますが 60 年間に渡りまして、南島町のみを若干計上いたしました、2000 から 3000m³の木材が搬出される予定となっております。

それからそうこうする中で、森林整備に応じた林道見直しを行いましたところ、先程ご説明させていただきましたように、幅員は 4 mから 3 m、それと既設作業道の有効利用で総事業費も 63 億円から 38 億円へと減少してございます。そういうことで、今回変更案ということで、ご提案させていただきました。

緑資源公団につきましては、13 ページでございます。緑資源公団と申しますのは、パンプも抜粋でございますが、付けさせた頂いております。

緑資源公団は色々な事業をやっておるわけですが、森林に関しましては、森林関係、この 2 つの事業をやっております。先程も質問等のところでご説明させていただきましたが、1 つ目は水源林造成事業という、これが公団の事業でございます、南島町の人工林、公団造林といっておりますが、あれがいわゆる水源林造成事業に該当します。水源林造成事業は、水源涵養上重要な保安林の内、機能が低下した森林を、急速かつ計画的に整備し、水源涵養機能の回復を図ることを目的として造林されております。契約につきましては、先程も申しあげました分収林特別措置法に基づいて契約しております。造林の資金でございますが、政府の方からすべてお借りした資金でございます。2/3 が政府出資金、それから 1/3 が財政融資資金でございます、すべて分収林収入、1/2、1/2 の 5 分 5 分の契約でございます、木を伐った時に入る収入によって、全額返還、償還しなければならない金額となっております。

それから林道関係業務でございますが、先程言いましたように、全国 7 地域でスーパー林道を行っております。この資金につきましては償還の必要のない国の補助金が 2/3 と、あと償還の必要な資金が 1/3 でこの林道がなされております。

それから造林関係で作業道がございますが、この作業道は作業員のあくまでも作業への輸送の道で、造林経費からの出資という事になります。

林道につきましては先程もご説明しましたが、仮に負担金を取るとういたしますと、地上権って言うんですか、木につきましては 1/2、1/2 の権利がございますが、土地については土地所有者のものでございます。そのため、もし出資するとなりましたら、森林所有者の方が概ね 3/4、緑資源公団が 1/4 の負担を支払って、林道を付けるという事になってございます。

続きまして、15 ページの地元への説明等の経緯でございます。南島町分について付

けさせていただきました。平成 8 年 6 月 5 日の早期実施の要望書が、4 つの区長からあがって以来、いろいろございました。平成 9 年の 1 月 29 日には、現地を町、議会の方及び県といろいろルートのところを歩いたり、あと平成 9 年の 5 月 29 日から 6 月 6 日にかけては、地元の地区でも説明会を行い、それから漁協でございますが説明会を行っております。

それから平成 10 年 10 月 20 日には、町の議会におきまして、林道建設推進に関する議案を議決してございます。それを受けて、我々も林道をやっていくということで予算要求をして現在に至っているわけでございますが、平成 12 年 1 月 7 日には、町広報によっていろいろ林道については、町民の方々に周知も図ってございますし、平成 12 年 9 月 9 日からは、林道の現地視察、このようなものも町のほうで計画されて、このような数字の参加を得ておるところでございます。

しかしそうこうする中で、昨年 12 年の 12 月 19 日、色々な経緯がございまして町議会では、町の過疎計画から、林道国見能見坂線という記載を削除して可決いたしました。そうこうする中で、国の森林法の改正、森林林業基本法、こういうのがありまして、その説明を議員の方にしたり、あと地区の説明会を、4 地区でございまして行いながら、この 10 月 10 日町議会では林道の記載を、新たに追加いたしまして、町の過疎計画を可決し、10 月 30 日に再評価を受けたという事でございます。

その後、いろいろの場で、南島町、森林に対する熱意が、少ないんじゃないかというようなご指摘もございました。今後の新しい南島町の森林整備計画に向けて南島町ではいろいろ今まで、努力してきたところでございます。

続きまして、別冊の南島町森林整備計画、これ案でございまして、これについてご説明申し上げます。

前々回でございまして、南島町の森林整備計画をコピーして、付けさせていただきました。それは、この基本的な事項というところだけを、コピーして付けさせていただいたわけですが、これが本物でございまして、ちょっと申し訳ないんですが、この一枚だけの計画でした。前回この基本事項は、裏はなく、この 1 ページのみでございました。速水委員からも、こんな計画でこんな林道をとというようなことのご指摘もございました。そういう中で南島町がいろいろ考え、今回この計画をあげてきております。

町にとって何が大事か、それはやはり山が、先程、森林政策審議監からも説明しましたが、山は町の水道水源の源であり、しかもそれが海の方へもつながっているということで、荒れた森林を見まして、全町的な森林整備を一生懸命やっというふうなことを考えました。この中で、いろいろ南島町の普及啓発を行ったりして、間伐を進めるとか、この 1 の森林整備の現状と課題のところ、今のこの計画の、1 ページの 1 番下書いてございますが、今まで行政だけが、森林整備とか、そういうようなものやってきたと。それではいけないよというようなことで、やはり町民の方々に、もっとその山の現状を知っていただき、森林整備を進めていきたい。その中で行政が確かに動き足らんとところがございました。いろいろ町民自らが、町民参加による森づくりを推進していきたいと、こういうふうなことを南島町の方では考えてございます。

それから続きまして、森林整備の基本方向、森林整備の基本的な考え方のところでございますが、やはりあの先程も説明しました豊かな海を、豊かな山を創っていくにはどうしたらいいのか、そういうふうなことで、公団契約地もございます。契約変更をしなければならぬとか、色々な手続きを踏まなければなりません、今の契約を変えて、まだ契約期間、まだまだあるわけでございますが、50 年契約という事でございますので、まだまだ 20 年あまりの契約期間はございます。その契約の変更にあたりまして、一度に伐る皆伐というところから徐々に伐っていく、そういうふうなところに、人工林を変えたい。それからまた 1 ページの下 2 行に書いてございますが、今まで見向きもなかった天然林につきましては、間伐等を行って、豊かな森林にしていきたいというような事を考えております。

それから(2)森林整備の推進の方法でございまして、今回提出しております 3 つの整備のところを、今は考えてございまして、「水土保持林」「森と人との共生林」「資源の循環利

用林」、いろいろ南島町が考えまして、こちらの資料にも付けさせていただきましたが、町の方では、こういうふうな森林区分をしながら守っていきたい。そのように考えているところがございます。

それから施業のやり方でございますが、やはり高齢化、減少しております町内の林業労働力、これに対しまして、やはり所管する伊勢志摩森林組合を中心に森林整備を行っていきたい。そういう中では、タワーヤーダーだとかを利用した高性能林業機械でございますが、そういうふうなものを利用した、施業を行っていきたいとそのように考えておるところでございます。

それから3の3ページの所の1番最後、4の上、この施業を推進していくにあたりまして申し訳ございません、3ページの真ん中あたりでございますが、4の上でございますが、町有林、財産区有林にあつては、そういう施業を率先してやっていき、他の民有林の模範になるような森林整備をやっていきたいとそのような決意をもってございます。

それから、森林整備の合理化等もいろいろ考えておりますが、新たに5番のところも追加して守っていくことにしました。

それから5ページを御覧下さい。5ページとその裏の図面がセットになってございます。森林政策審議監から先程もご説明がございましたが、天然林整備も人工林整備と共に、一生懸命やっていきたい。そういうふうな中で、全部ができるかどうかというのは、勿論所有者の方々と相談しながらやっていくわけですが、了解を得ながらやっていくわけですが、いわゆる森林環境創造事業の対象森林を、この色で示しましたこういうような天然林につきましてやっていく。概ね6000haぐらいを対象森林として、この中で地区の方々から了解を得られたところにつき、逐次やっていくというふうなことでございます。

それから、保安林に指定されております部分につきましては、保安林内でできる事業、治山事業の保育事業という事業でございますが、こういうような事業をいれていきたい。それから森林環境創造事業、天然林でやるわけですがけれども、南島町は天然林がいっぱいあります。その中には町有林とか財産区有林というのがございますが、町有林、財産区有林というのは森林環境創造事業の対象とはならない、いわゆる事業の対象外森林でございますが、こういうようなところにつきましては、町単独によりまして、天然林整備を予算化しながらやっていきたいと考えております。

それから当然この緑のところ、緑資源公団の利用区域のところは、これでございますが利用区域の他にも、こことか、緑資源公団がかなり造林事業やってございまして、そこにつきましてはそれぞれに応じました施業をやっていきたいと考えております。先程の森林環境創造事業と、町単独事業の着実な執行に向けまして、7ページでございます、最後のページでございますが、これにつきましても予算計画、勿論単価等は動くかもわかりません。森林整備計画の最後のページでございます。

最後のページに、今度の新しい森林整備計画、南島町の森林整備計画に併せた7ヵ年の予算投資計画をつくってございます。初年度につきましては600万円ぐらいを全町に、その中でも利用区域を抜き出してございますが、600万円ぐらいを全町に、平成15年からは900万円ぐらいを6ヵ年、これ7ヵ年の分でございますので、これぐらいを投資しながら、毎年概ね100ha前後の森林整備をやっていきたい、このようなことを計画しまして、今回の計画につきまして南島町の方でも、町が単独に作って勝手に出してきたのではなくて、南島町の方でも今までいろいろありましたが、きちんと議会の方にも説明しまして、今回の計画をあげさせて頂いたというふうなところでございます。以上でございます。

(委員長)

色々と説明をしていただいたんですが、皆さんからいろいろお伺いをする前に、ちょっと資料について私が疑問を感じることを1点だけ申します。今ご説明頂いた南島町森林整備計画案なるものは、これは県がつくられたんですか。県環境部森林保全課が作られてるのですか。南島町の主計画を、あなたが説明されているということについては、非常に疑問を感じます。まずそれから一つ。

(森林保全課)

申し訳ございません。一枚めくって頂いて、ここに南島町森林整備計画案として、南島町がつくって県の方に提出し、本来南島町の方が説明すべきだったと思います。南島町の課長も来ておりますので、その辺について若干説明していただきたいと思います。

(福島委員)

前回この資料をもらったんですが、その時には目次がついておりまして、第1章から第13章となっていて、その時の4つがあったわけです。今回はちょっとその辺が4章以下の部分はどうなったのかという疑問もありまして、それも伺いたいと思います。

(南島町)

はい、失礼をいたします。私、南島町の水産農林商工課長の田中と申します。先程のご質問につきまして、説明させていただきますのでよろしくお願い致します。

まず、第1点目のこの南島町森林整備計画を県が作成したのか、というご質問でございましたが、これにつきましては、当然以前県の指導は頂いておりますが、この計画本体につきましては、南島町の方が計画させて頂いて、立案させて頂いております。

ただ今のところは素案でございますが、説明は本来私がすべきところ本当に申し訳なかったと、この場をお借りして御謝りさせていただきたいと思います。

それから2点目のご質問の、ページがついてないではないかということでございます。

(福島委員)

前回の頂いた資料の方には目次がありまして、第1章から第14章までの事項になっていまして、前回、速水委員がおっしゃったように、1番前の部分だけ抜粋してもってきたのかなあというような、私達感想を持ってたんですが、今回の計画の中ではその内の前の部分だけになっていますよね。これは何故こういうことになっているのか。

(南島町)

はい、これにつきましては本来の整備計画の策定期限が、恐らく2月ぐらいまでと、これが県への提出期限にもなってこようかと考えています。それらにつきましてはただ今検討中でございますので、実際のところ今回、前回にお渡しした内容に符合する点につきまして、掲載をさせて頂きましたので、その点を御理解頂きたいと思います。

(福島委員)

そうしますとこの前の時の第1章以下はなかったのですか。

(森林政策審議監)

すいません。バタバタしまして申し訳ありません。これは前の時の第1の部分の中でこういった方向で、主要なポイントをあげさせて頂いて、前と同様第2章以下についてもちょっとまだ間に合いませんのですが、現在作成中ございまして同様なボリュームになろうかと思いますが。

(福島委員)

じゃあ2章以下はまだできていなかったのですか。

(森林政策審議監)

はい。

(福島委員)

目次だけしかなかったのですか。

(森林政策審議監)

前のはありますけれども、今は策定中でございますので。

(福島委員)

前のはあって、今回新しく作ったものはなかったということですか。

(森林政策審議監)

今はまだ間に合っていないもので、その部分がですね。

(福島委員)

前のはどうして提出して頂いていなかったのですか。

(森林保全課)

前につきましても、第 1 の部分だけしかつけさせていただかなかったんですが、ここに整備計画の基本的なエッセンスというのか、それが入っていて、それを前回付けさせていただいたわけですね。

(速水委員)

私は前々回ですが、できれば南島町の全文、大したページじゃないでしょうから、ということであの時にお願いをしてた筈なんです。それでこられたんで、作ってないのかなというふうに理解をしたわけですね。何度も申し上げるように、かなり年月は掛かろうが大きな事業ですし、色んな問題を含んでるわけですね。そういう意味では、こういう資料の出され方をすると、我々は資料の出し惜しみをしたと言う捉え方しかできないわけですね。はっきり 1 ページ分全部下さいとお願いをしていたつもりです。つまりこういう 1 ページっていうか、計画を全部下さいというふうにお願ひしてたわけですね。つまりこの中で例えば間伐の計画がどうなっているのかとか、人工林の中でどう考えているのかとか、つまり 1 番ここの会議の中で問題になったのは、最初のこの道の位置付けというのは南島町で、どのようにされていたのかと、その 63 億 4000 万円の林道というものが、南島町が希望して作られたわけですから、その位置付けが具体的に出していないにしても、計画の中にどのように入っていたのかというのが、1 番問題なわけですね。それだけの金額なんですから、それを何度か同じ質問を色々な角度で皆さんした筈なんですけど、現状での説明はよく分かります。現状の必要性を訴えられるのはよく分かります。しかしスタート段階のこの道の位置付けは何なんですかというのが、非常に重要なポイントだと思うんです。それを説明する資料が結果的に最後まで出て来てないという感じが、私としてはそういうふうに見るんです。最初の段階の意見として、何故この林道があるんだという話がなかなか見れないということが正直なところなんですけれども、如何でしょうか。

(朴委員)

私は今速水委員が言っているのと全く同じで、この林道の位置付けが出发点だというように申し上げた張本人として、位置付けがどういうように出発点があって、それが時代の流れ、或いは地域住民の合意形成の中で、どういうふうな形でやっていくのかというのが見えて来ないと、私たちは何を再評価したらいいのかわからないという事は、前回に申し上げたはずなんです。それに関してまだできてないとか、一部分だと言えどこの場で何をどのぐらい議論していくんだらうというふうに思うんですが、補足説明はできますか。

(南島町)

失礼します。これにつきましては前回平成 11 年 4 月 1 日に作成いたしました整備計画の中の、これは別紙 9、その他森林整備に必要な事項という中で、林道の位置付けをさせ

て頂いております。その位置付けの中で国見能見坂線につきましては、1箇所1.5kmという形で位置付けさせて頂いております。備考に基幹林道という位置付けで計画をさせて頂いておりますということで、この当初から本町では広域基幹的な林道として、位置付けをさせて頂いておりますということで、御理解を頂きたいと思っております。

(朴委員)

ちょっと資料の確認をさせて頂きます。11ページと言うのは何のどこですか。

(委員長)

11ページっていうのはこれなんでしょう。平成11年から平成21年までの町の森林整備計画。これは我々はもらっていません。

(朴委員)

なるほど。

(委員長)

資料としてないんです。最初の目次とチェックして。載ってないです。それから私どもの方に12月に入って、本日のための資料説明にお回りになられた時に、これは町の方は同行されずに、森林保全課の皆さんが来られたんですが、その時にはこの新しい森林整備計画案については、これは議会承認案件ではないけれど、前回の10月の議会が大変紛糾があったと、そういうこともあって町議会の全員協議会に諮って、本日に臨むと、そういうことを県の方はおっしゃったんですね。ところが1番最初に森林政策審議監の方が今日の補足説明資料の15ページ以下のところに、地元への説明等の経緯、南島町関係という資料を私は見たんですが、10月10日の過疎計画の可決という、新聞に大きく報道されたその日の事、話題が書いてあって、それ以後の整備計画作りのための地元の合意形成という事の努力がされているはずだと思っていたわけですが、それが全然触れられてなく、森林政策審議監のご説明の中でも、これからやりますと、これから合意形成をやると、意見交換会もこれからやりますと、そういうふうにおっしゃっているんですね。ですから私どもとしては、これからやるということでは、やはり地元の合意形成が充分ではなくて、その合意形成に基づいて県代行事業について、継続を承認するか、できないかということ判断しなければならぬわけで、そこらの努力が見えてこない。ということをお話まで聞いた中で感じるんですが、その点についてお答え頂きたい。

(南島町)

失礼します。この先程の委員長さんのご意見、質問に対してでございますが、これにつきましては議会が12月の18日から20日まででありました。3日間、4日間の予定が3日間で終わったんですが、その最後の日に12月20日になりますが、議会終了後全員協議会を開いていただきまして、この件につきましてのご説明をさせて頂きまして、ご了解頂いております。以上です。

(委員長)

そうしますと、議会はまだ出来てなくて頭の部分だけ一応当局が説明をされて、それでその計画の全部結構ですということで、2月の予算の議会に望むんですか。それはちょっと民主主義のルールとしては、手間を省きすぎじゃないかと思っております。

(南島町)

失礼します。その件につきましては先程も申し上げましたとおり、2月までには県の方に協議を出さなくてははいけません。そういう意味でそこで先程も資料不足のご指摘はいただいたんですが、それもすべて埋めさせていただきまして、議会に提示をして最終的な確認を頂くということでございます。ただしこの予算の執行につきましては、役場の

方の決断によってこれは今後実行してくれと言う話を頂いておりますので、この計画書の実行につきましては当局一生懸命これから、実施をしてまいりたいということでございます。

これにつきましても、先程来説明がありますが、実際に担当の者が各地へ回っておりまして、ただ今 14 年度に対応するための森林環境創造事業の実施地域につきまして、具体的な打ち合わせに入らせていただいておりますことを申しあげたいと思います。

(委員長)

それなら 15 ページに記載してもらえばよかったです。

(速水委員)

これは南伊勢の地域の森林計画でございます。その中に入るわけですが、南伊勢の森林計画ってというのは 12 月 18 日に変更が答申されただけです。この町の計画というのは、県の森林計画の変更を前提としていない。順序として。

(森林政策審議監)

この前、地域森林計画の一斉変更で、まだ現在全てそれが直っておりません。変更を作成中です。ただこの資料をもとに各県民局へは、この資料がいつておりまして、概ね今国とは協議中でございますので、それが出来次第正確なものになりますが、本来順序を踏むということであれば市町村森林整備計画は正式な地域森林計画に基づいて、立てられるわけでございますが、それが間に合いませんのでこの案の中の、地域森林計画を参考にしながら現在作成した。そういう部分でございます。

(木本委員)

はい、確認させてください。議会の後の全員協議会で了解得られたっていうんですが、正確に何の了解を得られたのか。それはどういう形式で、例えば全員協議会で全員一致で了解を得られたのか、何の了解を得られたのか、何をどのような形式で了解を得られたということなんですか。

(南島町)

ここにその時の資料をお持ちしているんですが、南島町の森林計画の見直しについてということで、資料といたしまして、先程言いました、素案の部分、一の項だけでございます。それから南島町の公共予算の森林整備計画 7 ヶ年の案、それから関係図面といたしまして、ゾーニング図と森林整備図それから計画予定路線図、各 1 部づつを添付させていただいた上で、ご了解頂いたと考えています。

(木本委員)

皆さんのご了解を頂いたということですか。

(南島町)

はい、出席の方々からは異論の声はなかったです。

(木本委員)

はい、ありがとうございます。

(福島委員)

項目から見ますと、第 1 章は基本的な事項というので、考え方の思想というような感じのところでございますよね。あと 2 章以下 1 3 章まで実際の方法論が展開されているわけですがけれども、その方法論抜きで、ここに計画の金額的なものはありますが、一応議会が通過したということになるわけですか。

(南島町)

議会の承認の考え方なのですが、実際問題としてこの森林整備計画は、議決を得るものではないという見地から、とりあえずは全協で御理解頂くと、それで個別の予算案につきましては、数字的な案につきましては、当然定例会におきまして提示をして、議決を頂くというような手筈になります。

今の段階での議会の承諾というのは、そういう形で私の方としては充分ではないかと理解しております。

(福島委員)

そうしたら基本的な思想というものから、直接的にお金の方の予算化、あの金額の方にとんでいってしまっているというか、そういうことになるわけですね。そうするとその時点での基本的な予算化の理念というのか、思想というのが先程の一枚の紙の金額では、ちょっと分かりにくいんですね。割とあやふやというか、概括的なお金の分配で、この理念というかその基礎的な考え方をもう少し詳しく教えてもらえませんか。

(南島町)

ご説明を申し上げます。まず資料としてお渡しをさせていただきました、別紙 8 の方を開いていただきたいと思います。資料の 5 ページです。すいません、申し訳ないです。

5 ページの方、南島町森林整備計画(案)の 5 ページの方をお願いします。それとその後ろについております 4 色で示してあります地域が示してあるその図面、これが施業図面という予定の計画のものを、あげさせて頂いております。

それを見ていただくと分かりますように、例えば、古和浦の地域、3 番目の古和という地域なのですが、この地域で施業をする場合の基本的な考え方として森林環境創造事業では 694 h a、それから治山事業としては 117 h a、町単独事業として、これは町有林とか財産区有林を指すわけなのですが、176 h a、緑資源公団契約地 212 h a は緑資源公団でやっていただくという形になりますので、私達は、それはそのうちで森林環境創造事業につきまして、県の先程申されております事業を導入させて頂いて行うことと、町単独事業で行います 176 h a は、全額町のお金で施業しますが、この計画に基づいて、この図面に基づいて、あげてきたものをその表にさせていただきました。そういう全体計画の中でさしあたって实际的に、自信を持ってやれるのは一体どのぐらいの数値かと言う形で、考えさせてもらったのが、最終的に最後のページにつけさせていただきました整備計画でございます。

この整備計画を見ていただきますと、初めが 60 h a、次が 110 h a ということで、画一的にはなっております。しかしながらこの整備を進める第 1 の問題点といたしましては、先程来から問題になっております森林従事者の問題がございます。

ただ今南島町におきましては伊勢志摩森林組合の方に、概ねのお世話をお願いしておる状況の中で、現在確認をさせて頂いておるところによりますと、50 h a から 60 h a のところが精一杯の状況ではないかというようなお答えを頂いております。そこでそれ以降 15 年度以降の施業にあたりましては、当然臨時の方々のご協力も頂かなければいけませんし、また認定事業所の参画の方も期待をしたいと考えておるわけでございます。そこらへんのあたり、それから 1 番大切になってまいります、やはり森林所有者の考え方というのが、勿論基本になりますのでこれらの方々への協力、説明、これを強化いたしましてこの計画を出来るだけ沢山やりたいと、万が一この 100 h a を越える希望者があったら、どうなるのかという問題ですが、極力これは事前に県の方に承認いただかないかん事業になると思いますので、事業の承認が得られれば 100 h a にはこだわらない考え方で、町としては取り組んでいきたいと考えています。以上でございます。

(福島委員)

私もよく分からないところがあるんでお聞きしたいんですが、この予算というのは、

例えばその林業にかかわる労働関係の person 費というのが、ここの中に含まれているわけですね、それは何%ぐらいが含まれているんでしょうか。

(森林政策審議監)

予算は、いわゆる森林作業によっては異なりますが、通常人工林の間伐だとか、そういった部分ですと 1 ha 当たり 20 万円とか 30 万円、そういったお金が使われるわけでございます。それでほとんど person 費がかなり高い位置を占めるというふうなご確認を頂けるといいと思います。それと今の森林環境創造事業をこれから導入していこうというようなことの町の計画でございますが、私も森林環境創造事業をこれから全県内に展開していくっていう部分については、新しい雇用の創出っていうものを含んでおります。確かに南島町さんが考えられていく部分の森林整備をしようと思ったら、現有のその森林組合、地域の森林組合、伊勢志摩森林組合ですけれども、そういったところの従業員の方だけでは到底足りない、そういった部分でこの森林環境創造事業は、今までしなかった天然林等への、或いは人工林への施業を行うわけですから、当然今経済林としてやっている人工林の部分の従業員だけでは当然足りません。だからそういった中で地域の新しい雇用の創出しながらこの事業を進めたいということで、南島町においても、やはりこういった時代ですから、緑の雇用事業等も国の方の予算化もされておりますけれども、そういった中で新しい雇用も含めながら、事業を実施していくとこういう考えでおるわけです。

(福島委員)

そしたらなかなか林業にかかわる方の労働力っていうのを確保するのは非常に難しいと私も思っております、あの先程の数値を見せてもらっておりますと、ぐっとこう減っている状況にありまして、それをなおかつあげていかなければならない、というところがかなり本当にこれでうまくいくのかなというような危惧は、多少しております。

(森林政策審議監)

おっしゃられるとおりです。現実には林業従事者の方は除除に減ってきております。5年ごとのセンサスでも、本当に山へ行かれる方は減ってきていると。しかし私達、これはちょっと違う感覚もあるんですが、公共事業というものが当然、これから都市における公共事業だとか、そういった部分が減ってくるわけです。そうするとそこらへんで働いてみえた人の労働者、労働力というものが、やはり I ターン、J ターン、U ターン等の潜在の労働力等も活用しながら、今度の森林環境創造事業へそれを展開していきたい、このように考えておるわけです。

(朴委員)

ちょっと基本的なところで 2 点教えていただきたいと思います。南島町としてのこの林道に対する位置付けとか、そういったような部分に関しては、資料としては出されていないんですが、今日の県の説明の資料に基いた 7 ページの所の、この林道の位置付けというようなものは、結局南島町のこの林道に対する位置付けと同一なものだと、同じものだというふうに理解していいのかというのが 1 点。それからもう 1 点が森林環境創造事業ということで、いわゆる天然林というものを今のままほったらかしたら困ると、何らかの形で森林管理をしないとイケないと、そういう位置付けから見た時に、A とか C、D は人工林、E、そういったようないわゆるこの位置図のところを出されている各ゾーン分けをしたところでの天然林というような部分が、全部森林環境創造事業というゾーンの中に入るものなのかどうか。その中で南島町の単独事業として E ゾーンというのが出ているというのはどういうものなのか。そういったような人工林と天然林、それから森林環境創造事業から関わる各ゾーン別のところの部分、それと南島町の単独事業となった時に、この林道は、E の所の部分は県の代行事業じゃなく、南島町の単独の事業になっていくのかどうか。ちょっと私達今何を混乱しているのかというと、位置付け

がわからないんですよ。その辺をもう一度はつきりさせて頂きたいと思います。

(森林政策審議監)

まずあの1点目の南島町の位置付けの中で、南島町の考えているこの林業に対する感覚が、県の今考えているのと一緒に考えると、これはあの南島町がそういう事態っていうか、そういう感覚になってきたんで、勿論県も同一でございます。一緒って言うことです。

(朴委員)

7ページの位置付けに基いて進めてよろしいということによろしいですか。

(南島町)

お答えします。7ページの位置付けにつきまして当然本町といたしましても、この位置付けにのっとった考え方で、今後全ての事を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。これと同一のつもりでございます。

(森林政策審議監)

いわゆるBゾーン、Aゾーンの天然林、それからBゾーンに含まれる天然林、Cゾーンは大宮町でございますが、Eゾーンの天然林、全てが森林環境創造事業で対応するわけではございません。あのすべてを森林環境創造事業ではなくて、町としては、やはり森林環境創造事業で、全てを森林環境創造事業でやる、対応するわけではなくて、当然その中には町が単独でやられる部分です。そういった部分がありますので、あのゾーン分けした部分の中のこの利用区域の中の天然林をすべて森林環境創造事業でやるということではなくて、それは地域のこれから、今ここに契約としてはこの数字は南島町森林整備計画には載せておりますが、こういうことに沿って話し合ひは進めていきますが、何せ相手さんもございますので、今それがこの通りの仕分けが出来るというのは、ちょっと確たるものではありませんが、要するに振り分け、町がやる部分、それから町がやる部分っていうのは町単独でやる部分、それからあの森林環境創造事業を使ってやる部分、そういったそれから個人所有者に働きかけてやる部分という部分が出てきてあるという部分です。

(朴委員)

もし、今の答えの通りだと言ひますと、この予定通りにAゾーンからEのところまで一貫して、30年まで、平成30年まで23年掛けてずっとやっていますよね。

そのところで例えば効用を得られたとした場合には、この林道はまたこの計画から変更せざるを得ませんよね。例えば今の説明ですと、違ひますか。この私が今言っているのは何かというと、この図に基いて赤い線で、点線でこういうような計画の林道の計画図が出てます。それに関しては例えば色んな予算の削減に努めて、当初の予算よりほぼ半額で例えばやっていくんだとしても、AからEのところまでの30年っていうか20数年近く掛かる中で、全てこの予定したとおりに出来ない所が出てきますね。例えば森林環境創造林として考えられる所もあれば、そうじゃない所もあればそれぞれ民間の所有林もあれば色んなところの中で、効用を得てこの予定した通りに林道が出来るかどうか、まだ不確実性なところの部分があると、不確定的な要素が含まれていると、そういうふうに理解してよろしいんですか。

(森林保全課)

ちょっと説明にならないかも知れませんが、ご説明させていただきますと、当然これ緑に塗ってあるところが緑資源公団のところでございます。これがここに該当するわけです。ここからは先程も言ひましたが、木材は搬出されるわけです。木材が搬出されるということが、この道は使えないという中では、少なくともこっちへ行かなければな

りません。そういう中でこの木材が出ていくのが、こっちですとか、あとさっき言いました、その紀勢町の森林組合というのは、こちらのもうちょっとこちらの方にあるわけです。伊勢志摩森林組合というのはこちらにございまして、こちらの森林組合がそういうタワーヤーダーだとか、大型のいわゆる林業の高性能機械を持っている。こちらのほうの森林組合は手入れとかそういうのが中心の森林組合であって、この木材搬出を考えると、木材こちらの方へもいったりしますけど、当然こちらの方がこちらへ来て、木材の搬出をやったりそういうふうなのにもこの林道が利用される。ここの材につきましても、当初の計画どおりこちらからこういうふうに出ているという中では、木材の搬出という当初の林道の目的は何も変わらない。ただたくさん出るかということそうじゃないもんで、必要最低限の幅員に考え方を変えました。森林環境創造事業の関係でございませうけれども、あの当然森林創造環境事業の地域を対象に展開、この利用区域だけでいいますとこの区域とこの地域を中心に展開されていくわけですが、南島町の方でも森林組合を通じて、所有者の方の了解がなければ、勿論森林環境創造事業はできませんので、所有者の方と話をされておるといことです。

(森林政策審議監)

この林道計画があつてこの整備計画があつて、これが担保できるのかという部分、これが当然この林道計画に沿った森林整備計画を進めていくっていうことで、逆に言ったらそれをしないんであればいらんではないか、という部分が含まれているんじゃないかと思うんですが、その担保はあるということなんです。

(朴委員)

ちょっとすいません。もう一回だけ。あのこれ大変重要などどうしても出発点に立って、スタートさせたいなという思いがあつて、こうくどい程今質問しているわけなんです、あの最終的にこの林道の位置付けの中で、私の理解は、実際に木材の値段は昭和50年代に比べて半分近く落ちてきていると、いわゆる経済的な側面から見たら非常に厳しいんだと。それにも関わらずこの林道をつくる必要はどこにあるかということ、持続可能な森林管理を視野に入れた部分もあるんだと。こういったような部分をどう考えるんだという、ある意味では2つの側面で必要なんだということ、位置付けをして出発をするのではないかというふうに思っているものから見ると、今のような先程AからB、C、D、Eのいずれの流れに沿った林道をつくるというのが、例えばBというところでの人工林の木材を伐採し、それを運ぶためのコストダウンをするための林道をAまで、或いはC、D、Eまで繋げていくんだというふうになっていくと、それに掛かるコストというような部分と、経済的な効果というような部分と、非常に厳しいところがあるだろうというふうに思っているんです。むしろ環境創造活動と関わっている森林管理という側面を視野に入れた林道というような部分であるならば、単なる経済的な効果だけを狙っている部分ではなく、この三重県の残された少ない自然状態の部分、林道を作るにあたってある程度環境破壊があるかもしれないけれども、それに比べるとあと10年、20年、30年、50年、100年の長いスパンで見たときに、環境を守りなおプラス、いずれまた景気は良くなるかも知れないし、どういうことが起きるか分からないところで、色々な部分を踏まえて考えてみると、今30数億円というお金は掛かるけれども、これは今後の色々な部分で繋がる大変重要な林道であり、これが位置付けなんだという説明があれば、また何がどういふふうな形になろうと、審議が続くんですけども、今のような形で説明すると、森林政策審議監の説明と答えられる部分と、南島町の所の部分があるかこう一体にならなくバラバラという形で、答えが出るんじゃないかなというふうに思って、懸念してるから質問しているんですよ。もう一度だけ確認をさせていただきます。この林道の位置付けはなんですか。

(森林保全課)

やはりこの本来の開設当初の人工林部分の、いわゆるそういう森林の整備と、それか

ら最近になって出てきた天然林部分の森林を適正に管理していく。いわゆるそういったことで、南島町全体の山を守っていく為の林道という位置付けです。

(南島町)

お答えします。同じでございます。まず公団の関係の木材の搬出につきましては、今後ずっと続く、間伐から始まりまして、本格的な択伐が進んでくると、当然木材の搬出が第1番の目的になってこようかと思えます。

ただ先生が申されるように、あのAゾーンの方の森林環境創造事業、それからあのEゾーンになります、ここらへんは財産区とかそういうものでございますので、町単独で施業しようと考えてる部分も含めまして、このあたりの天然林につきましては、やはりこれから環境を考える中でもやはり管理を、絶対していかないかん部分ではあるという認識を持っておりますので、そういう形で全線がこの林道にとって、この全線の林道が先程言いました木材の搬出及び天然林の管理の方向として、絶対必要であるというような認識で本町は考えています。

(大森委員)

2点ちょっと確認させて下さい。ひとつは受益者という質問を、前に受益者は何人いらっしゃるんですかという質問を以前させて頂いて、それのお答えが今日ここに書いてありまして、森林所有者のこういう方がいらっしゃるということと、併せて水道資源があるからということで、受益者に水道利用者を含めて回答を頂いています。

林道の計画って色んなところであると思うんですけども、林道の計画をする時にはどこでも林道って大体山の中にありますし、どこの山も大体どこかの水源に関係してくると思うんですが、どの林道でもその林道を作ることの受益者として、水源を利用する人数まで受益者として考えているのが、一般的なんでしょうか。ちょっとこれは質問させて下さい。

それからもう一つは朴委員も何遍も何遍もおっしゃっている。やはりどうしても最後の最後によくわからないのは、熱意はとも感じますし現状の説明もとても良くわかりますし、おっしゃる事も全部おっしゃられる範囲に関しては、とても良く理解ができるように思います。私自身に振り返ってみますと地場産の木を使って木材として、使いやすい形で使いたいという希望を持って仕事をしております。それを前提にして考えても、その木材の価格が下落していると、それから放置されてしまっているというようなご説明の後に、緑資源公団の木を伐採して出すということを目的の一つにあげられています。これは県内産木材の価格がこうすることで、多少上がるというふうに考えてみえるのか、伐り出すことを便利にすることで安価な安定した材料を出すというふうな将来像を考えてみえるのかちょっとそこらへんが読めなかったんですけども、教えて頂けますか。

(南島町)

失礼します。最初の第1点目の受益者という考え方でございますが、本来的に申し上げますとやはり公団と契約しております7名という言い方が、従来のかと思えます。

しかしながら南島町におきますこの森林の持つ意味合いからいまして、多くはやはり水源地をかかえておる大事な森林であるという認識をさせて頂きましたので、そのような先程説明をしたような結果になっておりますことを御理解頂きたいと思えます。

(森林政策審議監)

それから2点目の地場産木材の部分で、搬出して国産材の価格を上昇させるのかと、確かに頭の方でもご説明申し上げましたが、現在8割というような外国産材が占められておるような状況で、しかしここにつきましてはお話でも説明させていただきましたが、はじめは全面的に一斉のいわゆる一斉に木を伐る方法から木を伐る期間を長く延ばしまして、いわゆる順次切り上げていくというような方向には変えてきております。そうい

った部分と、それからいわゆるこれを一度伐ってしまったら、みんなもうその人工林分についてはなくなるのかと、そういう事ではなしに、この内地元としては、やはり 7 割程度までは将来的にも木材っていうものを使っていきたいんだというようなことを考えてみえます。

ただ、今価格的には三重県では松阪木材コンビナートというのを、稼動させておきまして、いわゆる材には色んな種類がございまして、いわゆる柱に使う材だとか、良くご存知のように色んな使われ方をする材があると思うんです。そういった中で、ここはヒノキが大部分を占めておりますが、そういった中で今後の木材情勢であります、出しながら価格コストも見合いながらいかんとだめですので、そういった中で国産材利用の部分につなげていきたいと思っておるわけです。

(大森委員)

ちょっとすいません。やっぱり良くわからないんですけれども、例えば 50 年生で伐採していこうと思っていた木を、もう少し長期にして 70 年、80 年生にして伐採して木を木材にするような計画に変更して、50 年生の木よりも 70 年生、80 年生の方が高いですから、高い値段で売れるいい材にしたいという、要するに価格としては高い値段で売れるようなものを出すような計画にしたいですというようなことですか。

(森林政策審議監)

そういうことと、それからあのやはり択伐施業といたしますが、一遍に全面積を伐らない抜き伐り的な感覚なんです、そういうのはやはり人工林部分も、地域のそういった山の安定をより目指した方向でいくというふうに、施業をしながら環境に配慮した山づくりをしていく。

(大森委員)

私のその個人的な捉え方なんで、多少偏っていることがあるかもしれませんが、あの感覚的な話ですけれども、県内産材、今私達の感覚で言うと高くて手が出ません。高いです。だからその木材の価格としては下落したという言い方は、皆さんされますけれども、いざ買おうと思ったら大変失礼な話ですけれども、品質にコストパフォーマンスを考えますと、品質に対してどうも高いような材が多いように思います。

それからあの松阪の丸太ピアでも結局扱っているのはほとんど岐阜産材で、県内産があまり流通していないんです。やはり今そういう流通、全部の流通のところまでいくと私も分からない事多いですけれども、あの色んな流通の問題も出てきているものですから、そのごく単純にその山に生えてる木を、使いやすい形で使いたいっていうのは根っこにはあるんですけれども、例えばその林道を通す事でこの木材の値段が、今よりも更に高くなる、もしくは今まで放置されて、今までこれ道ついてなかったわけですから、だいぶ長いこと放置林になっていたと思うんですけれども、そういう状態の木を結構高い値段で搬出されるような結果に結びついたりしないのかなという、そういう心配までちょっとしてしまうんですけれども、そこらへんがどうもよく分からないんですが、説明していただけますか。

(森林保全課)

小さくて申し訳ありません。まずあの搬出コストの考え方です。木は決して高くはなりません、そういう中でどないして材を出すかという、どっかでコストを下げないと利益が出ませんから、木が出ないと。それであの林道、集材距離といいまして道がなければ、1000 mとか 1500 mのいわゆる線、架線集材といいまして、長い線を引っ張って材を出すわけです。林道がつくとそこまでこう行けますので、集材距離が短い距離ですむわけです。同じ条件ではなかなか比較するのが、あのロードとか地形とかが非常に難しいものですから、これはあの元年の頃の林野庁の資料を写したものでございますが、こういう中では、こう搬出距離でございますけれども、搬出距離が短くなればなるほど、搬

出コストも安くなるというような、こういう結果も出ておりました、やはり道をつけてこの集材距離っていうんですか、これを短くすれば材が出やすくなる。出るようになるというふうな事で、例えば松阪木材コンビナートとか、そういうようなところにこの材が行くという事が生じるわけでございます。

(森林政策審議監)

すいません。ちょっとあのご質問云々ですね、要はあの道造って材出したら、高くなるのところがかなという部分だったと思うんですが。

(大森委員)

なるんじゃないかというよりも、安くなるという説明が恐らくあると思うんですけれども、木材が下落して困っているという説明が前提にありましたんで、安くなる事を計画してらっしゃるんですかっていうことです。

(森林政策審議監)

木材の価格って言うのはまあ一定して、安定した価格になっておりました、搬出コストをこの林道をつくる事によって、下げるという事は、それだけのコスト縮減になりまして、材の値そのものが高くなるか安くなるということではなしに、木材を伐り出すコストを安くすると、そういう部分に繋がるということで、木材価格がすぐにそれが高くなるか安くなるという部分ではございません。

(大森委員)

県内産材が使いにくいとか材が出ない、高いというような話の時に、必ず出るのがその道がないんで木が伐り出せない、作業がしにくいって話とはとてもあちこちでお聞きするんですが、それからそのメンテナンスが出来ない。ただ必ず材木の値段というのは、これは速水委員のほうが詳しいと思う、材木の値段というのはその伐り出す時のコストを安くすれば、それにはねかえって多分安くできるんだと思いますし、需要と供給の関係がありますので、たくさん出す事が出来ればそれだけ安く手に入れられるのかな、使えるかなというのが、私は使う側の立場としての、感想なんですけれども。安くたくさん供給していただくための林道だというふうに考えてよろしいのかなという、確認をしたいのですが。だから、南島町さんは木材を安くたくさん出せるように、林道が欲しいというようなお気持ちをもって林道を考えてらっしゃるのかなということです。

(森林保全課)

よろしいでしょうか。あの木材価格というのは相場価格でございまして、やはり需要と供給のバランスでなっておるわけで、今まで材が出にくいというのは、先程言いましたように伐って材を出すコストが高くて逆に赤字になる。木を出せば赤字になるから出にくいという中で、何かを切り詰めないとな材は出ないわけです。赤字の部分をややはりこう黒字にしないと、今までに木を植えて、育ててきた経費もこれ今までにかかるとるわけです。それを回収するためには、少なくとも何らかの黒字がないと回収できません。

それと伐ってしまえば、また植えなければならない。そういう投資も生じます。そういう中で、先程ちょっと示させていただきましたが、なにかを切り詰めるためには、そういう搬出の距離を短くするのが1番効果的だというようなことです。あの林道を付け、しかも昔はやはり歩いて植林をしとったわけです。今はそういう方もいないので、続けて植林をしていくためにも、林道を使われるということです。決して材そのものは先程も言いましたけども、市場へ持っていけば相場価格でございまして、材そのものはなかなか安くはならないわけですが、やっとな市場まで出せるようにするために、こう林道を付けるという事でございます。

(速水委員)

ちょっと別の視点でお伺いしたいんですが、僕ちょっと保安林の事が気になって、一度お聞きして説明頂いたところでも、ちょっとわかんなかったんですけども、先程おっしゃったように今回の利用区域っていうのは、水源として非常に重要だというふうにおっしゃられる。基本的に将来的にはここ保安林化して、そういう重要な部分であれば、保安林化をしようというふうなところがあるわけですか。あの公団の部分は保安林ですよ。

(南島町)

あの当然この関係でそういう考え方で、事業を進めますので当然その方向で進むものと思っております。

(速水委員)

わかりました。それともう一つはこの林分に関して、人工林の利用化、つまり売れる間伐っていうのはいつ頃から、始まるんだろうという予想をされてるんでしょうか。いつ頃から売れるようになるのかと。

(南島町)

失礼します。植栽をさせて頂いておるのが、昭和 50 年ぐらいでございますので、その後 40 年生以上であれば、とりあえずはチャンスはあるということで考えています。

(速水委員)

そうするといつに。昭和 50 年ですからいつ頃になるんですか。

(南島町)

平成 20 年頃から、採算が生まれます。

(速水委員)

わかりました。それでは、今回の計画の中で計画する色んな管理をする面積っていうのは、約 9000 ha 強計画されていると。そうするとこの林道の利用区域っていうのは、1700 ha 強だと思うので大体 18 % 前後になるんですか。2 割はいかないだろうという。この林道が平成 20 年まであと 10 年弱先に、伐採、搬出林道として有効的になっていくというふうなことが、最初にあるんだろうというふうにありますと、今回の町の立てた森林管理のその大きな方針と、この林道との極めて密接な関連というのは、ちょっとないというふうに捉えてもいいわけですか。

(南島町)

あの森林整備ですが、関係ないという認識ではなくて、私どもの森林整備につきましては、全町的に対応したいと考えているという意味で、とりたててこの林道をつけるためだけの、森林整備ではないというような、逆の御理解を頂ければありがたいと考えています。

(速水委員)

それは充分わかっているんですが、この町全体の道が、多分人工林の搬出のために必要だろうという予想は充分わかります。そういう意味でただそれが平成 20 年度から発生するだろうというふうに、時間的なギャップの部分で、勿論 1 日でも早く道をつけてこないと、そこに辿りつかないだろうというのもあるかもしれませんが、ただ今、町全体の森林計画の流れの中でここをやる、やらないっていうのは当然ここ大事なポイントにしても、別の話としても成立するわけです。別な話としても成立するだろうというような、つまり別な話として成立しないとこの林道のための計画かという話になりますから、このことでも成立するわけですよ。

(南島町)

当然その認識でおります。それから先ほど平成20年ぐらいから搬出始めると、完成が25年なのでちょっと将来性に乏しいのではないかとというような、お考えかと思いますが、当然あの先ほどの森林政策審議監の説明でもございましたように、長伐期かという考え方で伐採を考えていきたいと考えていますので、当然25年のもし完成がそのまま実現する事になれば、充分これは有効に役立てていけると考えています。

(速水委員)

それともう1点、先ほどの林道からの距離の部分で、ご説明あったところでこの林道を付けると距離が縮まるよというような説明がどっかの資料にございましたよね。

補足資料でしたか。資料の10ページですか。そうすると基本的には林道から400mぐらいのところ、管理されていくんだろうという理解を私自身はしてるんですが、そうしますとこの林道が開設されると、合計で約7割ぐらいが400m以内に入っていくということで、大変理想的な道の形態をとったというふうに理解できるんですが、では現状のここの10.4と9.9合計合わせて約2割の森林というものの管理の現状というのは、どのような例えば間伐の実行量とか、つまりその道を付けて、林分が道からの距離が近くなれば、先ほどのご説明の通り、施業が行われる可能性があるわけです。森林管理が行われるのではなくて、行われる可能性があるわけです。そうすれば、すでにその条件を満たしている林というのは、南島町というのはどういう管理を、全体的に町がやるわけじゃないでしょうから、森林所有者も含めてどういう計画を、どういう実行がなされたかというのを、少し実体論をお聞きしたいというふうに思っております。

(南島町)

実際に私どもでその調査はしていないのですが、実際に行われておる施業の考え方からいきますと、間伐とかそんなんを今の現状では、道から近い所でも出来ていないというのが現状でございます。それは木材価格の当然の下落も関係するんですが、やはり高齢化とか、そういう意味合いもございまして、どうしてもその作業をすることによって、もたらす利益よりもその作業に掛かる経費の方がオーバーしていきますので、どうしても林業者が前へ、やりたいんやけども前へ進めんという状況が、あの実は今日のこの南島町の森林の状況にもあります。まあ最たる原因かと思われまので、やはり私達はその点についての協力をなんとかしたいという意味で、今回の法改正も然り、国、県の考え方も変わってきています。山に向かっての今の風の流れの中で、またその中でまた林道問題も抱えながら、やはりその方向に一生懸命努力していきたいと考えておるのが、今のところ町の考え方でございます。

(福島委員)

お聞きしてきますと、非常に熱意もすごわかりますし、これは林道の林業界の方から経済界とか環境界とかに打って出る戦いなのかなあと思うわけですが、どうも戦略があって戦術がないというか、まあそういうような気持ちは否めないなあというふうに思いまして、それでもうひとつこれお聞きしたいんですが、あの林道が4mから3mに変更になります。そうすると総事業費が半分近くになるわけです。普通は私達考えると、こんなに半額になってもいいのかしらという気持ちがあるのですが、この内訳を教えてください。

(森林保全課)

事業費の方から説明させていただきます。道が1m短くなるというのは、前回は若干説明はさせておりますけれど、4mから3mにしますと例えばこれ切りばかりでなくて、道は盛り等いろいろありますけど、標準的な図面で説明させた頂きますと、4mの場合はこれだけの切る面があるわけです。1番有効的に3mに縮減しますと、これだけの部

分が切らなくってすむ。その土を切らなくともすむ。土も少なくなる。そういう中で、これだけを縮減する事が、本当にそれくらい安くなるんです。それで実績なんです。県内、県営林道事業いろいろやっています。

それと今回は森林政策審議監からも説明ありました作業道の有効利用として、2本もこう線が入ってしまうと、本当に山を痛めておるという印象もぬぐいきれません。然も現実にはここに利用できる作業道、そのままでは無理なんです。

若干この前現地へ行ってもらいましたが、手を加えないと切った面もそのままでざらざらした土が落ちてきておる、そういう面はきちんと緑化をしなければならないわけなんですけれども、そういうのも含めて考えますと、これくらいの事業費になったということです。然も県平均でも25万円、4mは25万円ぐらい、それから3mの道では、15万円から20万円ぐらいで、やっていますのでそれくらいになると、しかも今後はもっとコスト縮減をしますので、もっと安くなるというふうなことでございます。

(福島委員)

最初の積算が高すぎたということではないんですか。

(森林政策審議監)

はい、当時は平成6年当時は国のこういった規格が広域基幹4m、幅員ははじめから変わらずに、基本的に4mだというような規定がありまして、現在は、それをある程度、広域基幹においても3mまで、それがそれで利用が可能であれば、縮減できるというふうに若干出てきてまいりまして、まずそういったことで有効幅員を縮小したことと、公団地内の等高線沿いの利用できる部分の作業道を利用したことによって、当初の68億円から38億円になったということで、これは必ずしも当初が過大すぎたというわけではございません。

(福島委員)

ありがとうございました。

(青木委員)

南島町への住民の皆さんへの説明はこれからというお話がありましたけれど、南島町の議会の全員協議会です承されたということは、議会で決議をされたというふうに理解をさせて頂いてよろしいんですか。そこらへん確認をさせて頂きたいと思います。

(南島町)

お答えします。先ほどもご説明させていただいたように、全員協議会の場というのは、議決を頂いたということには性格的になりませんので、そうは申し上げられませんのですが、担当者の気持ちといたしましては、それに近いものを感じて今申し上げておるといことで御理解頂きたいと思います。

(木本委員)

そこが非常に重要な所じゃないかと思うんです。あの確認なんです。我々が当初頂いたのは町は混乱していると委員長もおっしゃったんですけれども、そしてあの議会とはいいませんけれども、議会構成員がこの計画付帯図面をつけたこの資料を了承したということは、町当局は議会構成員はOKを出したととっていると理解していいんですか。

(南島町)

それにつきましては当然森林整備の関係でございますので、そう理解していただければ結構かと思えます。

(木本委員)

あの森林整備の中に図面も添付しますね、この図面。3点セットで、はい分かりました。それからもう1点これも確認なんですけど、私、前からお願いしたのは本当にやるかどうかってことなんです。あの大紀南島線林道つけまして、あれは生活道ということも勿論承知の上なんですけれども、それによって南島町の林業が振興したかどうか、それがひょっとしてこの10ページについてます、10ページの下から3つ目の表なんですけれども、林道開設による実質計画度、実績これは大紀南島線の実績と理解してよろしいでしょうか。

(森林保全課)

これはこの林道付近の実績でございますが、大紀南島線につきましては見づろうございますが、ここに水色の部分がございます。これが大紀南島線です。

この水色の部分、ここは緑資源公団が造林をいたしております、ここの整備とか、この前現地を見ていただいた、ここで見ていただいたのでございますが、尾根がこう走ってございまして、山の裏側になって、ちょっと見づらかったんでございますが、そこであの緑資源公団がこういう利用して造林をした、それからこちらでも民間の方々が人工林を利用している、ただこういう天然林については整備は実際にはなされていなかったという事でございます。

(木本委員)

お願いしたかったのはこのような表で、大紀南島線、当然その林業整備もしくは振興策で計画がでたと思うんですけれども、それに対する実績はどうだったのかなという事で、つまり資料が少ないものでそれによって南島町の、熱意を私は図ろうかと思ったんです。

いわゆる大紀南島線に対する自分達の計画及び実績はどうだったかということ、というお願いだったんです。以上です、回答は結構です。

(朴委員)

簡単にひとつ伺いたいと思いますが、私が前回も言ったもの大きく二つあったんですが、その中のひとつが林道の位置付け、もう一つが住民の合意形成というところの部分はどういうふうになっているのかと、要するに十分な説明責任を果たしているのかどうかというところの部分が、非常に大事だというふうに申し上げたと思うんです。

ここに出された資料、私達は資料と答弁に基いて、審議をするわけですからもう一度確認をさせて頂きたいんですが、15ページに出されている平成13年度の10月10日、町議会としては林道の記載を追加して、町の過疎計画を可決したとそういうようなところ、それから今年の12月20日に町議会を開催し、今いったようなものの形で了承を得た、そういった資料と答弁ができました。ここの資料15ページをちょっと戻して見ていただきたいんですが、南島町6500人の住民いますね、その中で何回か、平成8年からずっと色んな形で地区説明会とか、地域のリーダーとか色んなところでの説明をしたという事は書かれているんですが、ただひとつ気になっているのは、そこに参加している住民の数が多くて数十人というような形になっておりまして、あのパーセンテージにしてみたら1%ぐらいかなあと。勿論前もってこういう説明会があるんだよといった時に、たまたま都合が悪かったり或いは色んな理由があったり、或いはその当時はあまりこの林道の事に関して、重要性だとか色々な部分が、分かっている方、分かっていない方いろいろあったとしても、私達が新聞とか色々なところから見るところで、どうも住民の意見というものは、2つに分かれていると。

そういったものの中で、民主主義ですから賛成もあれば反対もあるし、それぞれあるのは当然だと思うんですが、私が気にしてるのはどういうことかということ、この地区説明会を開催するに当たって、どういう形で住民側に十分な広報をしたのかという部分、要するに説明責任をどういう形で果たしたのかという部分、もしそれが不十分であったというような事がもしあったとするならば、先ほど森林政策審議監の話では引き続きい

ろんな形でのシステムのなものも作り、たとえば検討会だとかモニタリングだとか、まあそういう部分をしながら十分な説明責任を果たしながら、やっていきたいという意向もあったんですが、それはどうも私から見ると県の考え方で、実際に1番密着している町として、どういうふうな形で考えているのか、町の関係者の口からもう一度確認をさせて頂きたいと思います。

(南島町)

失礼をさせていただきます。まず1点目13年の10月10日町議会、林道の記載を追加して、町過疎計画を可決したという事でございます。この内容についていかなるもんやったということでございますが、これにつきましては林道整備計画、今ご説明を申し上げるものは付属としてはついておりませんので、基本的に林道の設置承認という形で議決を頂いておると認識しております。

(朴委員)

決まったんですね。

(南島町)

その内容を認識しとるっていう意味で、議決はされました。そういう意味でございます。それから地区の合意形成についてでございます。今まで平成9年ぐらいのこの地区説明会で、このあたりになりますと、該当する地域の方々に対する説明会を中心にさせて頂いております。

そういうことで推移をしまして、そのあと一般住民も含めて希望者に対して現地視察を実施してきたと、これもかなり人数的には少ないものでございます。それから今申されました地区説明会、4ヶ所やりました。それからこの議決をいただいたその後、またもう1ヶ所回らせていただきました。確かに人数的には少ないものがございますが、これにつきましては認識といたしましては、まず私どもは説明会をしたい場合に、区長さんのほうに文書を持って申し上げまして、説明会をさせていただきませんかということですね。基本的には区からも来てほしいというケースもあるんですが、町からお願いをする形をとらせて頂きます。それによりまして区の方は地区によりましては、全区にその通知書、開催するという通知書を配布した区もございまして、それから区長さんが広報等を通じて熱心に数回以上かけて広報されたというケースもありますので、区長さんの考え方によりまして、そのあとの町から依頼されたあとの広報の仕方についてはまちまちではございますが、一応地区の方々には説明会があるということは認識を頂いております。というように思っています。

それから、今後の考え方ということでございます。私は先ほどの他の委員さんの方からも言われておりましたことなんですが、戦略はあっても戦術がない。具体性に欠けるという事もありましたでしょうが、それも含めて私どもでは、やはり専門家の方々に入っていただく事、それから町民の方々を公募によって勿論入っていただく事、それらを含めて検討会を設置したいと考えておるわけでありまして。

この事によりまして、いかなる考え方で町が森林整備を考えているのかというような事もわかっていただくとともに、皆さん方のアイデアをここで取り入れていきたいと考えておるわけでございます。実際にあのゾーンのところで見させていただくとわかるんですが、こんなことを言うてどうかと思うんですが、実はこの「森と人との共生林」の関係につきましては、実際のところ今検討中ということで推移をしておりますので、特にこの点につきましても住民の皆さん方に参加していただかなければならない施設、場所ということになりますので、特にこの件につきましては皆さん方のご意見を頂きたいというように考えているところでございます。

(委員長)

今のやり取り聞いてまして、そもそも広域基幹で県代行の事業をやるというためには、

地元の合意形成があつて町から県にお願いしますと、それで県は初めて動き出すのが広域基幹林道の事業を走り出すための条件ですよ。

ところが、今までの話全部聞いてると、要するに県がどんどんやりたいということで走り出して、町は最近になって、やっと最近になってついていこうかなと、それも全部じゃないというのが非常にこう主観的な感想です。それでもうひとつ、4 mが3 mでもいいということになると、3 mならば広域基幹林道でやる必要はない。広域基幹林道だから4 mで設計された。しかし3 mならば広域基幹林道で継続する必要性はないというふうに私は考えるんです。その辺が広域基幹林道で継続するための根拠がかえって薄くなっているんじゃないか、というふうに感じますが、2つの点について。

(森林保全課)

よろしいでしょうか。今までは広域基幹林道はあの森林政策審議監も説明しましたが、国の基準では利用区域が1000 haを越えると、一級林道といいまして基本的には先ほどの有効幅員4 mで起点からずっと終点まで通すというのが大原則でございました。森林法の改正だとか、色んな中で弾力的な運用というのが林野庁のほうからも打ち出されました。その中で今までは最初から最後まで全部4 mで計画しなければならない事業が、やはりコスト縮減だとか色んな使い方の中で、3 mいわゆる二級林道というのがあるわけですけど、3 mにしてでもなるべくこれはこの地域に基幹となる林道がございませんので、なるべく早くコスト縮減を図って付けなさいと、付けてもいいというか、そういうような方向に変わった訳です。そういう中で、この林道はあの色んなところへ、作業道とかも引っ張りながら色んな林道とも接続いたして、この地域の基幹となる位置付けは道幅が狭まろうと変わりませんので、広域基幹林道としてなお引き続いて実施はいいというふうになっています。

それともうひとつ、広域基幹林道というのは、国の方でも予算は、かなり1工区当たり予算もつきますんで、効果の早い所、欲しい所については、なるべくこうたくさん延長ができたり、あと先ほどのコスト縮減でもそうなんですけれども、予算減っても延長が沢山できるということです。あの広域基幹林道の位置付けは何も変わらないということでもあります。

(委員長)

まだ説明続きますか。2時からずっと審議を続けてまして、3時間にもなりますしそれからなかなか、委員の感触及び意見と説明との間、十分にギャップが埋まってないというような事も感じられますので、ちょっと休憩を取りたいというふうに思います。休憩の時間ですが15分ぐらい、5時15分ぐらいに再開ということで、20分ぐらいの時間頂戴したいと思うんですがどうでしょうか。それでは休憩に入りたいと思います。

(委員長)

休憩の時間が予想外に長期化しご迷惑をおかけしましたことを、まずお詫び申し上げます。長時間に渡って質疑、応答が行われたわけですけど、ただ今までの所で、委員の皆さんの疑問について、十分に答えをまだ頂戴をしていないというのが、休憩中の委員各位の最大公約数的なご意見でございます。1点この地元の合意形成について、これは私どものところにも随分たくさん意見書が提出をされてきておりまして、町の合意形成について、やはり完全な形で森林整備計画というものが策定をされていないならば、県の代行事業を継続するというのは、これは非常に根拠が薄いのではないかと、そういう事が私どもの感触であります。この点に関してもう一度町当局のお考え、今までどのように努力されてきたのか、そういうことについて、もう一度町当局のお考えを頂戴したいと思います。

(南島町)

失礼します。この地元の合意形成につきましては、資料のほうでお示しをさせて頂いておる通りでございます。まずもって地元の4つの関係する区長さんからの、要望を受け取りまして、補足説明資料の方の15ページをお願いします。

本町といたしましては8年の6月5日の早期実施の要望書、これは関係する4区の区長さんから提出されたものでございますが、それに基づいていろいろと作業を開始しておるといような状況でございます。その中にありまして先ほども森林政策審議監から説明されたのと重複になりますが、9年の1月29日には現地調査にも入りました。

私も議員さんらといっしょに歩かさせていただきました。それらを含めまして平成9年5月29日から各地区、道方から東宮まで、関係区の方それから全員協議会に対する説明、それから10年の1月につきましては、漁業協同組合長に対する説明ということ、それから神前浦の漁協に対する説明も行いました。また更に地元への説明会も実施しました。

(委員長)

私がお伺いしているのはこの15ページに書いてない、それ以降のところですよ。それ以降のその森林整備計画案を出してこられた、そのことについての合意形成、それから地元への意見の聴取、浸透そのことについて伺っているんです。

(南島町)

失礼をいたしました。それでは10月10日以降の議決を頂いた後の活動という形で説明をさせて頂きたいと思っております。10月10日に計画の変更を議決、過疎地域自立促進市町村計画の変更の議決を頂いてからの問題でございますが、そのあと10月30日には、1回目の審査委員会を開いていただきました。

(委員長)

そんな事を、私どもは何も知らない地元での動きですよ。

(南島町)

11月1日に説明会を受けてから、それまでも地元の方とは接触は持っておったんですが、これはどういう点かと申し上げますと、森林環境創造事業の推進にあたりまして、町といたしましては、やはり森林整備を進めるにはここしかないという事で、それはもう以前の説明会の折にも、10月のはじめの説明会の折にも申し上げました。その後また道方地区の方とも説明会にもお邪魔をさせていただきました。それから大江の地区の方々とも、担当者が直接話をしながらこの問題について、いろいろ相談をさせて頂いております。それからその後、古和浦の地区とか東宮の地区でも、やはり同じくこの森林環境創造事業に対する、事業の推進については是非協力して欲しいということで、説得もさせて頂いております。それから、それと現地の皆さん方との協力体制というのは、実のところそれぐらいでございまして、それからの話はこれから先ほど申し上げましたとおりです。

(委員長)

お手持ちの資料が充分でないのかもしれないけれど、この15ページには何月何日に相手方は何地区で何名の方について、どういう説明をしたのかということが、これこの表に書いてます。その10月10日以降の動きについて、口頭でご説明頂きたいということなんです。

(南島町)

すいません、委員長。日付についてはちょっと覚えがございませんので、この点いかがでしょうか。日付がちょっと認識しておりませんので。

地元の区民の方と話し合いをさせて頂いておるんですが、それがいつ何人等っていうのは、ちょっと具体性がございませんので言えませんのですが、その11月1日のその県の説明会以降、大江の方、住民の方とそれから道行区の住民の方、この方々についてはこの森林環境創造事業を推進するという形で、もう御理解を頂いておる方々でございます。

それから古和浦の区長さんとか東宮の区長さんとか、そういう沢山の森林をかかえております区長さんともコンタクトをとりまして、面積的にいいますと80町歩ぐらいの面積の中で検討を今させてもろとるような状況で、それらを含めましてこの森林整備計画を立ち上げてきておるといふ事でございます。

(委員長)

あのですね、あんまり町の問題について私ども、あんまり立ち入ったことは申し上げたくないんです。本当は、町がきちっとした合意形成の上で、証拠をあげて県に代行をお願いするという手続きさえきちっとできているか、できていないかというところが非常にこの重要なんです。その辺について、あんまり申し上げたくないんだけど、この議会での説明も大変充分ではなかったという事も、実は私ども聞いておるわけです。あのちょっと申しますと資料も提示せず口頭でのご説明で、一応聞き置くと、聞き置いてもらったと、これが先ほど合意は頂いたと、賛成してもらったということの中身のようなんですね。そうだとすると、これはやはりこの森林環境創造事業としての林道の必要性ってものを、非常に重要な新規の政策を推進するための根拠というものが、やはり地元において、極めて薄弱であるなというふうにご考慮をいただけないわけです。その点について補足のご説明ございますか。

(南島町)

あの先ほどの私の現況における説明につきまして、誤解を受けておりますようでございますので、再度報告させて頂きたく思いますのでよろしくお願い致します。

まず12月20日、議会が終了しましたので、私といたしましては議長さんの方に、以前からお願いをしてありましたので、実際には21日までの会期ということでございましたので、20日に終るとは思ってませんでしたので、資料の用意が実は出来ておりませんでした。そういう中で20日の日に全員協議会をお願いしました。そうして口頭説明をさせて頂いて、12月27日に再評価審査委員会がございますので、これに資料として提出をさせて頂きたいということで、説明をさせて頂きました。

私のそこでの感じでは、ゆうとることはわかりましたということですが、その意見、議員さん各個の意見は実際問題として出されてはおりませんでした。

しかしながら、そういう町の考え方は理解、理解という意味は再評価審査委員会に書類を提出する事なんですけど、これについては役場の責任においてやってくださいよ、という理解を頂いたという事で、この資料を提出させて頂きました。

それで私といたしましては、やはり資料を見ていただいて、当然審議をしていただくのが筋でございましたので、21日に全協を開いていただけませんかということでしたが、実際に日程的に問題がありまして、資料の方はそれぞれ送って下さいよという事でございますので、21日の日に議員さんのお手元へ私が直接資料を配らせていただきました。

以上がその実際今までの所こういう説明の後、資料をまあ配布させて頂きまして、今日まで特に議員さんの方からあの点については問題あるかと違うんかとか、そういうような内容の問い合わせもございませんでしたので、私といたしましては、説明した事が認識されたのかなという判断で、これを資料として県の方へ送らせて頂きまして、今皆さん方のお手元に届けさせてもらっておるといふ現状になっておる、ということでございますので、基本的には当然これを再評価審査委員会に出されますと、世の中の方にオープンに情報が公開されますので、その点にしても私といたしましては27日の再評価審査委員会に参考資料として出されますので、よろしくお願い致しますということ

で了解をとっておるつもりでございます。ちょっと下手な説明になりましたが、経過でございます。

(委員長)

はい、どうぞ。

(環境部長)

部長の浜田でございます。長い間のご審議ありがとうございます。少し、私達の思いは分かっていたいたようなんですが、森林環境創造事業という言葉が随分飛び交ってまして、実は資源循環型社会という話の中で、木材もその代表格ではないのか、という事を我々思っています。

しかしその循環するシステムの中で、大森委員のほうからもありましたけれど、やはり伐採の仕方とか、そういったことによっては、やはり環境に与える影響も大きいということもあります。そして今まではどちらかという山全体を我々の視点からは同じような山を見て、杉、ヒノキを中心にして植えてきたということがあります。そういう事の結果木材価格の低迷というような話も、さっきからいろいろあって、そういう話の中で放置山林が随分増えてきたということで、私の方へも、各市町村長さんを中心にしてたくさんのお話がございました。そこで実は三重県が国の方へ随分働きかけました。やはり今のような山林政策ではダメなんではないかということがありまして、その中でやはりこの生産林と、環境林的な感覚を分ける話の中でもう少し整備できませんかと、例えば三重県が考えた案は、三重県の場合は民有林でございますので、個人の財産でございます。しかしそれをある意味では放置しようと、木を植えようと、個人のものでございますけれども、そこがやはり公益性との関係で、放置してはならない形があるということとして、そこ出てきたのが実は生産林でいける部分は従来の生産林の制度を使いながらまわっていくと。しかしそういう部分でいけない部分がたくさん出てくるということです。森林環境創造事業というものをつくりまして、これは実は私が持っている個人の山を、公共材として一応提供しましょうと、無償で提供しましょうと、ですからそれはあの提供された山を、環境公益性を最大限発揮させるという形で、整備しましょうということになりますと、将来のいわゆる木材生産を中心とする山ばかりではありませんので、そういう山の形態もいるということで、それで県市町村がその整備費は負担してやりましょうと。その代わり個人からの山は、無償で提供してもらいますという格好で、20年間の提供サイクルでやります。そういうような事業と、いわゆる循環型の生産林の部分をうまく組み合わせながらやらないかということがありました。

そしてこの南島町の山を見たときに、実は私も通常ならば委員長さんおっしゃるように、何故こんなに賛成、反対が出るのかという疑問が起こります。ということで私もすぐに、その山の中まで含めて1日歩いてきました。やはりその山の持つ、外から見たらわからないですけども、非常に土質といい、だいぶ問題があるなという認識をしました。それで一方では緑資源公団のような形態もあります。そのまま放置されておる部分もあると、そしてそういう話の中でこの林道整備が、確かに4m道路の規格があつて、私生産の形態も変わってくると。それで先ほど用意したように県の政策も平成10年度から環境へ山を移したという話で、当然その考え方が変わってきたわけです。国の方もそうですけれども、全然見直しせずやるよりは、やはり見なおすべきものは見なおしてやった方がいいという、考え方もありまして、本当にあそこの地形から見ると、どちらへも出られるような形にすると、道路をつなぐ必要はあると、ただつなぐ話の場合でも、本当に高規格の4m道路ありきなんだろうかと、例えばそんな素朴な疑問も含めて、幅員が広い程、先ほども言ったように、環境に対する問題が起こるということは、そういうことが地域の住民の方の反対のひとつにもなっていると、いうようなことならば、そういう部分をやはり考えるべきではないのかという事で、以前、はじめは国もいやいやこれは違いますという話もありました。しかし環境に対する配慮をしながら、そこで最小限の負荷に押さえて、そして速水委員からもありましたように、その林道整備だけ

ありきという話ではおかしいという話は、当然のことでございますので、新たに 13 年度後半から出てきた森林環境創造事業なんかの、制度もやはり計画の中にきちっとはめこんでいって、あの地域全体の山の整備をやったほうがいいんじゃないかと。まあこんなようなことで、この林道の整備の見なおしの話も、併せながらやったということでございます。

そういうような意味あいでも、私の方の説明の下手さもあったかもしれませんが、考えておる部分はという話でして、そして山のエリアを、少しでも広げていくという話の中で、整備していくという事でございます。

森林環境創造事業は、そのように個人の山を提供してもらうという話ですので、14 年度から県下一斉に広げていきます。これはやはり個人との契約の話になりますので、正直に言って勝手に絵を書いて、こうですという話には、どの地域をやってもかなり時間が掛かります。しかしそういう計画を持ち、そういう方針を持って望まないためですし、実は国のほうでも、県のそういった部分については、正直言って私達が期待したよりは、ちょっと腰の引けた予算形式になりましたけれども、それでも 200 億円という特別な形態の前触れになるような予算編成もしていただいたと。私どもの話としては、県下今 20 数市町村からこの事業の導入の要請もあります。そんな事を含めて、来年度の県単独事業でも、これをやろうという強い決意でして、それを実は全国発信してます。そういう事で全国から随分の方が、この事業についてお尋ねもありますし、これ緑の雇用事業の中心になって、提供したのもこの考え方による議論でございます。そういうような意味合いでは、環境省や林野庁だけではなくて、小泉首相の方へも、そういう話はさせてもらったと。そんな事もあるってこの事業を、やはり全県的に展開していくという話の中で、やはりあの地形上の道路整備を考える時に、委員の皆さんから頂いた計画をもう少し広げて、きちっとした計画をという話はとてもよくわかりますので、そういう部分で前回の委員会以降詰めさせてきたところでございます。

もう少し明確にという話もありますが、いずれにしてもその方向では、きちっと出していきたくて、合意形成の話の中でも、そういった部分をきちっと示す事によって、以前よりは理解が進んでおるといふうに、私も報告を受けておりますので、これについてももう少し 1 番はじめに森林政策審議監の方からも話ありましたように、これの合意形成の部分は私も環境の仕事をしておる中で、別の事業の中でも随分合意形成の難しさというのは知りました。そういう意味では努力せないかん部分は多々ありますが、事業の推進の話としては、私はそういう事で見直すべきものは見直しながら進めてきたということでございますので、是非この事業をいい形で進めていきたくて、こういう強い決意でございますので、どうぞよろしくご審議お願いするべくいたしたいという事でございます。以上でございます。

(南島町)

あの先ほど来の住民への説明責任、合意形成につきまして、本町と私といたしましては本来全町民の方々を対象にそうすべきであると思っておりますが、実際には一部の人でしか実際には合意形成できませんでしたが、実際今回この場におきまして、マスコミの皆さん方が集まる中で、南島町の熱意というものをやはり理解していただく、本当によいチャンスだと思っております。今回一生懸命ご説明を申し上げる次第でございます。

また先ほども申し上げましたことを繰り返して、申し訳ないんですが、私といたしましては 12 月の 20 日の全協で口頭説明し、それから 21 日に書面を遅ればせながらお送りして、自分で運んだわけですが、この上でとりあえず本日まで何のクレームもなかったということで、私といたしましてはその内容につきまして、理解を充分得られたという判断のもとに、今この席に立たさせていただいております事を、皆さんに御理解を特にお願いしたいと思います。

今まで私どもの町では、議会の決議の必要のないものを、全協で説明するというようなそういう事はかなり少なかった状況でございますが、やはりこれからの時代、情報公開されて全ての皆さん方に、南島町民以外の方々にも知ってもらわないかんという状況

の中で、やはりこれからオープンが前提となってきましたので、これをもって私といたしましては、説明責任を果たしておると思っておりますので、その点も御理解の程よろしくお願いをいたしたいと思っております。失礼しました。

(委員長)

はい、あのよくわかりました。それでは意見の取りまとめのために、もう一度休憩をさせて頂きたいと思っております。一応6時半ということをお願いしたいと思っております。

(委員長)

意見書を取りまとめさせていただきましたので、ただ今からそれを読み上げさせていただきます。

意 見 書 (第8回)

1 経 過

平成13年10月30日に開催した第6回委員会において、県より林道開設事業1箇所の審議依頼を受けた。

審議対象事業に関して、県の担当職員から事業説明を受け、審議資料に基づき審議を行うとともに、平成13年11月27日の第7回委員会において現地調査を実施するなど慎重な審議を行った。

2 対応方針案に関する意見

審議対象事業に関して慎重な審議を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 林道開設事業

① 国見能見坂線

①は、平成8年度に事業着手し、5年を経過して継続中の事業である。事業着手以来、大宮町において開設作業を進めてきたが、南島町においては、林道建設による環境破壊、海洋汚染や産業廃棄物等の不法投棄等の懸念から反対運動等もあり、平成12年度からの事業着手を見合わせてきた事業である。

県の森林環境創造事業の取り組みは先進的でもあり、大いに評価でき、環境林の管理のための森林環境創造事業、生産林における木材生産のため、それぞれに対応した森林アクセスは重要である。

また、現地調査の結果、南島町における森林整備の緊急性・必要性は十分にあり、そのための林道設置についても理解できる。

しかし、現在の林道開設事業については、林道計画の基礎となる南島町の森林整備計画は当初から不完全であり、地元合意形成にも不備が認められ、県代行事業として県が継続する根拠を認めがたい。このため、現計画をこのままの形で継続する対応方針案については現段階では認められない。

ただし、来年度以降に南島町が的確な地元説明の上に、責任ある森林整備計画を作成し、それに伴って林道開設計画が策定されることを否定するものではない。

以上でございます。途中ちょっと声が詰まりまして失礼しました。以上を持ちまして今回の意見の具申を行なうということによろしいでしょうか。

(各委員)

はい。

(環境部長)

長時間に渡りまして、ご審議頂きありがとうございます。ここに書かれた以外の事もあったと思います。我々としてもここに書かれた現段階では認められないけれども、来年度以降に的確な地元説明の上に責任ある森林整備計画を作成し、それに伴って林道開設計画が策定されることは否定するものではないと、その前段でこの林道事業の或いは林道の整備の必要性は御理解頂いておるといふふうに思われますので、条件を早期に整えまして初期の目的とする事業をきちっと遂行できればと今後努力いたします。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

(委員長)

はい、それではどうぞ。

(南島町)

ご意見ありがとうございます。私どもの不手際から、皆さん方に大変ご迷惑をおかけしまして本当に申し訳ございませんでした。しかしながら先ほどの意見書にございましたように、来年度以降の的確な地元説明の上での森林整備の計画をあげるということにつきましては、私ども全力をあげて実現をさせて頂きたいと思っておりますので、今後とも皆さん方のご協力、ご指導を切にお願ひ申し上げます。本日はどうもありがとうございます。

(委員長)

どうも長時間に渡りましてご丁寧なご説明、詳しい資料の作成について努力されました事については、深く敬意を表したいと思います。本日の審議は以上のような事でお開きとさせて頂きます。それでは、続きまして議事次第 3 その他があろうかと思ひます。事務局の方からご連絡をお願いします。

(公共事業推進課)

大変長時間に渡りましてありがとうございます。本日で今年度の予定しておりました再評価の対象事業につきましては、すべて答申を頂きました。8回にわたりまして本当にどうもありがとうございました。今後はその頂きましたご意見を踏まえまして、県としての対応方針を決定いたしたいと考えております。またそれぞれ各事業につきましては、多くの意見を頂いております。またその頂きました意見につきましては、今後の事業の企画及び実施に活かしてまいりたいと考えております。

それで本日を含めまして、具体的な対応、それから決定しました対応方針につきましては、3月ぐらいに最終の委員会を開催させて頂きたいと思ひます。そこで対応方針等につきまして、ご報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。どうもありがとうございます。

(委員長)

どうもありがとうございます。

(公共事業推進審議監)

長時間ありがとうございます。それでは終るにあたりまして、三重県公共事業総合推進本部の副本部長であります吉兼県土整備部長が最後に一言ご挨拶申し上げます。

(県土整備部長)

どうも渡辺委員長をはじめ、各委員の皆様方、長時間ありがとうございます。また本年度は8回にわたる集中的な審議、本当に我々としては恐縮いたしております。

あの今日をはじめ、今も申し上げておりましたように、各事業に寄せられた意見につきましては、我々三重県としましても、私どもは公共事業推進本部一体となって、それを

できるだけ事業に活かして、少しでも県民に理解される公共事業を進めるように、最大限の努力をしていくことを、お誓いしまして、この場を終わらせていただきます。本当にどうもありがとうございました。

(委員長)

どうもありがとうございました。

以 上